

大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会
報告書

平成 19 年 3 月

内閣府

大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会委員名簿

(敬称略)

< 学識経験者 >

有馬正敏	MBC南日本放送報道部主任
岩田孝仁	静岡県総務部防災局防災情報室長
宇井忠英	環境防災総合政策研究機構専務理事
吉川肇子	慶應義塾大学商学部助教授
齋藤富雄	兵庫県副知事
桜井誠一	兵庫県神戸市市民参画推進局長
重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
高橋民夫	文化放送編成局報道制作部防災キャスター
武居信介	中京テレビ放送(株)報道局報道部参事
谷原和憲	日本テレビ放送網(株)報道局社会担当部長
中川和之	時事通信社防災リスクマネジメントWeb編集長
長坂俊成	独立行政法人防災科学技術研究所防災システム研究センター主任研究員
中村功	東洋大学社会学部教授
野呂雅之	朝日新聞論説委員兼編集委員
林春男	京都大学防災研究所教授
福島隆史	TBS報道局編集部兼解説・専門記者室
福田淳一	NHK報道局災害・気象センター長
宮崎緑	千葉商科大学政策情報学部教授
森民夫	新潟県長岡市長
安富信	読売新聞大阪本社編集委員
山中漠	北海道壮瞥町長
山中茂樹	関西学院大学教授
座長 吉井博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授

< オブザーバー >

内閣官房、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会
報告書目次

大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会名簿	
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
懇談会議事要旨・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1) 国の災害対策本部による情報提供に関する取組について	
・ 第1回懇談会議事次第・・・・・・・・	12
・ 大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会議論のテーマ(案)(第1回懇談会資料)・・・・・・・・	13
・ 過去の大規模災害における情報ニーズと情報不足により発生した事態(第1回懇談会参考資料 1)・・・・・・・・	18
・ 災害発生時における情報提供項目と時系列整理(被害・対応関係)(第2回懇談会資料2 1(第1回懇談会参考資料 2 1を事務局で加筆・修正したもの))・・・・・・・・	35
・ 災害発生時における情報提供項目と時系列整理(支援措置関係)(第1回懇談会参考資料 2 2)・・・・・・・・	39
・ 「緊対本部による国民への呼びかけ」として考えられる情報(第1回懇談会参考資料 2 3)・・・・・・・・	41
・ 過去の大規模災害による政府の災害対策本部等による情報提供の事例(第1回懇談会参考資料 3)・・・・・・・・	42
・ 内閣府HPにおける「内閣府防災担当災害緊急情報」の課題等について(第1回懇談会参考資料 4)・・・・・・・・	70
・ 過去の大規模災害における政府の情報提供活動に関する現地災害対策本部による支援事例(第1回懇談会参考資料 5)・・・・・・・・	73
・ 第2回懇談会議事次第・・・・・・・・	75
・ 「緊対本部による国民への呼びかけ」として考えられる情報(第2回懇談会資料1 1)・・・・・・・・	76
・ 既往災害時等における政府からの国民等への呼びかけ事例(第2回懇談会資料1 2)・・・・・・・・	78
・ 首都直下地震応急対策活動要領における主な広報事項等について(第2回懇談会資料2 - 2)・・・・・・・・	83
・ 都道府県の地域防災計画における主な広報事項等について(東京都の例)(第2回懇談会参考資料2 - 1)・・・・・・・・	91

- ・市町村等の地域防災計画における主な広報事項等について（東京都練馬区
の例）（第2回懇談会参考資料2 - 2）・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
- ・特別非常災害時の中央合同庁舎第5号館における記者発表体制について
（第2回懇談会資料3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
- ・「大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会」
（第1回）の主な意見（第2回懇談会資料4）・・・・・・・・・・・・ 120

（2）各メディアの情報提供に関する取組について

第1回懇談会

- ・谷原委員プレゼンテーション資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
- ・高橋委員プレゼンテーション要旨・・・・・・・・・・・・・・ 129
- ・安富委員プレゼンテーション用メモ・・・・・・・・・・・・・・ 130

第2回懇談会

- ・森委員プレゼンテーション資料・・・・・・・・・・・・・・ 132
- ・山中委員プレゼンテーション資料・・・・・・・・・・・・・・ 133
- ・中川委員プレゼンテーション資料・・・・・・・・・・・・・・ 145
- ・武居委員提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158

はじめに

いうまでもなく、大規模災害発生時には、「情報」は極めて重要な役割を果たす。

首都直下地震クラスの大規模災害が発生した際には、政府も緊急災害対策本部を立ち上げることとしているが、政府の災害対策本部も、被災地や被災地を案ずる国民に対して的確な情報提供をしていく必要がある。

阪神・淡路大震災をはじめ、その後の災害対応の経験を踏まえ、我が国の防災対策は様々な分野において充実、強化が図られてきた。しかしながら、大規模災害が発生した際に、政府が国民に対してどのように情報提供を行っていくかについては、未だ十分な整理がなされていない。

関東大震災の際には、当時唯一のマスメディアであった新聞の途絶等もあり、流言飛語が発生するという事態を招いた。今日では、多様なメディア等が発達し、携帯電話の普及など情報提供に利用可能な手段については格段に充実してきたものの、大規模災害が発生した際の国民への的確な情報提供の重要性については、いささかも変わるところがない。

本懇談会は、大規模災害発生時に、被災地や被災地を案ずる国民に対して国の災害対策本部がどのような情報をいかに提供していくかを主たるテーマとしてご議論いただき、実際の大規模災害発生時における国の災害対策本部による的確な情報提供に資することを目的として開催した。

本懇談会においては、関係省庁の協力を得て、大規模災害発生時の政府の災害対策本部が行う情報提供の項目や国民への呼びかけとして考えられる情報について発災後の時系列に沿って整理を試みた。また、マスメディア、自治体、学識経験者サイドの各委員に発表をお願いし、それぞれの立場での取組や国による情報提供のあり方等についてご意見をいただいた。

懇談会においては、これらを基に、国の災害対策本部による情報提供の内容や体制の整備、情報提供手段の充実等について、各委員の間で活発な議論をいただいた。

議論にあたっては、必ずしも一定の結論を得ることを目的にせず、自由な意見交換を旨とするため、懇談会という形をとったが、各委員からは有益なご意見や具体的なご提案の数々をいただくことができた。

本報告書は、この懇談会における各委員の意見を、座長をお願いした吉井委員の締めくくりのコメントを基に、主な論点ごとに整理したものである。

この中には、実現のために乗り越えるべき様々な課題があるものも含まれているが、内閣府（防災担当）としては情報提供の内容、手段、体制に至るまで、委員からいただいた貴重なご意見等を踏まえ、今後、関係省庁と連携しつつ、精力的に検討を進め、大規模災害発生時における国民への的確な情報提供が可能となるよう、その備えに万全を期してまいる考えである。

内閣府政策統括官（防災担当） 増田 優一

懇談会議事要旨

本稿は、吉井座長によるまとめのご発言をもとに、事務局において懇談会における各委員のご発言を編集したものである。

1. 国の災害対策本部による情報提供に関する取組について

(1) 情報提供の内容について

(座長コメント)

- ・発災害直後は、被害情報は限られており、まず、国が機能していることを知らせることが重要である。トップが前面に出て「大丈夫」というメッセージを出す必要がある。国は全力を挙げて救援活動を行うこととしていること、その活動が始まっていることを強調する必要がある。
- ・その後の情報提供においては、被害情報や応急対策の状況をどの程度つかんでいるかが重要である。情報を効率的に収集する総括機能の充実が必要である。
- ・被災者に対する情報と、被災地外に提供する情報とは違うが、首都直下地震の場合にはそれが渾然一体となる。事前の準備や訓練が重要である。

国の災害対策本部による情報提供の内容については、各委員からは、主として以下のような意見があった。

【国の機能継続、応急対策の実施状況と見通し情報の提供】

- ・国の制度は機能している、復旧工事はフル回転している、だから皆さんも頑張ってもらいたい、ということをも具体的に伝えるための準備をしておくことが重要である。
- ・地方自治体は、今後の自然現象の推移、災害の推移そのものの情報提供ができないので、国の広報対応の中で情報提供をお願いしたい。
- ・国が被災地に対して、今後どういう支援の体制を組んでいくのかということは、自治体側から発言しにくい部分があるので、早めに住民に伝えてほしい。
- ・国の災害対策本部が、発災直後に国民に対して「こういうことをやります」という所信表明演説を行うことは非常に重要だと思う。ただし、時間の経過とともにできることとできないことをはっきり言うことも非常に重要である。
- ・国による情報提供としては、現状のハザード情報、被害情報、政府の対応に加え、今どういう問題が発生していて今度どういう展開をしていくのか、

国のスタンスとメッセージとして出していくべきである。

- ・見通し情報として、例えば救援部隊がこれから出動する、すでに動いている、あるいは関係法令を適用できるような要件が揃っている、といった情報を提供していただきたい。

【被災者への元気づけ、共助の呼びかけ等】

- ・ある一定の期間は、みんなで我慢して譲り合わなければいけないとか、そういうことを国の災害対策本部が呼びかけることも重要である。
- ・総理や官房長官、防災担当大臣が、顔を見せて、「必要な防災行動を取ってくれ」というような場面があってもいいと思う。また、その調整は、内閣府防災担当が率先的にやるという形が望ましいと思う。

【被災地の特徴の反映：首都圏・大都市の場合と地方の場合の違い等】

- ・情報の伝え方は、各々の地震や被害によって随分違ってくる。呼びかけや情報も事前に用意しているものをそのまま伝えるのではなく、被害情報を収集し、それぞれの災害ごとに被害の全体像を把握した上で、適切なタイミングで適切な呼びかけを行うことが重要である。
- ・例えば、首都直下地震が起きたら具体的にどの程度の被害が想定されるか、想定を超えているのか超えていないのか、発生後2時間経ったら大体このぐらいの情報が集まってきて、想定通りだったらこのぐらいだろうとか、情報提供可能な具体的な材料を整理しておく必要がある。
- ・地域の事情を県外に発信することは、地元自治体ではできない部分であり政府の広報として代弁していただきたい。
- ・大都市では情報の過疎になる人たちが多数発生するではないか。そのため内閣府が中心となり、トップの会見とは別にリアルタイムで最新の被害情報を提供していくことが必要ではないか。

【情報ニーズの時間的変化への対応】

- ・知りたい情報というのは、時間の経過や場所によって異なる。そういうものにどう応えていくのかが大きな課題になる。
- ・一番被害の大きいところの被害情報が上がってこないといった情報の空白を埋める作業を行う努力を国の方でしていただきたい。
- ・発災後初期の段階で何が起きているのか情報が入ってこない段階では、映像で現地の状況を流すことが有効である。
- ・災害時は時系列的に状況が変化する中で、今後何が起こるかといった情報提供には専門家の役割が大きい。
- ・E E S（地震被害早期評価システム）は、誤差はあると思うが、初動の災害対策を進めるうえでも有効だと思うので、被害規模の桁数だけでも公表してほしい。

【配慮すべき重要な情報提供項目その他情報提供に当たり配慮すべき事項】

- ・首都圏の場合、外国人への情報提供が課題になると考えられる。
- ・首都直下地震を考えると、帰宅困難者の対応が一番の問題であり、そのためにも安否情報や安心情報を提供する際には、扱う情報の中身について優先順位をつけて提供すべきである。
- ・開いている病院の情報、倒壊した病院の情報を提供してほしい。
- ・国が記者会見要旨等を公表することで、現場との温度差が解消されるのではないか。
- ・各省庁は、色々な知見を持っているのであるから、国民もメディアも納得しやすい解説的な情報があればいい。

(2) 情報提供の体制の整備について

(座長コメント)

- ・情報センター機能を検討していく必要がある。
(例 プレス関係者のたまり場の確保。国、都道府県、区・市町村の情報を一括する場所の整備。担当者の育成、バックアップ体制の整備)
- ・被災地での情報に対する不満は強い。被災者に情報を提供するワンストップセンター機能が重要である。
- ・情報提供のあり方、あるいは呼びかけの仕方についての具体的なマニュアルを作成し、訓練を行って検証する必要がある。

国の災害対策本部による情報提供の体制の整備については、各委員からは、主として以下のような意見があった。

【国、県、市の関係】

- ・国、都道府県、市町村の役割はそれぞれ異なるが、目的は同じである。災害時には時には良い意味で競い合いつつも、それぞれ分業して、全体として良い成果をあげていくということが重要である。

【災害対策本部における情報センター機能の整備】

- ・災害対策本部に情報センターのようなものがいつの時点でどのような形で設置されるのか、その情報センターのあり方とは何か、ということを議論する必要がある。
- ・国の情報対策本部というようなものをどういう仕組みにするか、災害対策本部の中に置くのか、並行して置くのかを検討する必要がある。
- ・有珠山噴火災害の際には、国の現地対策本部、北海道の現地対策本部、被災市町の災害対策本部が合同会議を立ち上げ、その中に専門家や防災関係機関

等が入ってもらい、共同のプレスセンターを情報提供の中核として設置した。共同のプレスセンターあるいは情報センターによって組織間の情報のやりとりや意思疎通が生まれ、有効であった。

【正確な情報の収集、情報の管理】

- ・インターネットがこれだけ発達してくると、ネット上での不確かな情報や間違った情報が氾濫するため、これを国の災害対策本部等がどう管理していくかが問題である。
- ・被害情報のようなバツの情報については、かなり集められるのではないかと期待しているが、一方で、被害が出ていないというマルの情報を集めることも大切。こういった情報を集めるチームを国の危機管理チームとは別に設ける必要がある。
- ・通常の災害対応とは別に、離れた立場で、例えばトップに何を言ってもらうのか等を状況を見ながら考えるようなセクションが必要である。

【人材の確保・育成】

- ・災害が発生すると、防災担当職員は、場合によっては 24 時間働き続けなければならないことを考慮すると、人材の手当ては極めて重要である。
- ・防災OBや民間から選抜して、広報専門員を養成、確保する必要がある。

【広報マニュアルの作成、訓練の実施】

- ・国、県、市町村の広報担当者間で意思統一ができる基本的なマニュアルを作成しておき、広報担当として共通の認識を持たせることが有効である。
- ・首都直下地震が発生した場合には、マスメディアも相当程度機能マヒに陥るおそれがあり、広報関係について図上訓練を行うなど、準備をしておかなければいけない。
- ・マスコミ対応、広報だけの防災訓練は賛成ではない。やるとすれば、今の防災訓練のどこかにそういうマインドを入れていただけることが望ましい。その方が机上の理論にならなくて良い。

(3) 情報提供の手段の充実について

(座長コメント)

- ・情報提供と問い合わせ対応は一体であり、問い合わせセンター的な機能も必要である。そのためには、インターネットの活用、情報のポータル機能の充実も重要である。
- ・携帯を使った情報提供も考えていく必要がある。

国の災害対策本部による情報提供の手段の充実に関しては、各委員からは、

主として以下のような意見があった。

【情報のポータル機能の整備】

- ・地域の災害情報の集約センターをネットワーク化していくことが必要であり、自治体を越えた生活圏であるとか、ある種の通勤圏というような活動圏域の中で必要なニーズに関する情報の流通という視点が大事である。
- ・全国的な統一フォーマットで災害情報を共有できるシステムを整備していくことが重要ではないか。
- ・どこにでも誰でも使えるような情報プラットフォームがあれば、メディアも市民もいろんなレベルで利用できるのではないか。
- ・内閣府の役割は、いろいろなところにある情報をみんなで共有するための方法を検討することにあると思う。その際の考え方として、例えば、情報センターやホームページで細かい情報をリアルタイムで提供していくとか、情報共有のためのプラットフォームのようなものを作るというのも一つの方向性である。
- ・それぞれの主体が、それぞれのコンテンツを相互に必要なものを使う側が取ってきて情報を共有し、再発信するというような環境にモデルを変えていくことが重要である。
- ・それぞれの主体が分散し、協調しながら、集めた情報は行政も横目で見ながら活用ができる、または報道もそれを編集して記事にもできる、こういう関係のモデルを国として整備していくことが重要である。
- ・現在の各省庁のホームページは深くまでスクロールしないと、お目当ての情報にたどり着けないため、情報のカテゴリー化が必要である。例えば災害ごとに人的被害とか住家被害とか、あるいは適用された法令とか、そういうものがすべて整理されてあれば非常に見やすいと思う。

【地図情報の提供】

- ・災害があると、様々な地名、河川の名前も出てくるが、そこに地図に情報を記入したものがあれば非常に分かりやすいと思う。
- ・Google マップ（オンライン地図情報サービス）や YouTube（動画コンテンツ共有サイト）等を活用して、被災者に生の映像や位置情報付の情報を信頼性を付与しながらどう集約して提供していくのかについても考える必要がある。

【確実な情報提供のための様々な手段の活用】

- ・メディアに完全に頼り切ることはできないため、政府や自治体の災害対策広報、行政新聞が重要である。
- ・ミニ新聞発行車を持っている地方紙から被災地の地元紙に応援を派遣し、被災者等を雇用しながら「ここだけ新聞」を発行するという方法は、特に生活

情報を提供する上で有効である。

2. 各メディアの情報提供に関する取組について

懇談会においては、テレビ、ラジオ、新聞それぞれの立場からの情報提供に関する取組について発表があり、これを基に各委員から活発な議論がなされた。この点については、主として以下のような発表、発言があった。

【各メディアの特性と役割、求められる取組】

- ・テレビは、必要な情報を直ちにあまねく一時（いちどき）に伝えられることができる。特に初期の段階で大きな情報である映像情報をどう集め、どう伝えていくかが課題である。
- ・テレビは速報メディアであり、被災地の生命を守る情報と生活を守る情報を発信することに適している。
- ・テレビによる都市部の震災報道では、被害がどんどん広がっていく火災の報道に力を入れていきたい。
- ・テレビの地上デジタル放送を活用したデータ放送では、文字情報で視聴者がインデックスを見て好きな時に必要な情報を選ぶことが可能になった。
- ・ラジオは、受け手が停電の時も携帯ラジオさえあれば震災直後に何が起きたのか迅速に伝えることができる。
- ・被災地に正確な情報を提供するためには、情報の一元化が必要である。在京の7つのラジオ局では、ライフライン各社と共同で情報の一元化に向けた取組を進めている。
- ・災害時には被災者にとって全く情報が入ってこないという事態が発生することがある。地元のメディアとしては、未確認情報をどう取り扱うかが意外と大事ではないかと思っている。
- ・地方放送局では、デジタル放送のデータ放送のための環境が十分でないため、アナログと同様の画面にならざるを得ないという状況がある。
- ・活字メディアは、速報性では他のメディアに劣るため、被災地で何が起きているかという評価・分析に力を入れることになる。

【情報を受信する者の情報ニーズの相違】

- ・被災者の中にも救助を待つ人と、ある程度余力のある人に分かれるし、被災者の置かれた状況によって求められる情報が違う。
- ・被災地の住民と被災地外の住民が欲しい情報は異なる。また、被災地外にいても被災地に家族・親戚がいる方が欲しい情報も異なる。必要とされる情報をどのように仕分けしていくかを事前に考えておく必要がある。

【メディアにおける生活密着情報の提供】

- ・被災地に向けてきちんと情報を出すローカルメディアが必要である。
- ・スーパーや風呂屋の営業に関する情報など、被災地に向けた生活密着型の「零細情報」の提供を考える必要がある。これまでの災害では、地域のボランティアがこうした情報を集めているところがあり、こういった情報をメディアとしてどう集めて吸い上げていくかにも目を向けていく必要がある。
- ・分野ごとに都道府県をまたいだ生活情報をどうやって集約し、提供していくかは、今後の課題である。

【首都直下地震におけるメディアの役割】

- ・メディアも広域的な役割とローカル的な役割を使い分けなければならない。首都圏の場合にはそれが一体化しているので、首都直下地震の際にどうするかという課題も残されている。
- ・首都直下地震が発生した場合、マスメディアがローカルメディアとしての役割も担うということが予想される。
- ・首都直下地震が発生した場合、メディアがはじめて被災地の中で報道することになるため、過剰に地震が取り上げられてしまう恐れがある。

3. 情報提供における災害対策本部とメディアとの連携について

懇談会においては、大規模災害発生時の災害対策本部とメディアとの連携方策について、活発な議論があった。この点については、主として以下のような発表、発言があった。

【災害対策本部の公開】

- ・新潟県中越地震の際、長岡市は災害対策本部会議の生中継を行った。この方式はもちろん汎用性があるものではなく、都市の規模等によってずいぶん違ってくると思うが、本部会議の生中継は、市民に対して、市役所がきちんと対策を立てているということが伝わり、デマ防止や安心感につながったと思う。
- ・災害対策本部会議の公開は、一種のエンベッド（embed）、埋め込み方式の取材である。記者会見を別に設定しなくても、公開さえしておけば自由に記者が取材して自由に記事を書いていくという形で、行政側の負担は減るというメリットはあるが、決断力や判断力の乏しいトップであると醜態をさらすというおそれもある。
- ・災害対策本部の公開について、国が指針等を作ってくれば、都道府県にも参考になる。

- ・行政は時として意思形成過程を公開するのを嫌がる傾向にあるが、意思形成過程であっても、災対本部は公開すべきである。

【その他行政とメディアの連携】

- ・情報の発信源と発信する側の窓口、定例記者会見の回数・時間間隔等を明確にする必要がある。
- ・首都直下地震や東海地震のように被害が広範囲にわたるときに、行政側ときちんと交渉できる窓口をメディア側で自主的につくっていただく必要がある。また、メディア側も少なくとも基礎知識は自分たちで勉強することが必要である。
- ・非常時になった途端に、中央から入ってきたメディアの方が大挙し、行政との窓口になるべき地元の記者クラブがかすんでしまう。非常時こそ、きちんとしたメディア側の自己規制が必要である。
- ・マスメディアと行政との連携の方策として、神戸市等での災害対策本部事務局と記者クラブの同居の例がある。災対本部と記者が同居することによって、情報の共有化や連帯意識の醸成というメリットがある。

資料編

- (1) 国の災害対策本部による情報提供に関する取組について
- ・ 第 1 回懇談会議事次第
 - ・ 大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会議論のテーマ (案)
(第 1 回懇談会資料)
 - ・ 過去の大規模災害における情報ニーズと情報不足により発生した事態
(第 1 回懇談会参考資料 1)
 - ・ 災害発生時における情報提供項目と時系列整理 (被害・対応関係)
(第 2 回懇談会資料 2 - 1 (第 1 回懇談会参考資料 2 - 1 を事務局で加筆・修正したもの))
 - ・ 災害発生時における情報提供項目と時系列整理 (支援措置関係)
(第 1 回懇談会参考資料 2 - 2)
 - ・ 「緊対本部による国民への呼びかけ」として考えられる情報
(第 1 回懇談会参考資料 2 - 3)
 - ・ 過去の大規模災害による政府の災害対策本部等による情報提供の事例
(第 1 回懇談会参考資料 3)
 - ・ 内閣府 HP における「内閣府防災担当災害緊急情報」の課題等について
(第 1 回懇談会参考資料 4)
 - ・ 過去の大規模災害における政府の情報提供活動に関する現地災害対策本部による支援事例 (第 1 回懇談会参考資料 5)
 - ・ 第 2 回懇談会議事次第
 - ・ 「緊対本部による国民への呼びかけ」として考えられる情報
(第 2 回懇談会資料 1 - 1)
 - ・ 既往災害時等における政府からの国民等への呼びかけ事例
(第 2 回懇談会資料 1 - 2)
 - ・ 首都直下地震応急対策活動要領における主な広報事項等について
(第 2 回懇談会資料 2 - 2)
 - ・ 都道府県の地域防災計画における主な広報事項等について (東京都の例)
(第 2 回懇談会参考資料 2 - 1)
 - ・ 市町村等の地域防災計画における主な広報事項等について (東京都練馬区の例)
(第 2 回懇談会参考資料 2 - 2)
 - ・ 特別非常災害時の中央合同庁舎第 5 号館における記者発表体制について
(第 2 回懇談会資料 3)
 - ・ 「大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会」(第 1 回) の主な意見
(第 2 回懇談会資料 4)

大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会 (第1回)

議 事 次 第

日 時 平成19年2月6日(火) 10:00~12:30

場 所 都道府県会館 4階402号室

1. 開 会

2. 懇談テーマ(案)

- (1) 大規模災害発生時の情報の重要性について
- (2) 大規模災害発生時の国の災害対策本部による情報提供について
- (3) 各種メディアからみた大規模災害発生時の情報提供の考え方について

3. 閉 会

説明資料

- ・ 大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会議論のテーマ(案)
- ・ 過去の大規模災害における情報ニーズと情報不足により発生した事態
(参考資料 1)
- ・ 災害発生時における情報提供項目と時系列整理(被害・対応関係)
(参考資料 2-1)
- ・ 災害発生時における情報提供項目と時系列整理(支援措置関係)
(参考資料 2-2)
- ・ 「緊対本部による国民への呼びかけ」として考えられる情報
(参考資料 2-3)
- ・ 過去の大規模災害による政府の災害対策本部等による情報提供の事例
(参考資料 3)
- ・ 内閣府HPにおける「内閣府防災担当災害緊急情報」の課題等について
(参考資料 4)
- ・ 過去の大規模災害における政府の情報提供活動に関する現地災害対策本部による支援事例
(参考資料 5)

配付資料

大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会構成員

大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会

議論のテーマ（案）

1 懇談会の趣旨

- ・ 大規模災害発生時において、正確で迅速な情報の提供は、防災関係機関が災害対応を行うに当たって不可欠なものであるが、被災地住民の被害や混乱の拡大等を防ぎ、さらには被災地を案ずる国民が現地ニーズに即した支援活動等を行うためにも、極めて重要。
- ・ 国の災害対策本部にとっては、被災地住民や広く国民に対して的確な情報提供を行っていくことは災害対応上極めて重要な業務。
- ・ しかしながら、実際の災害では、特に発災害直後から応急期にかけて広範な災害対策業務に追われ、様々な情報が錯綜。被災者や国民のニーズに応じた的確な情報提供をしていくには多くの課題。
- ・ そこで、大規模災害発生時に、被災地や被災地を案ずる国民に対して、国の災害対策本部がどのような情報をいかに提供するかについて、他の防災関係機関や地方公共団体との役割分担、メディアの動向等も踏まえつつ、有識者からなる懇談会を設けて議論を行うこととする。

首都直下地震級の大規模災害の発生直後からの災害応急対策期の国の（緊急）災害対策本部（現地災害対策本部を含む。）による国民全体、及び被災者向けの情報提供のあり方を議論の基本的なテーマとしたい。

2 大規模災害発生時の情報の重要性

大規模災害発生時における防災関係機関による情報提供の意義はどのような点にあるか？

過去の大規模災害における情報ニーズと情報が不足した場合に発生した事態について（参考資料 1）

（主な論点例）

大規模災害発生時における被災地及び国民への「情報提供」の意義は以下のような点にあるのではないか？

- ・被災者、被災地を案ずる国民等による災害の全体像の把握を容易にし、適切な行動を促すことにより、民心の安定を図り、被害の拡大や風評被害を防止するとともに、国民経済への影響を最小限とする。
- ・防災関係機関による災害対応への協力を確保するとともに、自主防災組織、災害ボランティア等が行う救助活動や復旧活動など被災地支援活動の円滑かつ効果的な展開に資する。

3 大規模災害発生時の国の災害対策本部による情報提供について

今、首都直下「級」の大規模災害が発生した場合に、政府の災害対策本部はどのような情報提供を行うことが可能か？（現状と課題）

「2 大規模災害発生時の情報提供の重要性」や、以下のような政府の災害対策本部の特性を踏まえ、現時点で想定される、発災害直後の各段階における情報提供のイメージは参考資料 2 のとおり。

（主な論点例）

情報提供に関する政府の災害対策本部と他の防災関係機関との役割分担について

- ・ 政府本部による情報提供に当たっては、例えば以下のような他の防災関係機関との基本的な役割分担を踏まえるべきではないか？

- ・ 地方公共団体やライフライン企業等、他の防災関係機関との関係

地方公共団体、ライフライン企業 = 被災地に即した情報（被害情報、安全情報）、生活情報

政府対策本部 = 被害及び災害対応の全体像、国民への呼びかけ

- ・ 政府部内の他の指定行政機関との関係

政府対策本部 = 被害及び政府の災害対応の全体像

他の指定行政機関 = 所管する事項に関する詳細な情報

- ・ 緊急災害対策本部と現地災害対策本部との関係

緊急災害対策本部 = 国民全体向け

現地災害対策本部 = 被災地向け

政府本部により提供されるべき情報の内容について

- ・ 発災直後（発災 1 日後、1 週間後等）の各段階において、特に政府の災害対策本部からの提供を期待する情報はどのようなものがあるか？

（参考資料 3）過去の大規模災害における政府の災害対策本部による情報提供の事例

政府本部による情報提供の手段について

- ・ マスメディアの協力を得て行う情報提供以外に、近年は、インターネット等による情報提供も可能。どのような手段が考えられるか。また、その際に留意すべき点はどのようなものか？

（参考資料 4）内閣府の防災情報のホームページ

他機関が行う情報提供に対する政府本部の支援について

- ・ 他の防災関係機関による情報提供活動に対して、政府本部（特に現地対策本部）としてどのような支援が考えられるか？

（参考情報 5）過去の大規模災害における政府の情報提供活動に関する現地対策本部による支援事例について

4 各種メディアからみた大規模災害発生時の情報提供の考え方

被災者及び被災地を案ずる国民とも、大規模災害発生時の情報ソースの大部分は、テレビやラジオ、新聞等のマスメディアから発信・提供される情報。

大規模災害発生時において、各種メディア側では、被災者や被災地を案ずる国民、企業にどのような情報をどのような方針で伝えたいと考えているのか？

(3の「国の災害対策本部による情報提供」を踏まえつつ、マスメディアとして、被災者や被災地を案ずる国民、企業に対する災害情報の提供についての考え方や取り組みをメディア側の委員の発表をもとに議論し、政府本部が行う情報提供をより効果的で的確なものとするための一助とする。)

過去の大規模災害における情報ニーズと 情報不足により発生した事態

目次

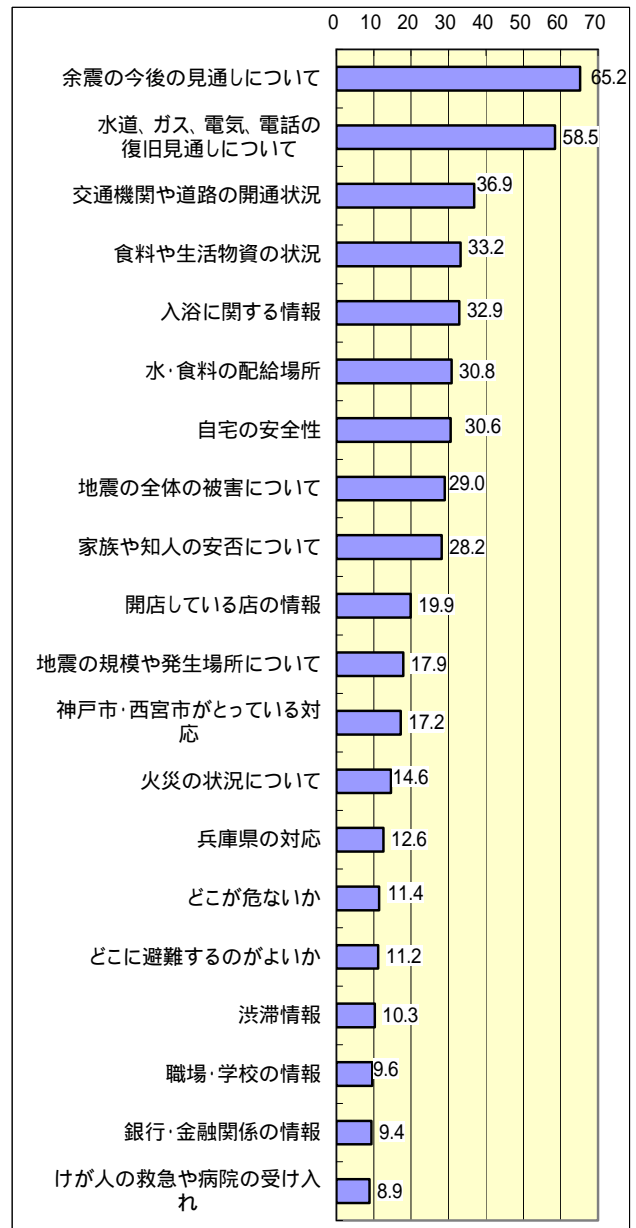
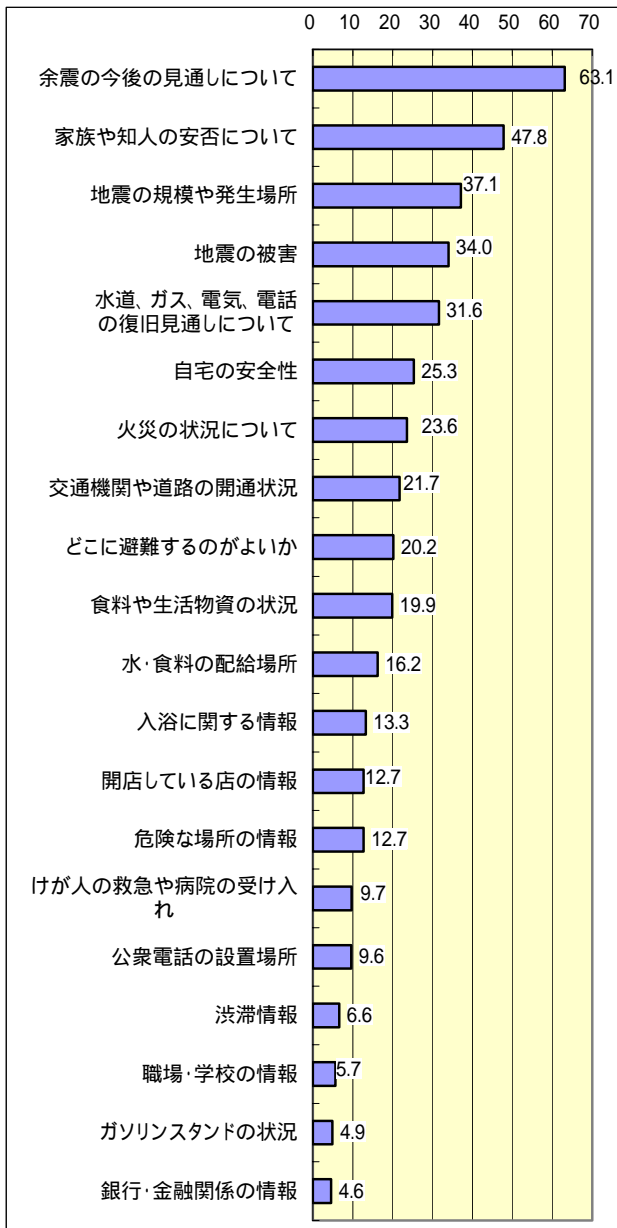
1 . 過去の大規模災害における情報ニーズについて	19
阪神大震災発生時の神戸市民の知りたかった情報	19
阪神大震災発生時の神戸市民の情報ニーズの充足状況	21
平成12年有珠山噴火において避難先にいる間に特に知りたかった情報	22
中越地震において旧山古志村で地震当日知りたかった情報	25
2 . 情報が不足した場合に発生する事態について	27
流言の発生	27
交通渋滞	31
風評被害	32
支援物資のミスマッチの発生	33

1. 過去の大規模災害における情報ニーズについて

阪神大震災発生時の神戸市民の知りたかった情報

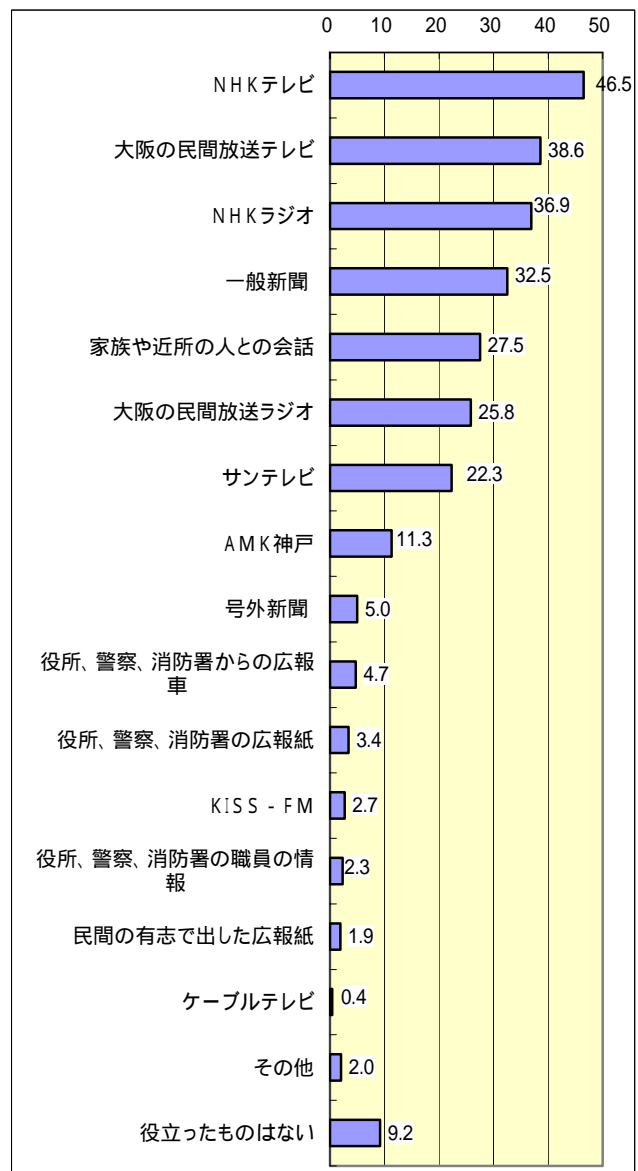
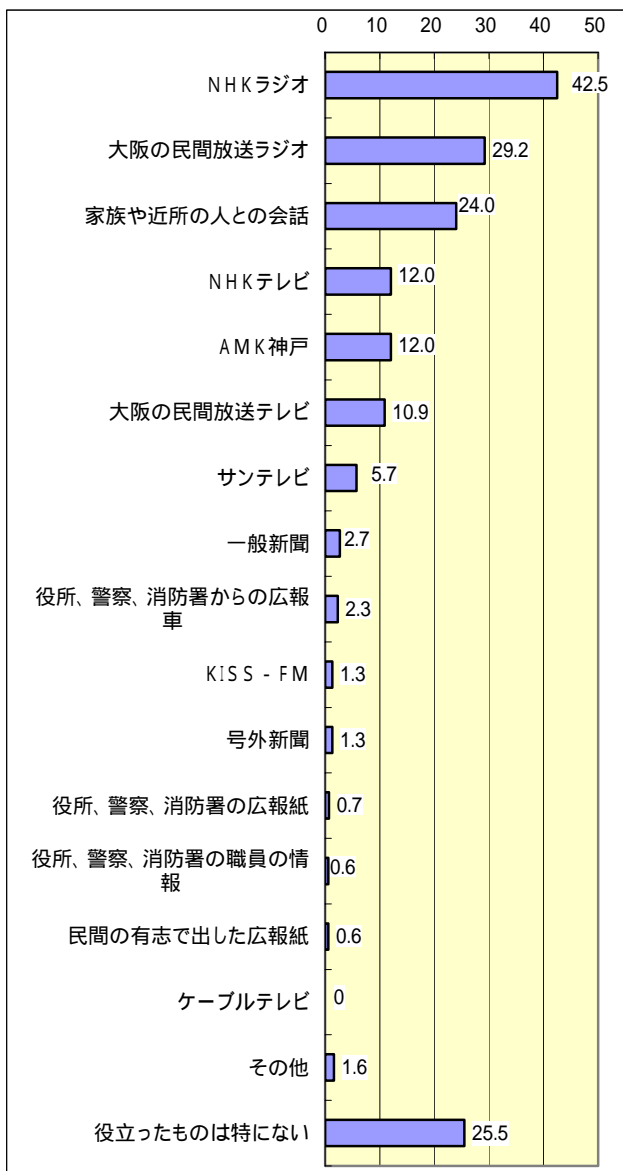
- ・被災者の情報ニーズは、発災時から時間の経過に従って変化する。
- ・当日は、余震情報、安否情報、地震情報、被害情報へのニーズが高く、1週間後でも余震情報のニーズは高いものの、ライフラインの復旧見通し、交通機関や生活物資等の生活情報のニーズが高くなる。

神戸市民の知りたかった情報(当日) 神戸市民の知りたかった情報(1週間後)



東京大学社会情報研究所 『1995年阪神・淡路大震災調査報告 - 1 - 』 1996年

神戸市民の最も役に立った情報源(当日) 神戸市民の最も役に立った情報源(1週間後)

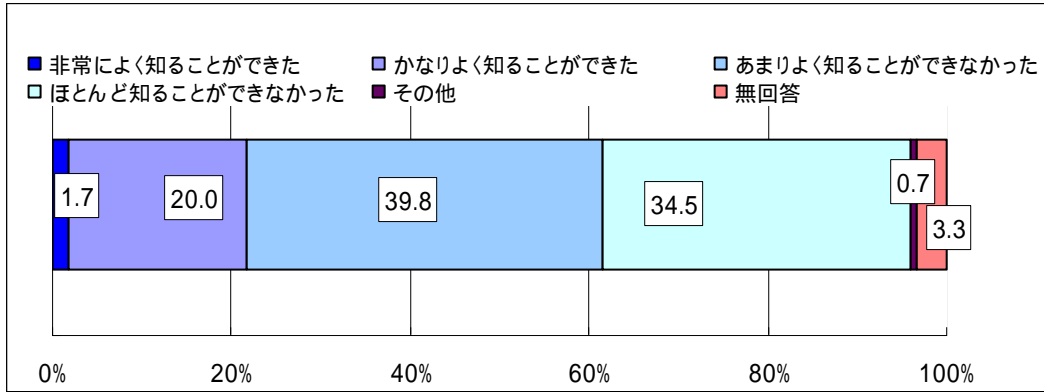


「阪神・淡路大震災」における住民の対応と災害情報の伝達に関する調査 - 兵庫県神戸市・西宮市 -
 東京大学社会情報研究所「災害と情報」研究会(平成7(1995)年8月)

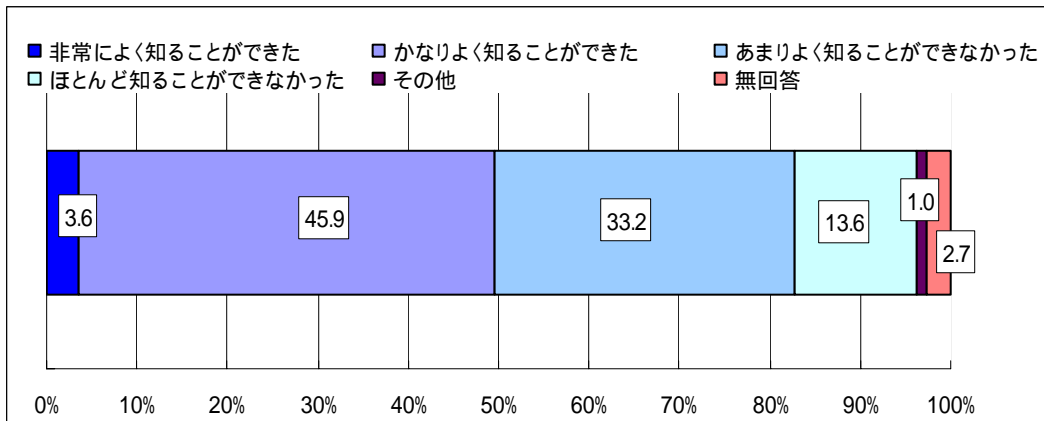
阪神大震災発生時の神戸市民の情報ニーズの充足状況

- ・ 発災当日は、8割方が情報不足を感じ、1週間後には半数が情報ニーズの充足を感じるようになった。

神戸市における震災当日のニーズの充足



神戸市における震災から1週間後のニーズの充足

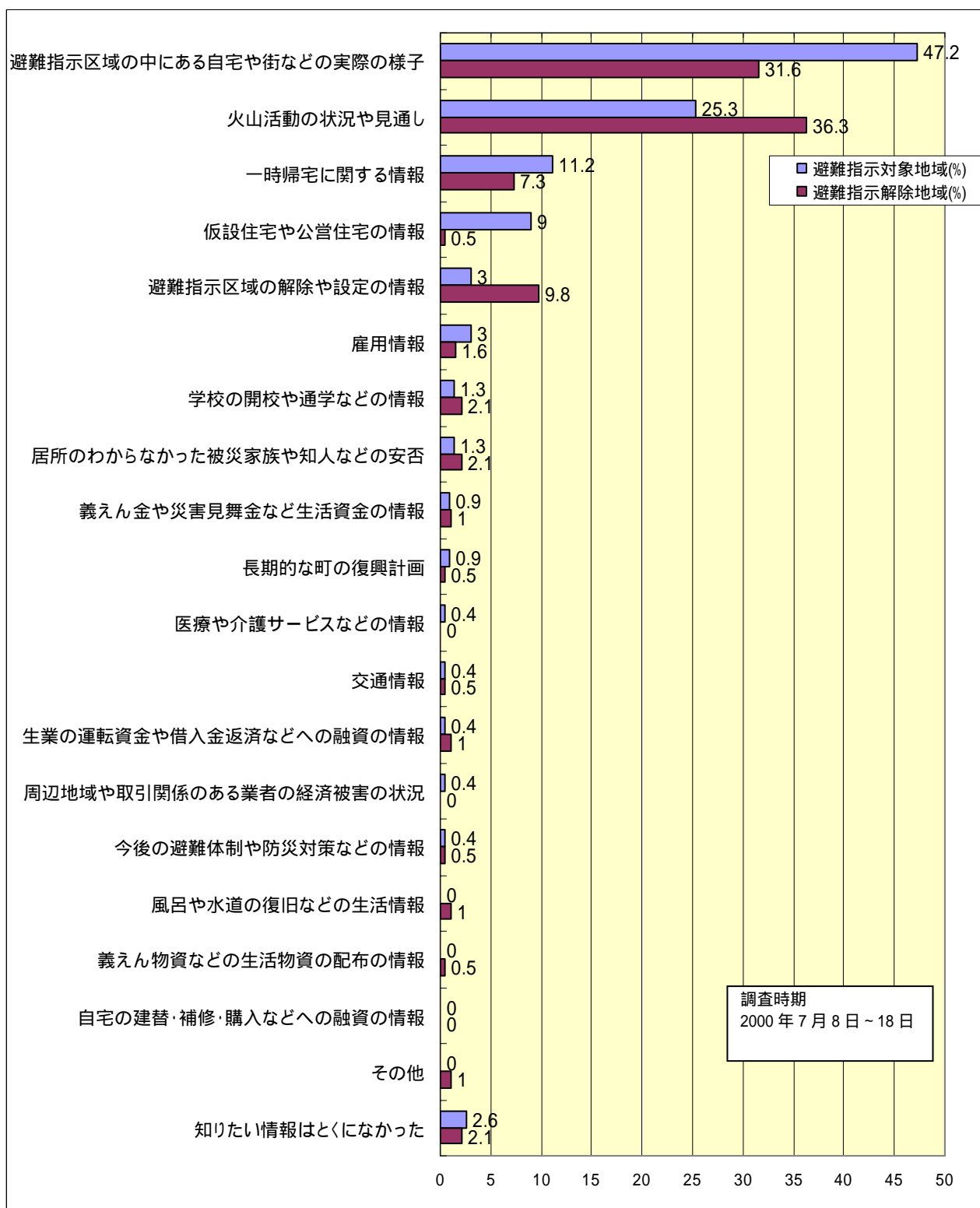


東京大学社会情報研究所 『1995年阪神・淡路大震災調査報告 - 1 - 』1996年

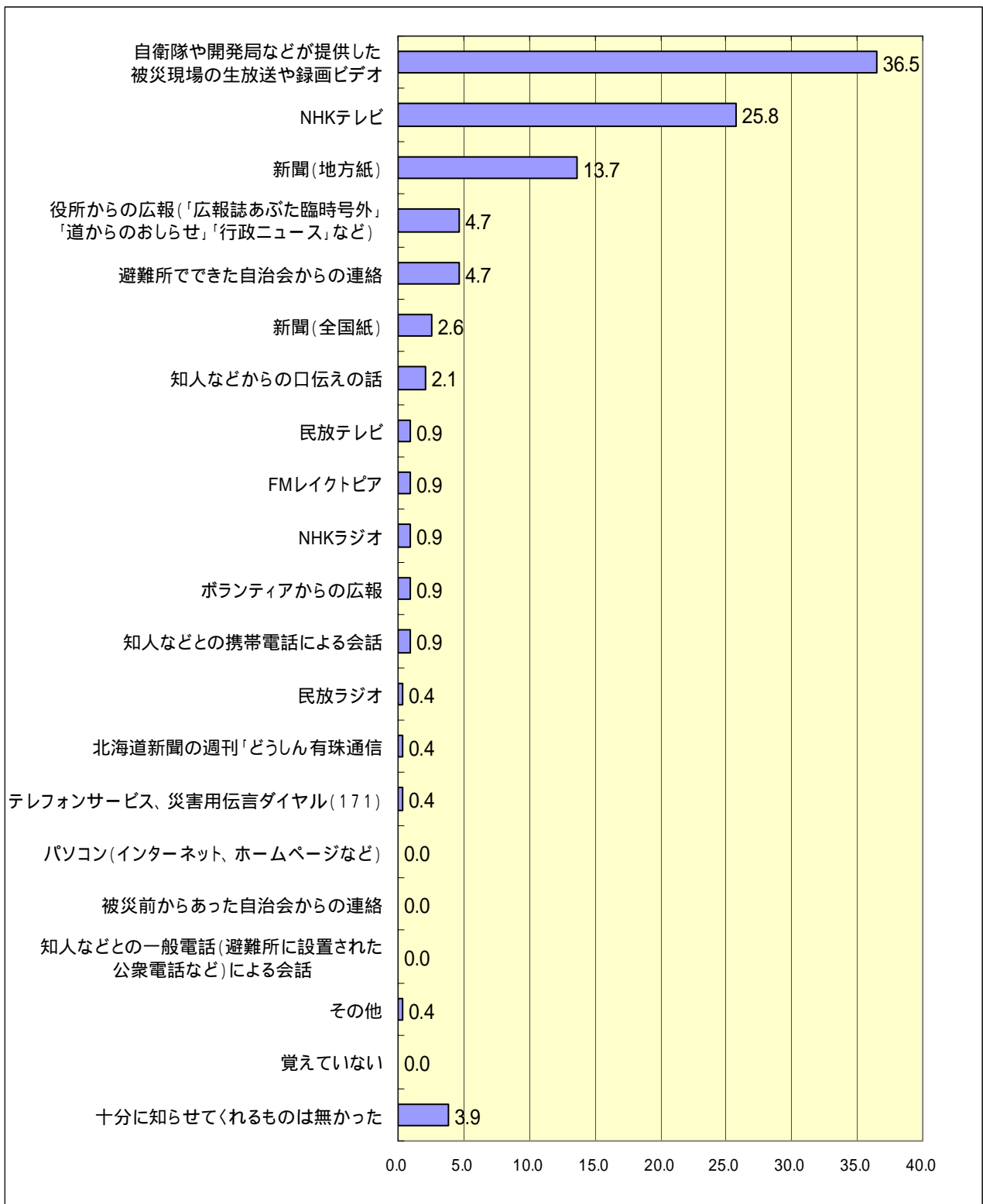
平成12年有珠山噴火において避難先にいる間に特に知りたかった情報

- 平成12年有珠山噴火においては、避難指示区域への立ち入りが制限されたため、区域内の自宅、街などの様子に関する情報ニーズが高い。

避難先にいる間に特に知りたかった情報

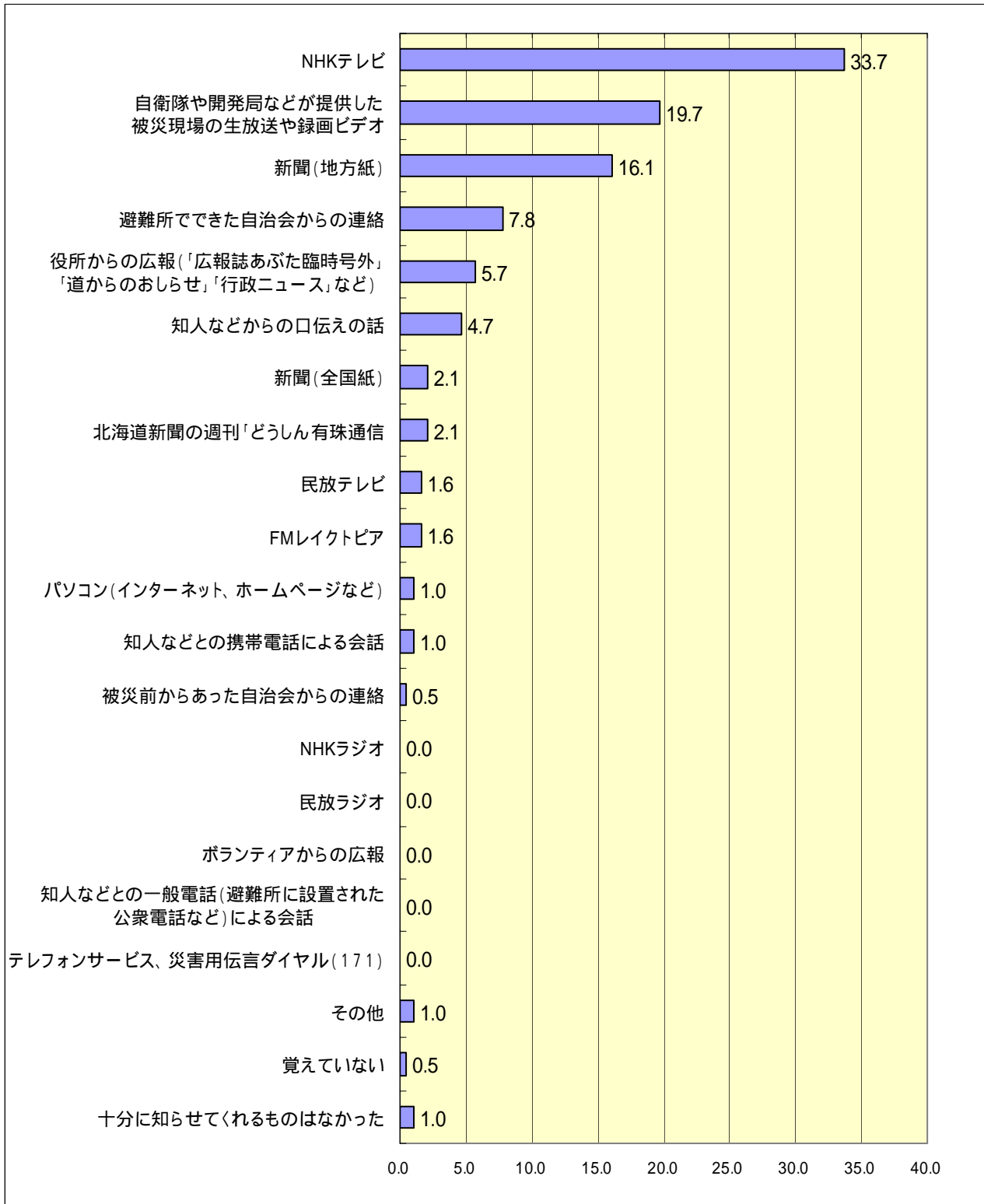


廣井脩他「2000年有珠山噴火における災害情報の伝達と住民の対応」東京大学社会情報研究所 調査研究紀要18号 2002年10月
最も役に立った情報源（避難指示対象地域）



有珠山噴火に関するアンケート調査(避難指示対象地域用) 東京大学社会情報研究所 廣井研究室

最も役に立った情報源（避難指示解除地域）

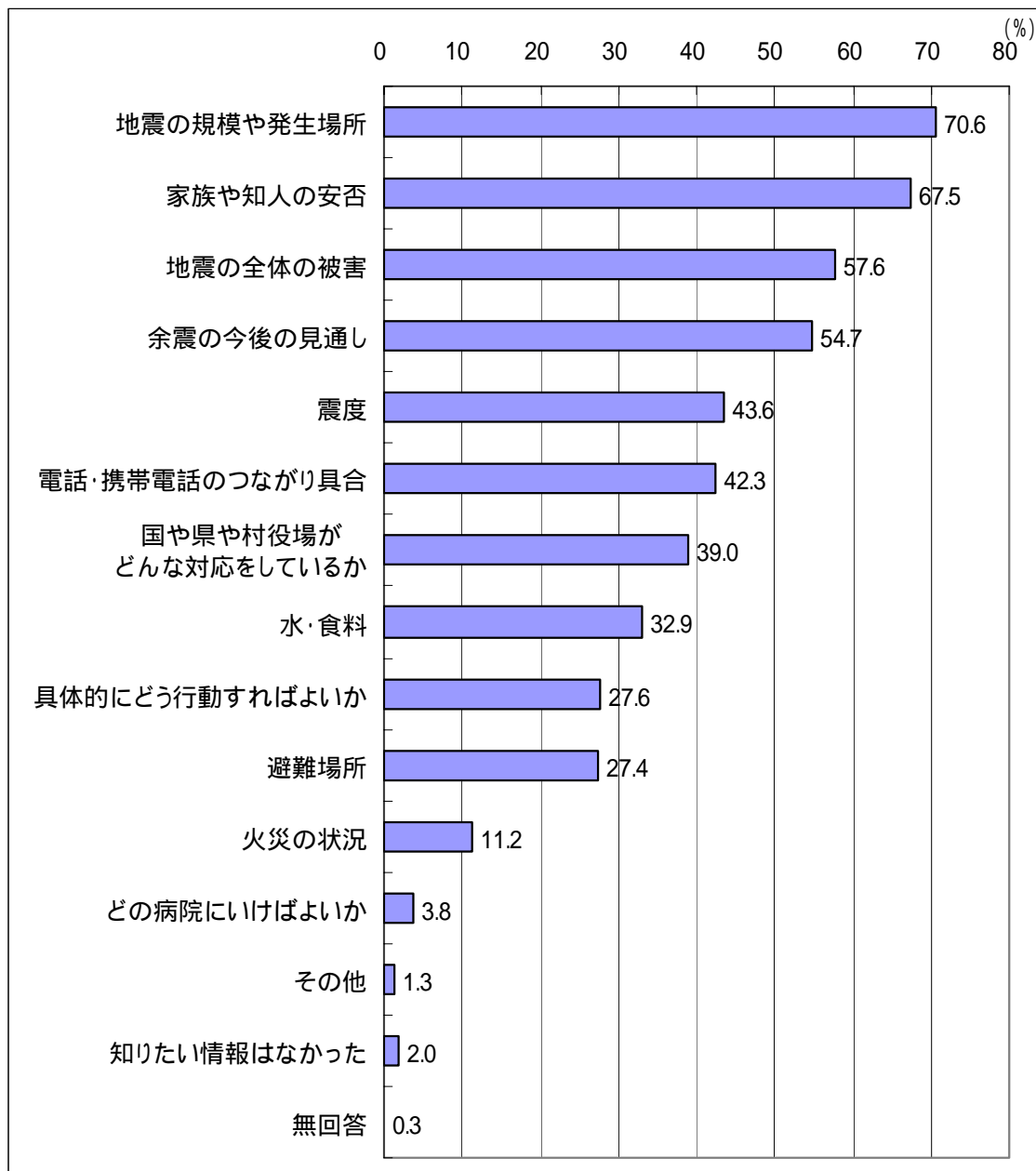


有珠山噴火に関するアンケート調査（避難指示解除地域用）東京大学社会情報研究所 廣井研究室

中越地震において旧山古志村で地震当日知りたかった情報

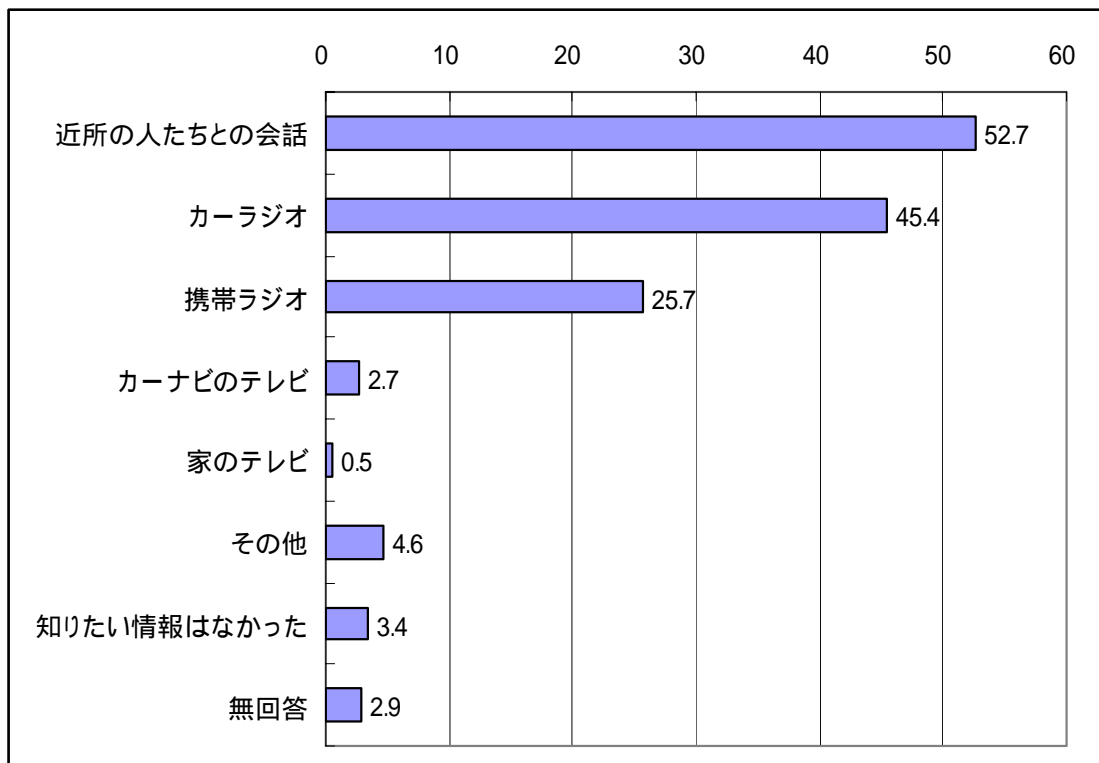
- 地震情報、余震情報、安否情報、全体被害情報等基本的な傾向は と同様。電話のつながり具合、国や県や村役場がどんな対応をしているか、具体的にどう行動すればよいか、避難場所等、自らの行動の判断材料となる情報に対するニーズも高い。

旧山古志村（現長岡市）において地震当日知りたかった情報



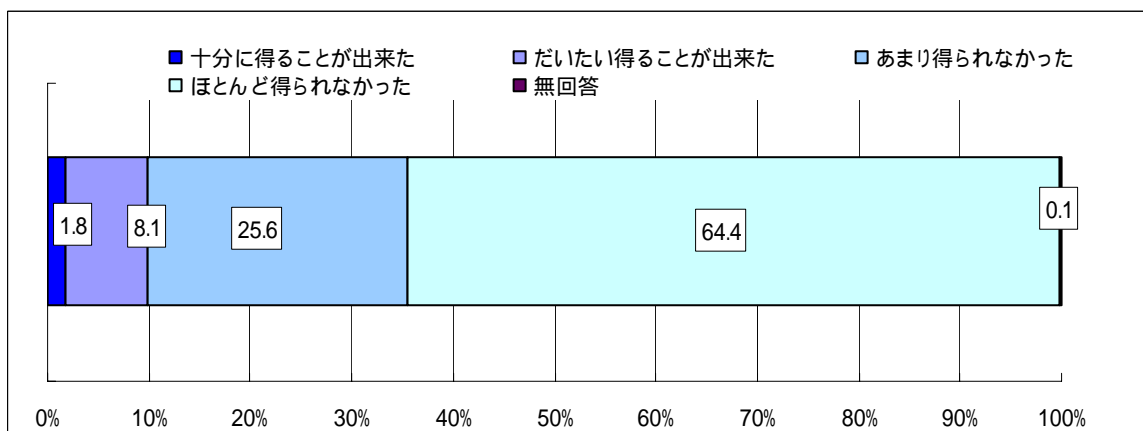
内閣府「中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会」資料

旧山古志村（現長岡市）において地震当日知りたかった情報を何から得たか



内閣府「中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会」資料

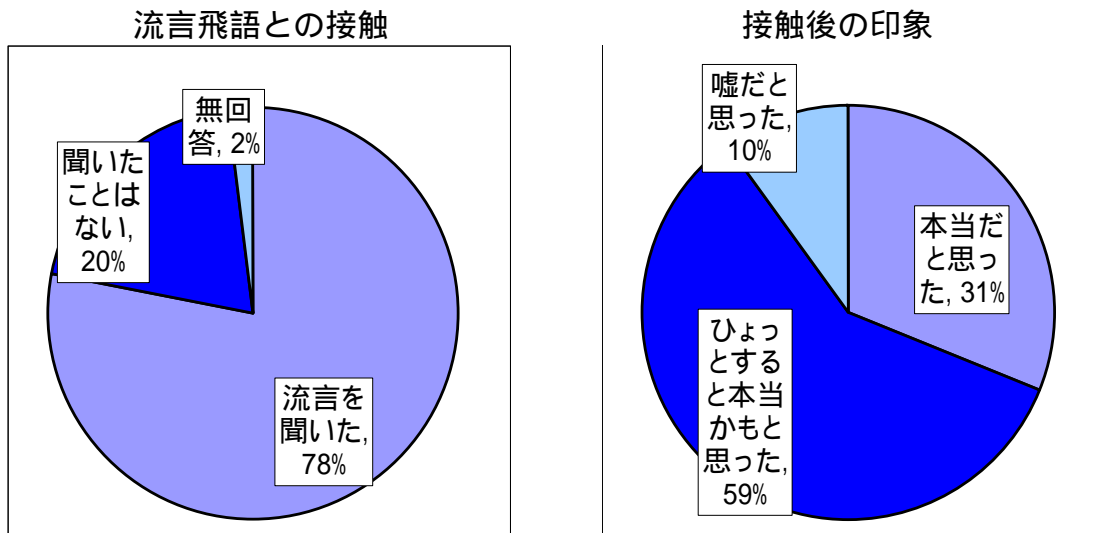
旧山古志村（現長岡市）における震災当日のニーズの充足



内閣府「中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会」資料

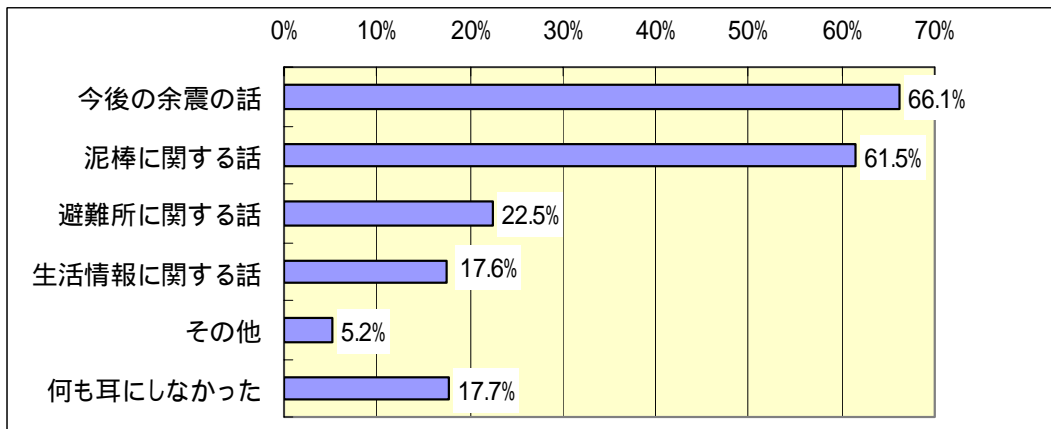
2. 情報が不足した場合に発生する事態について 流言の発生

- ・阪神・淡路大震災においては、被災者の8割近くが流言飛語を聞いたことがあり、そのうち3割が本当だと思い、本当かもしれないと思った人を含めると流言飛語を信じた人は9割にも上る。
- ・流言飛語の内容としては、余震情報に関することを耳にした人が多く、半数以上の人が聞いている。
- ・余震情報のほか、仮設住宅の受付、学校避難所の閉鎖、外国人の窃盗団による犯罪等のデマや誤った噂の流布により混乱が生じた。



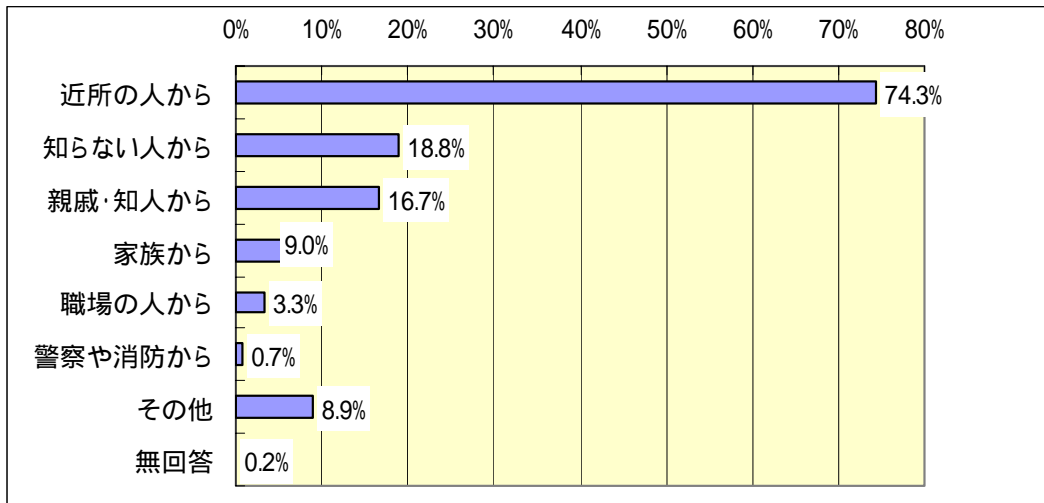
「阪神大震災の放送に関する調査」(NHK放送文化研究所 放送研究と調査、平成7年5月号)

神戸市民が耳にしたうわさ



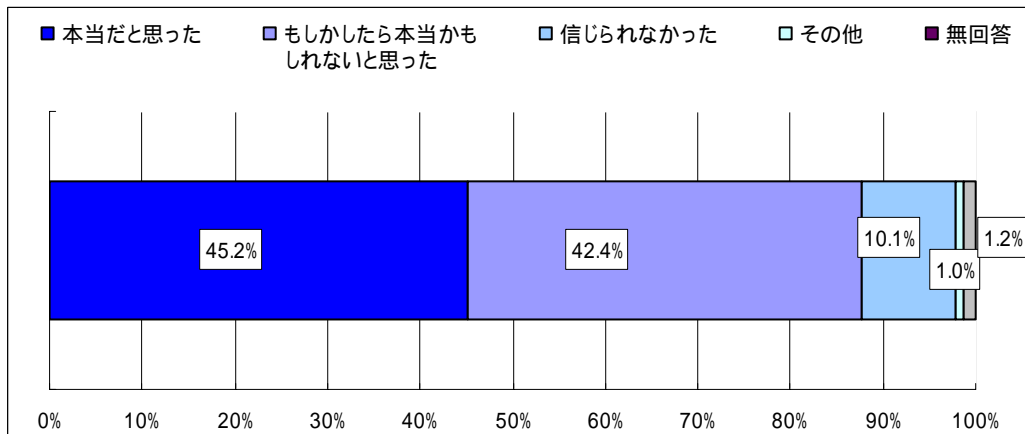
東京大学社会情報研究所 『1995年阪神・淡路大震災調査報告 - 1 - 』1996年

神戸市民のうわさの入手先



東京大学社会情報研究所 『1995年阪神・淡路大震災調査報告 - 1 - 』 1996年

神戸市民がうわさを信じたか



東京大学社会情報研究所 『1995年阪神・淡路大震災調査報告 - 1 - 』 1996年

- ・地震のほぼ一週間後から「また大きな地震がやってくる」、「震度6の大地震がやってくる」という流言が被災地とその周辺に広がっていった。1月23日頃から、大阪管区気象台に50件、京都地方気象台に50件、彦根地方気象台に40件などの電話問い合わせが殺到し、その内容は、「20時に大地震が来ると、銀行員が言っている」(大阪)、「震度6の地震が来るとテレビで言っている」(和歌山)、「大津で地震が起こるので、皆車で逃げている」(彦根)、「伏見で20時に、神戸並みの地震が起きると学者がテレビで言っていた」(京都)などというものであった(気象庁資料より)。この種の流言は、相当広範囲に広がったようである。筆者らが地震の3ヶ月後に兵庫県、芦屋市と宝塚市で行ったアンケート調査でも、「また大きな地震が来る」とか「震度6の余震が来る」という話を聞いた人が、芦屋市、宝塚市ともに64%と過半数にのぼっていた。…(中略)…また、これらの話の情報源として最も多かったのが「近所の人から聞いた」(芦屋市61%、宝塚市58%)で、以下、「親戚・知人から聞いた」(芦屋市19%、宝塚市22%)、「家族から聞いた」(芦屋市13%、宝塚市16%)と続いていた。さらにこの種の話をも多少疑問を持ちながらもある程度信用した人(「本当だと思った」+「もしかしたら本当かもしれないと思った」)が、芦屋市76%、宝塚市72%となっており、余震に脅える人々にはかなり信憑性をもって受けとめられたようである。〔廣井脩「緊急時口コミの実態」(テキストファイル)『月刊 言語』1999年5月号〕
- ・大阪では地震再来の流言がいろいろと飛び交い、消防にも問い合わせが殺到して対応に窮しているとのことで、どうも地震予知連絡会が余震の見通しとして「マグニチュード6クラスのものもあり得る」と発表したことに関係があるらしいという。地震の規模を表すマグニチュードと、揺れの程度を示す震度の区別ができない人がすくなくないため、地震予知連絡会が発表した「マグニチュード6」を「震度6」と誤解して、それが人から人へと伝わっていったというわけである。〔東京大学社会情報研究所「1995年阪神・淡路大震災調査報告 - 1 - 」1996年〕
- ・仮設住宅についての流言も多く、「入居者は先着順で決まる」「避難所を出たら入居資格がなくなる」といった流言が、まことしやかに避難所を駆け巡った。そのほか、「授業が再開されたら、避難生活者は追い出される」「外国人の窃盗団が荒らし回っている」との流言も広がった。〔「阪神・淡路大震災誌」(財)日本消防協会(1996/3), p.121〕
- ・学校に避難している市民の間では、「1月23日(月曜日)から全市で学校が再開される。学校避難所は閉鎖になる」といった噂が流れた。そこで学校部では1月20日、マスコミや校園長を通じて噂の打ち消しに努めた。〔「阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み」神戸市教育委員会(1996/1), p.75〕
- ・神戸市長田区御船通四丁目の無職木村テルさん(七三)方では、金縁の眼鏡などの貴金属を盗まれた。避難先から自宅に戻ると、引き出しにしまっていた貴金属だけがなくなっていた。自宅前は路地一本を隔てて一面の焼け野原。盗まれたのは、火が迫った十七日か十八日のことという。犯人はわからない。ただ「外国人が数人うろつき、町内は軒並み被害にあった」といううわさを聞いた。木村さんは、その一味が怪しいと思っている。「大事なもの」を盗まれたと風評が立っていた近くの寺は、物色されたような跡はあったが、実際には被害はなかった。この寺は「イラン人や中国人が七、八人のグループで荒らし回っているようだ。武器を持っているかもしれない」という話を、近所の商店主から聞いていた。

その店主は「放火や盗みが多い。地震後に急に増えたイラン人や中国人の仕業だと思う」と話した。根拠は「イラン人風の二人組を問いただすと、『友人を訪ねてきた』と言う。ところが、近くにそんな住人はいない。下見だったに違いない」。盗みや放火を目撃したことはないという。「町内を守る自警団を組織し、丸二日寝ていない」と話した。「外国人犯罪説を口にするには、根拠が薄いのでは」と聞くと、「人種差別をするつもりは全くない」と答えた。

この種のうわさは長田署も確認している。しかし、田中東雄副署長によると、あくまで情報に過ぎず、外国人窃盗団の存在を肯定する証拠も否定する材料もないという。「不心得者はどこにでもいる。こんな事態で犯罪ゼロというのはあり得ない。だがいまのところ、外国人の組織的な関与を示す確証は何もない」〔朝日新聞 平成7年1月26日記事〕

交通渋滞

- ・安否確認ができないために、被災地に向かう自動車交通が、交通渋滞を発生させる一因となった。阪神大震災においても激しい交通渋滞が発生したが、発生当日に車両を使用した者の使用目的は、「通勤」「安否確認」「避難」「けが人の搬送その他」であった。
- ・大きな道路被害の中、処理された交通量は被災地内では激減しながらも、対前年比で比較した渋滞は、県下平均37%増、交通集中地点15箇所では2.2倍、国道43号線の主要交差点では15倍以上になった。〔阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 都市安全システムの機能と体制』土木学会・地盤工学学会・日本機械学会・日本建築学会・日本地震学会(1999/6),p.378-379〕
- ・震災からしばらく経って、筆者は当時の建設省道路局に対して、大渋滞の原因を知るための素材として、震災当日、被災地の住民が、何時頃、どのような目的で自家用車を使用したのか調査してほしいと依頼した。そして、神戸市の灘区・東灘区・長田区という被害が大きかった地域の住民3000人を対象に調査が行われたが、その結果を見ると、当日自家用車を使った人のうち20%が午前7 時頃、40%が8 時頃、半数以上が10 時頃から車を走行しており、データからも渋滞が早い時期からスタートしていることがわかる。興味深いのは、車を使用したその目的であり、23%が「通勤」、21%が「安否確認」、32%が「避難」、15%が「けが人の搬送その他」となっていた。このうち問題は、「通勤」と「安否確認」のための車輛使用である。「通勤」は、多くの会社員・公務員が家族の無事と自宅の安全を確認した後、会社が心配になり出社しようとしたが、電車が動かないため自家用車で出社したものと思われる。いかにも会社人間らしいが、責任者は別として一般社員まで地震直後に出社する必要は必ずしもなく、むしろ倒壊家屋の下敷きになった人たちを救助するなど地域内で防災対策を行ったほうが、ずっと有効だったのではないだろうか。「安否確認」のほうも、親しい親戚・知人の安否が心配で電話したが通じないので、車で被災地に向かったものであり、震災後にできたNTTの「災害用伝言ダイヤル」などの安否情報システムが充実していれば避けられたはずのニーズである。〔廣井脩「巨大地震と自動車」〕
- ・避難先への交通手段として自動車18%となっていることから、一次避難でさえも多くの人が自動車を利用したことを考えると、二次的な避難を加えとかなり多くの人が自動車で避難したと推察される。発災から3日間に利用した主たる交通手段としては、徒歩に次いで自動車(50%)であり、利用目的としては3日間とも出勤が最も多かった。このほか、17日には安否確認、状況把握、18日以降は物資運搬、避難、人の搬送が多くなっていた。〔塚口博司「第1部 第3章 交通システム」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.23-24〕

風評被害

- ・ 顕著な直接的な被害を受けていないのに、被災地の周辺であるために、入り込み客の減少等の間接的な影響を被る風評被害が発生することがある。新潟県中越地震では、新潟県内の被災地以外において観光業を中心に風評被害が発生した。
- () 風評被害とは、一般に「誤った情報、誇張された情報などが広まることによって引き起こされる、地域産業（特に観光業、農業等）の経済被害」と言うことができる。〔富士山火山広域防災検討会報告〕

新潟県中越地震

- ・ (新潟) 県旅館組合によると、小千谷市などの被災地を除いた地域の予約キャンセルは、地震発生からの1週間で約8割に上った。〔共同通信 平成16年11月10日〕
- ・ (新潟) 県観光協会によると、8割近くのキャンセルが出たホテルもあり、「県内のほとんどのスキー場は営業するのに、県全域が被害を受けたと思う人もいるようだ」と県外客の減少を懸念する。〔共同通信 平成16年12月7日記事〕
- ・ 直接被害のほかに地震直後からの観光の自粛ムード等によるキャンセルが相次ぎ、地震後にキャンセルされた宿泊客数は41万7千人に上った。新潟県の代表的な観光地である佐渡の10月から12月までの入り込み客数は、前年同期の71.7%にとどまり、新潟市にあるコンベンション施設「朱鷺メッセ」における会議室等のキャンセル数も12月までに27件になった。〔新潟県「中越大震災」前編 p203〕
- ・ 何より、湯田上温泉は被害、怪我人も無く営業ができていることを喜ばねばと再確認いたしました。ところが、毎日、毎日掛かる電話は一部お見舞いとキャンセルの連続でした。これが風評被害なのだと認識いたしました。〔野沢邦子 新潟県中越地震 対応条項・風評被害の状況そして取り組みを思い出しながら……新潟県「中越大震災」所収〕

有珠山噴火災害

- ・ 洞爺湖周辺以外でも、風評による被害等により、室蘭市が前年比66.8%、登別市が77.9%、白老町が82.1%、大滝村が76.1%にとどまるなど、西部地区では大幅に入込客数が落ち込んだ。〔『平成12年(2000年)有珠山噴火災害報告』北海道開発局(2001/6),p.19〕
- ・ 白老町の平成12年度上半期(4-9月)の観光客入り込み状況がまとまった。入り込み総数は109万616人で、有珠山噴火の影響による通過型観光の減少もあって、前年同期比23万7655人、17.9%の大幅減となった。
上半期の入り込み数は、宿泊7万2535人(前年同期比11.4%減)、日帰り101万8081人(同18.3%減)。地区別にみると、虎杖浜温泉地区が58万8150人で同20.7%減。白老地区は50万2466人の同14.3%減といずれも大きく落ち込んだ。〔『室蘭民報』(2000/11/17朝刊)〕

支援物資のミスマッチの発生

- ・大規模災害発生時には、全国から被災地を案じて大量の支援物資が送られてくる。しかし、発災当初を中心に、必要な支援物資に関する情報を適時に提供することは非常に難しく、阪神大震災、中越地震等において、余剰の支援物資が大量に発生するに至った。

阪神・淡路大震災

- ・神戸市は中央区ボランティアとともに結成した物資班を通じて、ボランティアのリサーチや電話連絡などに基づいてニーズ把握を行った。神戸市では、当初、職員を避難所へ配置できなかったため、避難所の物資等のニーズの把握が行えなかった。その結果、例えば、一時的に不足したが、早い段階に一般に入手可能になった粉ミルク・紙おむつ・生理用品・カイロなどは結果的に配送拠点に在庫を抱えることとなった。〔「震災時の緊急救援物資等防災資源の確保・提供方策に関する調査報告書」消防庁〕

- ・救援物資を受け入れるための手順としては大きく別けて、
全国の自治体からの必要な救援物資の照会に対し送付を依頼し受領する。
消防庁消防防災課で集約された救援物資の中から必要な救援物資の照会に対し送付を依頼し受領する。
兵庫県に直接送付された物資リストの中から必要な救援物資の照会に対し送付を依頼し受領する。
FM 大阪を通じて必要としている救援物資の放送を依頼し受領する。
といった方法で進めることとした。
しかし、当初考えられた上記のルートよりもむしろ全国各地から「ゆうパック」で送付されてくるケースや、近隣の自治体、あるいは市内の各種団体、事業所、市民などから直接本市に持参される物資が数多くあった。また、神戸や芦屋、西宮といった被害の大きい被災地に届ける救援物資の東の中継点に位置していたこともあって、これら救援物資の保管場所が問題となった。〔「阪神・淡路大震災 尼崎市の記録」(財)あまがさき未来協会編〕

新潟県中越地震

- ・送られてきた物資は、最終的に市の三箇所の体育館がいっぱいになる量になった。避難所には十分な物資が行き渡っているし、このままではさばききれないので、11月20日と21日の両日、被災した地区の約14,000世帯の住民に町内会を通じて呼びかけ、支援物資を体育館に取りにきていただいた。2日間で、約六千世帯の方々が来場した結果、物資が大幅に減少した。続いて、27日・28日の両日に、残りの56,000世帯を対象に支援物資の配給を行ったが、約6,200世帯の市民が来場した。最終的に、2箇所の体育館は空になり、1箇所の体育館に相当する分の物資が残されたが、これらのほとんどは古着である。〔「中越大震災」長岡市災害対策本部編集 p120～p122〕
- ・新潟県中越地震をはじめ近年の大規模災害では、全国各地から被災地へ送られる支援物資を受け入れて被災者に届けるための支援物資の受入・搬送の仕組み構築が必要となっているが、これらへの対応が被災市町村の職員等の多大な負担となっている。そのため、

災害発生当初は、被災市町村役場等に支援物資が滞留する事態が生じている。
また、被災地のニーズに合致した物資が提供されるとも限らず、被災地では「一度、『が不足している』という情報が流れると、充足した後も長期間にわたり支援物資が大量に送り込まれ、処理に苦慮した」、「小口の支援物資は、一つの箱に複数の種類の物資が混載され、現地での仕分けに大量の人員と時間を要した」、「古着、古靴が大量に送られてきたが、需要はなく、処理に苦慮した」等の事例も記録されている。〔内閣府 大規模災害発生時における国の被災地応急支援のあり方検討会報告書〕

北海道南西沖地震（1993年）

・北海道南西沖地震の被災地奥尻島では、救援物資の保管のために1000平方メートルの仮設倉庫を建設、この費用で3700万円。他方、救援物資の約2割が仕分け作業の結果不要と判断され、焼却処分。この費用は5600万円であった。すなわち、実際には、自治体やボランティアが廃棄する（つまり焼いてしまう）あるいは、ボランティアが持ち帰る（持ち帰り先で廃棄、バザーに提供など）ことになった古着も相当数にのぼる。〔「防災ゲームで学ぶリスク・コミュニケーション」矢守克也・吉川肇子・網代剛〕

災害発生時における情報提供項目と時系列整理(被害・対応関係)【首都直下地震(東京湾北部地震、M7.3、5時発生)】

各省庁から国の災害対策本部に提供される情報の内容及び提供可能時間を整理したものである

個々の情報についての提供可能時間や内容についてあくまでも想定であり現実には必ずしもこの表のとおり提供されるものではない

本資料は、第1回懇談会資料を事務局で加筆・修正したものである

分類	項目	内容	担当省庁	情報を国の災害対策本部に提供する期間				備考
				2時間	24時間	72時間	1週間	
発生災害	地震の概要	震源・震度の情報	気象庁	→				
		余震の発生状況		→				
		地震の命名		→				
		余震の見通しに関する情報		→				
		推計震度分布図		→				
		震度5弱以上と推計される震度未入地点に関する情報		→				
		地震の評価(震源域・規模等)地震調査研究推進本部 地震調査委員会)		文部科学省	地震発生から8～72時間で臨時会の開催			
気象警報等	気象警報等	気象警報・注意報、天気予報、週間天気予報、気象情報等	気象庁	→				
		被害者数	消防庁	新潟県中越地震では、地震発生直後から被災地からの情報収集を行い情報入手次第、内閣府をはじめ関係機関へ情報提供を行う。(判明次第報告)				被害情報等については、判明次第報告(発災後30分以内に第1報を作成・配送することとしている)
被害棟数	新潟県中越地震では、地震発生直後から被災地からの情報収集を行い情報入手次第、内閣府をはじめ関係機関へ情報提供を行う。(判明次第報告)							
孤立集落に関する情報	新潟県中越地震では、地震発生直後から被災地からの情報収集を行い情報入手次第、内閣府をはじめ関係機関へ情報提供を行う。(判明次第報告)							
現地情報	人的・住家被害	[全体状況把握のために参考となる情報]	警察庁	119番通報状況 被災都道府県・市町村・消防本部からの情報				基本的に公表可とする情報であっても、個々の内容により公表不可とする場合がある
		被害者数		新潟県中越地震では、地震発生直後から被災地からの情報収集を行い情報入手次第、内閣府をはじめ関係機関へ情報提供を行った。(判明次第報告)				
		被害棟数		新潟県中越地震では、地震発生直後から被災地からの情報収集を行い情報入手次第、内閣府をはじめ関係機関へ情報提供を行った。(判明次第報告)				
		孤立集落に関する情報		新潟県中越地震では、地震発生直後から被災地からの情報収集を行い情報入手次第、内閣府をはじめ関係機関へ情報提供を行った。(判明次第報告)				
		[全体状況把握のために参考となる情報]		110番通報状況(警察庁で集約した情報) 交番・駐在所、パトカー等の勤務員によって収集される地域ごとの被害状況(警察庁で集約した情報) ヘリテレ映像による、被災地全体の状況(別途、「警察庁から官邸に配信される映像のマスコミへの提供要領」により提供)				
	全体状況	[安心を与えるための情報]	現場の警察署、交番、パトカー等からの「県市地区は被災状況なし」との情報					
		災害対策用図の提供(被災者に対する救援活動や災害復旧・復興活動を支援するため災害対策用図を提供)	中越地震の際には、電子国土で出力した1/2.5万地形図を被災当日関係機関に提供し、翌日に被害が著しい地域を対象に災害対策用図を緊急印刷し、政府調査団、防衛庁及び国土交通省に提供するとともに、政府現地支援対策室、新潟県及び北陸地方整備局等に提供した。					
		空中写真(発災後の空中写真により被害状況を把握)	新潟県中越地震、福岡県西方沖地震の際は、発災翌日に撮影を開始し、発災3日後には撮影した空中写真を関係機関へ配付するとともに、一般国民にもインターネット等により公表を開始した。					
		災害状況図(発災後の空中写真で把握した被害状況を地形図上に整理した災害状況図により全貌を把握)	国土地理院	新潟県中越地震の際は、発災当日から国土交通省及び報道等の収集可能な情報により、災害状況図を作成してホームページに掲載するとともに以後更新を続けた。また、発災一週間後には、空中写真で把握した被害状況を地形図上に整理した1/3万災害状況図を作成し、関係機関へ提供を開始した。この災害状況図は、発災後約一ヶ月半後の11月12日までに2回更新し関係機関へ提供した。				
		正射写真図(発災後の空中写真と地形図を重ね合わせた正射写真図により被害状況の全貌を把握)	新潟県中越地震の際は、発災9日後から、福岡県西方沖地震の際は、発災から3～5日後から、発災後に撮影した空中写真と1/25000地形図を重ね合わせた正射写真図を作成し、関係機関へ提供を開始した。					
電気	災害情報集約マップ(インターネットで閲覧可能な「電子国土」上に国土交通省の災害情報を集約し、現況の全貌を把握)	新潟県中越地震の際は、国土交通省各局が保有する情報を「電子国土」上に集約し、発災から約1ヶ月半後の12月7日にホームページで公開を開始し、情報を更新している。						
	人工衛星画像(人工衛星で取得した画像データにより、被害の概況を把握)	スマトラ沖地震の際は、発災3週間後に津波遡上地域、地震に伴う地殻変動による海岸線の変化の状況を把握し、ホームページで公表した						
	各地域の被害状況等	防衛省	上空(航空機)及び地上部隊の偵察活動に基づく情報を映像等により提供					
	[全体状況把握のために参考となる情報]	広域的な住家等の物的被害情報(道路損壊、火災発生、土砂崩れ、津波の到達、孤立集落の発生等)						
	所管管理施設の被害状況等	国土交通省	国土交通省へり等による現地画像の提供					
電気	供給停止戸数	経済産業省	(発災後速やかに)需要減の規模 (電力会社からの情報提供は2時間後自処、受領後速やかに)供給停止戸数(概算)					
	応急措置状況		(電力会社からの情報提供は2時間後自処、受領後速やかに)復旧状況					
	復旧見通し		(電力会社からの情報提供は24時間後自処、受領後速やかに)復旧見通し					
	[全体状況把握のために参考となる情報]		地震発生時の電力需要の急激な減少 発電所の被災状況 送電鉄塔、重要変電所の被害					
	[安心を与えるための情報]		施設の安全確認終了状況					

分類	項目	内容	担当省庁	2時間				24時間				72時間				1週間				備考
現 地 情 報	原子力	施設の安全確認	経済産業省	(発災後速やかに)施設の運転状況、警報発報の有無、現場及び施設内設備の確認等																
		応急措置状況		仮に故障箇所が確認された場合(程度によって異なるが概ね)																
		復旧見通し		仮に故障箇所が確認された場合(程度によって異なるが概ね)																
		[全体状況把握のために参考となる情報]		施設の被災状況 発電所における震度及び加速度情報 外部電源の確保状況 施設の安全確認終了状況(環境への影響が無いこと等)																
	ガス	供給停止戸数	経済産業省	発災3時間後を目処に、第1次緊急停止による供給停止戸数を受領後速やかに 発災7時間後を目処に、第2次緊急停止を含む供給停止戸数を受領後速やかに																
		応急措置状況		発災3時間後を目処に、受領後速やかに																
		復旧見通し		発災24時間後を目処に、受領後速やかに																
		[全体状況把握のために参考となる情報]		主要設備(製造設備、高圧導管等)の被災状況 主要設備の安全確認終了状況																
	水道	供給停止戸数	厚生労働省	新潟県中越地震の場合は7時間後から情報提供を開始した																
		応急措置状況		新潟県中越地震の場合は10時間後から情報提供を開始した																
		復旧見通し		水道事業者からの情報が入り次第速やかに(24時間目途)																
		[全体状況把握のために参考となる情報]		水道施設の被災状況、浄水場の運転状況 通水状況																
	道路	被害の状況	国土交通省	道路種別により情報提供が可能な時間は異なる																
		規制の状況																		
		応急措置状況																		
		復旧見通し		へりから撮影する画像情報 道路の点検状況 通行止め区間に対する迂回路情報 道路被害の復旧状況																
	交通規制情報	交通規制の状況	警察庁																	
	電話	被害発生状況	総務省	固定電話及び携帯電話のサービス(停止、ふくそう発生、通信規制)状況 電気通信サービスの孤立地帯発生状況 特設公衆電話の設置状況に関する情報(市 避難所に特設公衆電話を設置)																
		応急措置状況																		
		復旧見通し																		
		[全体状況把握のために参考となる情報]																		
	放送	被害発生状況	総務省																	
		応急措置状況																		
		復旧見通し																		
	郵政事業	被害の状況	総務省	郵政公社からの被災無し郵便局に関する情報																
		復旧見通し																		
		[安心を与えるための情報]																		
	下水道	被害箇所数	国土交通省																	
		応急措置状況																		
		復旧見通し																		
		[全体状況把握のために参考となる情報]		下水道施設の被災箇所状況 下水処理場の運転状況 施設の安全確認終了状況																
	公園	被害の状況	国土交通省																	
		国営公園の防災拠点等としての活用見通し																		
		復旧見通し																		
		[安心を与えるための情報]		施設の安全確認終了状況																
	港湾関係	港湾施設	国土交通省																	
		港湾機能																		
		復旧見通し																		
		[全体状況把握のために参考となる情報]		工事中監視カメラ等による港湾施設等の画像情報 港湾地域強震観測による観測情報 基幹的広域防災拠点、耐震強化岸壁による緊急物資輸送態勢の確保完了 港においては被害は無し等の安全確認情報																
	金融機関	被害の状況	金融庁	中越地震の場合は、約18時間後から情報提供を開始した。(中越地震の場合、土曜夕方方の発災で早期の情報収集が困難であり緊急性も低かった。前提条件のように平日早朝に発生した場合には、より迅速な初期情報の把握が可能と考えられる。)																
復旧見通し																				

現地情報	被害情報	海岸	被害の状況(海岸保全施設)	国土交通省	→	
			復旧見通し		→	
			[安心を与えるための情報]		→	海岸において被害は無し・海岸保全施設が被災しているが背後地に影響なし等の安全確認情報 海岸保全施設の応急復旧が完了等の復旧情報
		鉄道	被害の状況	国土交通省	→	
			運休・遅延の状況		→	
			復旧見通し		→	
		航空関係	被害の状況	国土交通省	→	
			運休・遅延の状況		→	
			復旧見通し		→	
		高速バス	被害の状況	国土交通省	→	
			運休・遅延の状況		→	正常運行についても記載すると膨大な量になるため、運休・遅延等のネガティブ情報のみ提供している
		海上交通	被害の状況	国土交通省	→	
			運休・遅延の状況		→	
		観光関係	被害の状況	国土交通省	→	
			[安心を与えるための情報]		→	施設被害のあった登録ホテル については、宿泊客、従業員等人的被害はない
		営業倉庫(物流関係)	被害状況	国土交通省	→	
			[全体状況把握のために参考となる情報]		→	営業倉庫の被害状況
		エレベーターの停止	被害の状況	国土交通省	→	
			復旧の見通し		→	
海上交通、港湾、漁港、海岸、石油コンビナート	被害の状況	海上保安庁	→			
	被害の状況		→	中越地震では、発災直後から巡視船艇、航空機が発動、約1時間30分後から被害状況を提供し、11月10日まで活動した		
石油コンビナート	被害の状況	消防庁	→	新潟県中越地震では、41分後の第2報にて情報提供開始(判明次第報告)		
文教施設	被害の状況	文部科学省	→	新潟県中越地震・福岡県西方沖地震の際も地震発生から2時間程度で第1報を作成している		
災害拠点病院等	被害の状況	厚生労働省	→			
農林水産関係、漁港、海岸	被害の状況(農林水産関係)	農林水産省	→			
	被害の状況(漁港)		→			
	被害の状況(海岸)		→			
避難情報	発令状況	消防庁	→	新潟県中越地震では発災19時間後に消防庁被害報消防庁被害報第16報にて情報提供を開始 発令・解除後の状況は被災地からの情報入手次第、情報提供する		
	避難指示 避難勧告 自主避難		→	新潟県中越地震では発災19時間後に消防庁被害報消防庁被害報第16報にて情報提供を開始 避難所、避難者数等の情報は被災地からの情報入手次第、情報提供する		
	自主避難者数		→	新潟県中越地震では発災19時間後に消防庁被害報第16報にて情報提供を開始 自主避難者数は被災地からの情報入手次第、情報提供する		
部隊派遣	警察広域緊急援助隊	警察庁	→	新潟県中越地震では発生1時間後から情報提供開始(発災と同時に出勤指示若しくは、準備態勢を要請、出勤する部隊、場所により時間差あり。)		
			派遣先・派遣状況(警察庁で集約した情報)	→	新潟県中越地震では発生1時間後から情報提供開始(発災と同時に出勤指示若しくは、準備態勢を要請、出勤する部隊、場所により時間差あり。)	
	緊急消防援助隊	消防庁	→	新潟県中越地震では発生1時間後から情報提供開始(発災と同時に出勤指示若しくは、準備態勢を要請)		
			派遣先・派遣状況	→	新潟県中越地震では消防庁被害報第1報から情報提供開始(発災と同時に出勤指示若しくは、準備態勢を要請)	
災害派遣	自衛隊	防衛省	→	情報提供の時期は、当時の災害派遣要請の時期により異なる。(平成16年新潟中越地震の際は約3時間後)		
			派遣先・派遣状況	→	情報提供の時期は、当時の災害派遣要請の時期により異なる。(自主派遣の場合は、派遣後速やかに提供)	
			活動状況	→	情報提供の時期は、当時の災害派遣要請の時期により異なる。(内容は、活動場所、派遣規模、活動(支援)内容、今後の予定等)	
	海上保安庁	海上保安庁	→	自治体等へ派遣している連絡員からの情報		
派遣状況			→	中越地震では、発災直後から巡視船艇、航空機が発動、約40分後から派遣情報を提供し、11月10日まで活動した。		
			→	中越地震では、発災直後から巡視船艇、航空機が発動、約1時間30分後から被害及び救助状況等の情報を提供し、11月10日まで活動した。		
			→	ヘリテレ映像による災害発生分布状況		

分類	項目	内容	担当省庁	2時間	24時間	72時間	1週間	備考	
災害対策本部	政府の体制	政府本部の設置状況		→	→	→	→	官邸対策室、内閣府災害対策室等	
	各省庁の体制	庁舎の被災状況	気象庁	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	警察庁	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	消防庁	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	海上保安庁	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	防衛省	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		自衛隊の待機態勢(提供内容は、非常勤務態勢の状況等)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	金融庁	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	総務省	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	法務省	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	外務省	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		[全体状況把握のために参考となる情報]		本省と在外公館との間の通信回線及び電信連絡の確保の状況 在日外交使節団等の事務所・公邸の被害状況及び館員等の安否確認状況		→	→	→	
		庁舎の被災状況	財務省	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	文部科学省	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	厚生労働省	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	国土交通省	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	国土地理院	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
		庁舎の被災状況	農林水産省	→	→	→	→		
		対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→			
	庁舎の被災状況	経済産業省	→	→	→	→			
	対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→				
	庁舎の被災状況	環境省	→	→	→	→			
	対応体制(対策室・本部等の設置状況)	→	→	→	→				
	地方公共団体の体制	地方公共団体における災害対策本部等の設置状況	消防庁	→	→	→	→	新潟中越地震では3時間後の第7報にて情報提供開始(判明次第報告)	
	物資の備蓄状況	政府倉庫における米等の備蓄状況	農林水産省	→	→	→	→		
		物資の備蓄状況	経済産業省	→	→	→	→	必要とされる物資によって情報収集に要する時間が異なるため	

災害発生時における情報提供項目と時系列整理(支援措置関係) 【首都直下地震(東京湾北部地震、M7.3、5時発生)】

各省庁から国の災害対策本部に提供される情報の内容及び提供可能時間を整理したものである

個々の情報についての提供可能時間や内容についてあくまでも想定であり現実には必ずしもこの表のとおり提供されるものではない

→ : 支援措置を実施する期間 - - - - - : 情報提供のための情報収集等各省庁の準備期間 : フォローアップ期間

分類	項目	内容	担当省庁	2時間	24時間	72時間	1週間	1ヶ月	2ヶ月	備考		
支援制度	災害救助法	災害救助法の適用	厚生労働省	災害救助法の適用に当たっては、関係法令に基づき、都道府県知事が行うものであるため、時系列整理としては、あくまで被災自治体により状況が異なり、時間を示すことは困難である。 中越地震の場合は発災当日適用								
	被災者生活再建支援法	都道府県が拠出した基金を活用した支援金の支給	内閣府	中越地震の場合は発災4日後適用								
	災害弔慰金・災害障害見舞金	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	厚生労働省	災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給は、当該自治体が被害状況等の調査などを行った上で行われる自治事務である。時系列整理としては、あくまで被災自治体により状況が異なり、時間を示すことは困難である。								
	金融措置	金融上の措置	災害地に対する金融上の措置	金融庁	中越地震の場合は約21時間後に要請 現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ要請							
		農林漁業関係	農林漁業金融公庫による資金貸付	農林水産省	公庫による相談窓口の設置、受付開始							
		中小企業関係	中小企業金融公庫等による資金貸付	経済産業省	災害救助法の適用を受けて (激甚災害指定等により特例利率が適用される場合がある)							
	相談窓口の設置	特別行政相談窓口の設置		総務省	災害情報の収集、特別行政相談窓口設置準備 特別行政相談窓口を設置(概ね1週間以内)							
		特別総合行政相談所の開設			災害情報の収集、特別総合行政相談所開設準備 特別総合行政相談所を開設(概ね1ヶ月以内)							
		中小企業関係の相談窓口の設置状況		経済産業省	災害救助法の適用を受けて							
	セーフティネット保証	保証限度額の別枠化		経済産業省	災害救助法の適用を受けて(遡って適用) 影響調査 影響調査において指定基準を満たす場合、官報告示							
	災害復興住宅融資	住宅金融公庫(4月1日から独立行政法人住宅金融支援機構)による融資		国土交通省	(被害状況の把握) 新潟県中越地震の場合は2日後に募集開始(募集期間2年間) 住宅金融公庫法令に定める災害復興住宅融資の基準に該当する場合、適用を決定(災害救助法の適用基準を準用)							
	文教施設の安全確認	応急危険度判定		文部科学省	設置者の要請を受け、建築技術職員を派遣。 新潟県中越地震の際には、地震発生6日後、職員を派遣している							
	宿泊施設の提供	利用可能施設の情報提供		文部科学省	新潟県中越地震の際には、地震発生4日後、新潟県に対して、文科省所管の宿舍の提供を申し出ている また、文科省関係機関についても被災者受け入れ用意がある旨を新潟県に連絡している							
心のケア	災害時における児童生徒の心のケア特別対策事業		文部科学省	都道府県からの要請 臨床心理士の派遣検討 派遣検討から15日程度後からカウンセリング開始								
災害復旧	文教施設	公立学校施設等	文部科学省	各都道府県から、災害発生時の速報を1週間以内に提出 速報を提出し、災害発生から1ヶ月以内に災害復旧事業計画書を提出 事業計画書をもとに現地調査								

分類	項目	内容	担当省庁	2時間	24時間	72時間	1週間	1ヶ月	2ヶ月	備考		
災害復旧	農林水産施設、漁港	農地・農業用施設、林業用施設、漁業用施設・漁港等	農林水産省	都道府県等による災害復旧事業計画の作成						2ヶ月	4ヶ月	
	公共土木施設	河川、海岸、砂防設備、道路等	国土交通省	-----						おおむね3ヶ月		地方公共団体が実施する災害復旧事業
	復旧測量	被災後の災害復旧・復興活動を支援するための位置情報を提供	国土地理院	中越地震の際には、1週間後に基準点の調査・観測を行い、地殻変動で基準点の位置が大きく変動し、公共測量等で利用できない地域の成果の公表を停止し、復旧測量による新成果を順次公表した。						復旧内容を公表		
	厚生施設	社会福祉施設、医療施設、水道施設等	厚生労働省	-----						発災後30日以内		
支海援外		外国政府等からの援助の申し出に対する対応	外務省	-----						中越地震の場合は発災後、約72時間後に海外から支援の申し入れがあった		
ボランティア		ボランティアセンターの設置状況	厚生労働省	中越地震の場合は発災後2日目から情報提供を行った								
物災害処理事業	災害ごみの処理	災害廃棄物処理事業に対する補助	環境省	-----						2ヶ月後 査定		(原則処理事業終了後査定)
激甚災害	本激	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等	内閣府	-----						2ヶ月後		閣議決定、政令の公布
財政措置	交付税	普通交付税の繰上交付	総務省	-----								普通交付税の繰上げ交付 (4.6,9,11月のいずれか)
		特別交付税の交付		-----						12月	3月	特別交付税の交付 (12月分)

「緊対本部による国民への呼びかけ」として考えられる情報

2 時間後

- (交通規制が行われている場合)
都道府県公安委員会が行う交通規制の状況
- (被災者の安否確認について電話等のふくそうが予想されるため)
災害伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板サービスの利用の案内
- (混乱防止のため)
市町村からの避難指示及び避難勧告の発令状況
- (二次災害防止の観点から)
被災地で荒天が予想される場合の気象警報・注意報等に基づく警戒の呼びかけ
- (余震の発生状況によって)
余震に対する警戒の呼びかけ
- (大量の油の流出等があった場合)
船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生情報

2 4 時間後

- (交通規制が行われている場合)
都道府県公安委員会が行う交通規制の状況
- (被災者の安否確認について電話等のふくそうが予想されるため)
災害伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板サービスの利用の案内
- (混乱防止のため)
市町村からの避難指示及び避難勧告の発令状況
- (被災地の混乱防止のため)
被災地方公共団体等に対する義援物資を送ることを控えるよう国民に広報するとともに、義捐金の募集について関係機関と連携して広報を行う(首都直下地震応急対策活動要領より)
- (二次災害防止の観点から)
被災地で荒天が予想される場合の気象警報・注意報等に基づく警戒の呼びかけ
- (余震の見通し把握により必要に応じて)
余震に対する警戒の呼びかけ
- (応急・復旧活動への支援の観点から、)
天気予報・気象情報(気温の高低や風の強弱など)
- (大量の油の流出等があった場合)
船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生情報

7 2 時間後

- (交通規制が行われている場合)
都道府県公安委員会が行う交通規制の状況
- (被災者の安否確認について電話等のふくそうが予想されるため)
災害伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板サービスの利用の案内
- (混乱防止のため)
市町村からの避難指示及び避難勧告の発令状況
- (被災地の混乱防止のため)
被災地方公共団体等に対する義援物資を送ることを控えるよう国民に広報するとともに、義捐金の募集について関係機関と連携して広報を行う(首都直下地震応急対策活動要領より)
- (二次災害防止の観点から)
被災地で荒天が予想される場合の気象警報・注意報等に基づく警戒の呼びかけ
- (余震の見通し把握により必要に応じて)
余震に対する警戒の呼びかけ
- (応急・復旧活動への支援の観点から、)
天気予報・気象情報(気温の高低や風の強弱など)
- (大量の油の流出等があった場合)
船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生情報

過去の大規模災害による 政府の災害対策本部等による情報提供の事例

1. 新潟中越地震における事例（発災～発災3日目まで）

10月23日

・17時56分頃 地震発生

緊急参集チーム協議終了後の防災担当大臣の主な会見内容

- ・震源、震度の情報（「マグニチュード6.8（暫定）、震源の深さ約20km、新潟県中越地方で震度6強を観測。」）
- ・余震の発生状況（「23日19時15分までに、震度5強以上の地震を計7回観測。」）
- ・津波の情報（「津波の心配はない。」）
- ・鉄道被害の状況（「上越新幹線が脱線している。」）
- ・人的被害（「情報収集中」）
- ・政府の対応（「23日18時に官邸対策室を設置、緊急参集チームが参集し、自衛隊、海上保安庁が空から情報収集中。」）
- ・今後の方針（「今後も政府全体が住民の安全確保を第一に全力を尽くして応急対策を実施していく。」）

10月24日

1時30分 関係省庁連絡会議開催を開催し、今後の方針を決定

9時30分 第1回非常災害対策本部会議を開催し、対応基本方針を決定
（別紙1参照）

11時00分頃 内閣官房長官定例記者会見の主な内容

- ・政府の対応（「自衛隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁を現地に派遣し、総力を挙げて対応、災害応急対策を更に強力に進めるため、本日午前7時50分、「平成16年新潟県中越地震非常災害対策本部」を設置。」）

- ・今後の方針（「 防災担当大臣を団長とする政府調査団を現地に派遣、引き続き政府一体となって災害応急対策及び復旧・復興対策に全力を尽くす。」）

12時00分 「平成16年(2004年)新潟県中越地震について(第1報)」を内閣府防災担当の防災情報のHPに掲載(別紙2参照)

12時30頃 内閣総理大臣のぶら下がり会見の主な内容

- ・今後の方針（「 先の台風による被害も重なっているので、総合的に対処する、 防災担当大臣と国土交通大臣が現地を視察しているところなので、今夜、報告を受ける予定、 明日、政府与党連絡会議を開いて、政府・与党一体となって対応する。」）

12時45分 第2回非常災害対策本部会議を開催し、被災地への物資等の供給等に係る方針を決定

20時20分 平成16年新潟県中越地震関係対策会議開催

平成16年新潟県中越地震関係対策会議終了後の防災担当大臣の主な会見内容

- ・現地視察報告（「 新潟県平山知事と一緒に、長岡市及び小千谷市を視察、 長岡市長からの要望を受け、内閣府に22万食を調達するように指示、 女性の目での準備、対策も必要、 山古志村は道路が遮断されており、ひどい被害。」）
- ・政府の対応（「 地元市町村、県、自衛隊、警察、消防、ボランティア一体となって応急対策、救出に努めている。」）
- ・今後の方針（「 被災者は余震が続く中、避難所や車の中で暮らしている。総理の指示のとおり、救出、復旧活動に政府一丸となって努めていきたい。」）

21時00分 「平成16年(2004年)新潟県中越地震について(第2報)」を内閣府防災担当の防災情報のHPに掲載

10月25日

11時00分 「平成16年(2004年)新潟県中越地震について(第3報)」を内閣府防災担当の防災情報のHPに掲載

16時00分 「平成16年(2004年)新潟県中越地震について(第4報)」を内閣府防災担当の防災情報のHPに掲載

17時30分 第3回非常災害対策本部会議開催

第3回非常災害対策本部会議終了後の防災担当大臣の主な会見内容

- ・政府の対応(「 現地の連絡調整室を格上げして現地支援対策室とし、
人員を増員、 現地支援対策室に機動班を設置し、市町村の現場に派遣、 地元からどんどん要望をあげていただきたい。」)
- ・被災者生活再建支援法(「弾力的に応じて、救えるものを出来るだけ救っていきたい。」)
- ・ライフライン(「電気などのライフラインが直れば、スーパー、コンビニ、食料品店の冷蔵庫などの設備も復旧していく。」)
- ・支援物資(「物資については、県や市町村と調整して行う、自衛隊、消防等も現地に行っており、それらに協力を依頼する。」)
- ・ボランティア(「ボランティアの受け入れ体制をきちんとしてもらいたい、ボランティアは既に活動しており、炊き出し・おにぎりを作るのに一生懸命にやっていた。」)
- ・仮設住宅(「仮設住宅は地元の皆さんと相談して建てている。」)

19時00分 「平成16年(2004年)新潟県中越地震について(第5報)」を内閣府防災担当の防災情報のHPに掲載(別紙3参照)

2. 有珠山噴火災害における「行政ニュース」の発行

- ・国の現地対策本部が平成12年4月3日から発行
- ・A4版1枚に主として国の各機関による支援情報が簡潔にまとめられ、北海道による「北海道からのお知らせ」と表裏に印刷
- ・内容については、各省庁等が原稿を作成、これを国土庁（当時）がとりまとめ、1万部の印刷は北海道が行い、配布については郵便局が担当
- ・当初は、毎日1回、後に必要に応じて発行されるようになった。

行政ニュース 第1号

<p style="text-align: center;">北海道からのお知らせ ～避難生活をされているみなさんへ～ 平成12年4月3日</p> <p>避難されているみなさんが協力されて、余ったご飯でおにぎりを作ったり、掃除をされたりしている、と現地から情報が入ってきます。そして再度の避難所の変更にも、「子どもたちの勉強のためだから」と、対策にあたっているものが逆に元気づけられています。</p> <p>北海道は、国・市町村などととも、みなさんの生命・生活を守ることに全力を尽くしています。最善の方策をみなさんと協力して作り上げ、事態を解決していきたいと思えます。</p> <p>北海道という大地は、私たちにはかり知れないエネルギーや恵みを与えてくれますが、時にはこんなこともあります。早く機嫌を直してくれるよう祈りながらも、こんなことで北海道は負けないと、日本中の、そして、世界中の人たちに教えてあげましょう。</p> <p>みなさんが少しでも安心してお過ごしいただけることを願って、このお知らせをお届けします。</p> <p>医療救護活動について 室蘭保健所企画総務課 0143-22-3131（内線3600） 保険医療救護センターを設置しました。 3/31 室蘭保健所に「保険医療救護センター」を設置しました。 避難所での保険医療救護活動の総合的な調整や現地災害対策本部などとの連絡調整にあたらせていただきます。 「救護班」がみなさんの健康管理をお世話しします！ 医師や看護婦、薬剤師による救護班が、避難されているみなさんの病気やケガの診療をしています。 「心のケア」も大切です。 避難されている皆さんの「心のケア」のために、「心のケア班」を「保険医療救護センター」（室蘭保健所）に設置しました。 <u>各避難所を巡回します。どんなことでもかまいませんので、ご相談ください。</u> 精神科医1、精神保健福祉士1、保健婦1～3、事務スタッフ1～2名の構成です。 避難生活も長期になってきており、被災生活でお悩みのことも増えてくると思います。 小さなことでも、ご相談ください。</p> <p>健康保険証をお持ちでなくても大丈夫 道庁国民健康保険課（内線25-147） 健康保険、船員保険及び国民健康保険の被保険者証や老人健康受給者証をご自宅に残したまま避難され、お手元にお持ちでない場合でも、災害時における特例措置により、病院でお申し出いただければ診察が受けられます。ご安心ください。 なお、後日、受診した病院などへ被保険者証の内容を連絡していただく場合もあります。 【診察時の手続き】 病院などの窓口で、住所、氏名、生年月日をお申し出ください。 なお、氏名等を確認できるものがあれば、あわせて提示してください。 健康保険、船員保険などの被保険者等は、勤務先を申し出てください。</p> <p>道立高校の始業式について 胆振教育局生涯学習課 0143-22-3131（内線3224） 伊達高等学校、伊達桜丘高等学校、豊浦高等学校、虻田高等学校、伊達高等養護学校では安全確保などの観点から、4月10日に予定していた始業式を、順延、11日間延期し、4月21日（金）に実施することとしました。 なお、4月21日実施の可否についての最終判断は、4月17日に行う予定です。 また、町村立の壮瞥高等学校、洞爺村高等学校についても、開校の予定です。</p> <p> 北海道 北海道庁代表電話 011-231-4111 広報広聴課 内線 23-367</p>	<p>有珠山火山災害対策 2000年4月3日</p> <p style="text-align: center;">行政ニュース 有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議</p> <p>火山活動状況をビデオでお知らせ 本日「お知らせビデオ」で、北海道開発局が撮影した火山活動状況の映像を配布します。皆さんご覧ください。（北海道開発局）</p> <p>24時間態勢で待機しています 自衛隊は、いつでも出動できるよう24時間態勢で待機しています。</p> <p>避難区域全域をビデオと写真に 虻田町と壮瞥町の避難区域全域をビデオと写真に撮り、本日中にビデオを、後日に写真を避難されている皆さんに提供します。</p> <p>給水支援実施地区のお知らせ 本日、虻田町噴水で給水支援を実施します。（防衛庁・自衛隊）</p> <p>巡回診療相談のお知らせ 医師、保健婦が避難所を巡回し、避難されている皆さんの健康相談を行っています。健康等にご心配のある方は遠慮なく早めにご相談ください。（厚生省）</p> <p>車検の有効期限延長のお知らせ 避難地区で使用されていた自動車で、車検期間が平成12年3月29日から4月28日までのあいだに終了するものについては、車検期間を1ヶ月延長します。詳しくは、室蘭地域支部まで。 （運輸省北海道運輸局）</p> <p>資金繰りにお困りの方へ 政府系中小企業金融機関の道内各支店では、「災害復旧貸付」による融資を受け付けています。有珠山の噴火により、運転資金や設備資金などの資金繰りにお困りの方は、お気軽にご相談ください。 ・中小企業金融公庫札幌支店 011-261-6221 ・国民生活金融公庫室蘭支店 0113-44-1731 ・商工議会中央金庫札幌支店 011-241-7231（通産省）</p> <p>北海道全域から救急自動車が寄贈 北海道全域から集結した救急隊が、地元の救急隊とともに救護し、また、お近くを巡回して避難されている皆さんの救急診療に対応しています。（消防庁）</p> <p>巡視船も前進配置 巡視船が虻田沖合海域で救助対応体制をとっています。（海上保安庁）</p> <p>避難地域のパトロール 移動交番車が避難場所を中心に巡回パトロールを行うとともに、一時避難所で相談員が相談に応じています。女性警察官の「はまなす隊」も活動していますので、どんなことでもお気軽にご相談ください。</p> <p>運転免許更新窓口を開設しています 運転免許更新手続きのための臨時窓口を4月1日から開設しています。対象は洞爺村、虻田町、豊浦町管内に居住する運転免許証保有者の方々です。詳しくは、伊達警察署（22-0110）まで（北海道警察）</p> <p>政府・道・関係市町村等からなる現地対策本部合同会議では、有珠山の噴火に関し避難所で生活を送られている皆さんのお役にたつよう、避難関連の項目を中心に、「行政ニュース」として各種支援情報をお届けすることにしました。 現地対策本部合同会議では、引きつづき、さまざまな課題にたいし、各機関密接に連絡をとりながら対応していく予定であり、随時、この「行政ニュース」を発行いたします。</p>
---	--

「行政ニュース」内容一覧

日付	内容(発表機関)	日付	内容(発表機関)
4月03日	火山活動状況をビデオでお知らせ(北海道開発局)	4月11日	住宅金融公庫返済相談のお知らせ(住宅金融公庫北海道支店)
	24時間態勢で待機しています。避難区域全域をビデオと写真に、給水支援実施区域のお知らせ(防衛庁・自衛隊)		降灰量のデータ提供について(北海道開発局)
	巡回保健相談のお知らせ(厚生省)	4月12日	ボイラー等を設置している事業者の方へ、雇用調整助成金・失業給付等の説明会について(労働省)
	車検の有効期間伸長のお知らせ(運輸省北海道運輸局)		西山川状況について(土砂災害対策専門家チーム)
	資金繰りにお困りの方へ(通産省)		避難指示地域外周直近で警察官が厳重警戒中(北海道警察)
	北海道全域から救急自動車が集結(消防庁)		運休バス路線の定期券払い戻しについて(運輸省、北海道運輸局)
	巡視船も前進配備(海上保安庁)		西山川と市街地部の状況について(土砂災害対策専門家チーム)
避難地域のパトロール、運転免許更新窓口を開設しています(北海道警察)	電気・ガス料金の災害特別措置のお知らせ(通商産業省)		
4月04日	虻田町役場の機能が豊浦町へ移転(虻田町)	4月13日	郵便局からのお知らせ(郵政省)
	有珠中学校などの臨時職員室が開設、雨量・降灰量のデータ提供について(北海道開発局)		電気に関する移動相談所の開設等について(通商産業省)
	自衛艦も待機(防衛庁・自衛隊)		降灰量について(北海道開発局)
	車検の有効期間伸長のお知らせ(改訂)(運輸省北海道運輸局)	4月14日	JR北海道からのお知らせ(JR北海道)
	消防防災ヘリコプターが活躍(消防庁)		船舶検査証書等の有効期間の延長について(運輸省、北海道運輸局)
	臨時列車の運行について(JR北海道)		マイカー点検ボランティア隊の派遣について(北海道運輸局函館陸運支局、(社)函館地方自動車整備振興会)
	商工会・商工会議所で金融等の相談(通産省)		降灰量について(北海道開発局)
雇用保険の認定と各種届出について(ハローワーク)	4月15日	有珠山噴火災害による雇用調整助成金の特例措置について(北海道労働局)	
相談電話を伊達警察署に開設、運転免許証の更新手続きの窓口を避難所に開設(北海道警察)		有珠山噴火に伴う交通規制について(北海道警察)	
4月05日	避難所の特設公衆電話等について(NTT)	4月16日	内閣総理大臣の現地視察(激励)について、各種融資制度のあらし(その1)(国土庁)
	臨時列車の運賃について(JR北海道)		郵便局からのお知らせ(郵政省)
	火山灰レポート(建設省、北海道開発局、北海道)		臨時列車の運行について(JR北海道)
	電気・ガス料金の災害特別措置のお知らせ(通商産業省)		災害時における雇用保険求職者給付の支給について、労働保険料の申告・納付期限の延長について(労働省)
	避難先の住所をお知らせください(郵政省)		各種融資制度のあらし(その2)(国土庁)
避難所へ撮影配信(自衛隊、警察庁、消防庁、郵政省、国土庁)	4月17日	各種融資制度のあらし(その3)(国土庁)	
[改訂]運転免許証の更新手続きの窓口を避難所に開設(4月から当分の間)(北海道警察)		各種融資制度のあらし(その4)(国土庁)	
4月06日	道央自動車道の無料措置について(道路公団)	4月18日	有珠山噴火災害被災地域内事業所採用予定学卒者等に対する支援について(労働省北海道労働局)
	市街地のヘリ映像の放送時間について(自衛隊、警察、消防、郵政省、国土庁)		各種融資制度のあらし(その5)(国土庁)
	虻田町の清水地区での給水支援等の取り組みについて(自衛隊)	4月19日	「車の困りごと相談窓口」の開設について(運輸省北海道運輸局)
	ペットの給餌作業の実施について(北海道警察)		降灰量について(北海道開発局)
	降灰量について(北海道開発局)		各種融資制度のあらし(その6)(国土庁)
臨時列車の運賃無料対象者の拡大について(JR北海道)	4月20日	応急仮設住宅におけるLPガス使用の円滑化に関する措置について(通商産業省)	
「困りごと相談電話」の開設について(北海道警察)		各種融資制度のあらし(その6)(国土庁)	
虻田町清水地区での給水支援等の取り組みについて(自衛隊)		運輸省北海道運輸局からのお知らせ(北海道運輸局室蘭陸運支局、(社)室蘭地方自動車整備振興会)	
運休バス路線の定期券払い戻しについて(運輸省、北海道運輸局)	4月21日	「有珠山被災者電話法律相談」実施のご案内(札幌弁護士会)	
降灰量について(北海道開発局)		降灰量のデータ提供について(北海道開発局)	
JR北海道からのお知らせ(JR北海道)	4月22日	電気料金災害特別措置の拡充のお知らせ(通産省)	
4月07日		「困りごと相談電話」の開設について(北海道警察)	労働保険年度更新・保険料納付相談室の開催変更のお知らせ(北海道労働局)
	虻田町清水地区での給水支援等の取り組みについて(自衛隊)	車検有効期間再伸長のお知らせ(運輸省北海道運輸局)	
	運休バス路線の定期券払い戻しについて(運輸省、北海道運輸局)	郵便局からのお知らせ(郵政省)	
	降灰量について(北海道開発局)	洞爺温泉郵便局の仮設局舎での業務開始のお知らせ(郵政省)	
	JR北海道からのお知らせ(JR北海道)	労働保険年度更新・保険料納付相談室の開催のお知らせ(北海道労働局)	
4月08日	鉄砲の一斉検査の無期延期について、降灰によるスリップの注意について(北海道警察)	5月01日	JR北海道からのお知らせ(北海道旅客鉄道(株))
	短時間帰宅などの支援について(各関係機関)	5月02日	火山状況映像中断のお知らせ(有珠山火山活動北海道現地災害対策本部)
	降灰時における車の点検について(運輸省、北海道運輸局)	4月29日	道警音楽隊による演奏会のお知らせ(北海道警察本部)
	雇用労働相談室等の設置について、労働保険料の納期延長について(北海道労働局)		被災地域における同報無線の設備について、臨時郵便局(郵政相談コーナー)の開設日等の変更について(郵政省)
	降灰量について(北海道開発局)		火山状況映像の夜間放映中断について(有珠山火山活動北海道現地災害対策本部)
4月09日	授業再開について(虻田町教育委員会)	5月3日	道警音楽隊による演奏会のお知らせ(北海道警察本部)
	車検期間伸長に伴う自賠責保険の手続きについて(運輸省、北海道運輸局)		5月05日
	郵便局からのお知らせ(郵政省)	5月6日	火山状況映像の夜間放映中断について(有珠山火山活動北海道現地災害対策本部)
	交通規制のお知らせ(北海道警察)		5月24日
4月10日	車検期間の伸長について(運輸省北海道運輸局)	6月18日	6月19日から、避難所に対する有珠山映像の放映について、次の通り変更します(北海道現地対策本部)
	降灰量のデータ提供について(北海道開発局)		
	中小企業の方への新たな支援措置(詳しいことについては、中小公庫、国民公庫、商工中金、保証協会、商工会・商工会議所までお問い合わせ下さい)		
	通行禁止除外標章の交付、大型電光表示装置による避難誘導及び交通規制等の情報提供、避難場所等における臨時的運転免許証更新窓口の変更(北海道警察)		

平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震非常災害対策本部
第 1 回本部会議決定事項

- 1 新潟県中越を震源とする地震は、死者・行方不明者が多数発生しており、非常に大きな災害となっており、政府としても応急対策及びその後の復旧・復興対策に全力を尽くす必要がある。
- 2 このため、村田防災担当大臣を団長とする政府調査団を新潟県に派遣するとともに、非常災害対策本部を設置して、今後、以下の事項を中心に災害対策に万全を期すことを確認する。

被災者の救出・救助活動に全力を尽くすこと。

緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣による被災地への広域応援を増援するなど、被害の状況に応じて万全の体制を期すること。

県や市町村との連絡調整および情報収集を密接に行い、被害情報の収集に全力を挙げること。

関係地方公共団体とも連携し、応急対策・復旧等につき、政府一体となった対応を行うこと

平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震について (第 1 報)

これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

平成 16 年 10 月 24 日
12 時 00 分 現在
内 閣 府

1. 地震の概要 (気象庁情報: 10月24日 7時00分現在)

(1) 震度 6 強以上の地震

i. 10月23日 17時56分頃の地震

震源地 新潟県中越 (北緯37.3度、東経138.8度)

震源の深さ 約 20 km

規模 マグニチュード 6.8

各地の主な震度

震度 6 強	新潟県	小千谷市
震度 6 弱	新潟県	十日町市、中里村、長岡市、栃尾市、三島町、越路町、川西町、刈羽村
震度 5 強	新潟県	中之島町、安塚町、与板町、和島村、出雲崎町、小出町、六日町、松之山町、見附市、塩沢町、松代町、津南町
震度 5 弱	新潟県	栄町、広神村、湯之谷村、上越市、浦川原村、巻町、牧村、柿崎村、吉川町、三和村、三条市、柏崎市、加茂市、西山町、燕市、弥彦村、吉田町、月潟村、中之口村
	福島県	只見町、西会津町、柳津町
	群馬県	北橘村、高崎市、片品村、
	埼玉県	久喜市
	長野県	三水村

震度 4 以下は省略。

津波 この地震による津波の心配なし

ii. 10月23日 18時12分頃の地震

震源地 新潟県中越 (北緯37.2度、東経138.8度)

震源の深さ ごく浅い

規模 マグニチュード 5.9

各地の主な震度

震度 6 強	新潟県	小千谷市
震度 5 弱	新潟県	出雲崎町、長岡市、中之島町

震度4以下は省略。

津波 この地震による津波の心配なし

iii. 10月23日18時34分頃の地震

震源地 新潟県中越（北緯37.3度、東経138.9度）

震源の深さ 約10km

規模 マグニチュード6.3

各地の主な震度

震度6強	新潟県	十日町市
震度6弱	新潟県	小千谷市、六日町、安塚町
震度5強	新潟県	浦川原村、三島町、出雲崎町、小出町、長岡市、和島村、西山町、上越市、牧村、三和村、与板町
震度5弱	新潟県	清里村、広神村、大島村、柏崎市、栄町
	群馬県	片品村、白沢村、昭和村

震度4以下は省略。

津波 この地震による津波の心配なし

(2) 時間別有感地震回数（震度6強以上を含む）

- 17時から18時：3回
- 18時から19時：37回
- 19時から20時：28回
- 20時から21時：25回
- 21時から22時：32回
- 22時から23時：18回
- 23時から0時：21回
- 0時から1時：23回
- 1時から2時：21回
- 2時から3時：11回
- 3時から4時：9回
- 4時から5時：6回
- 5時から6時：2回

2. 避難の状況（消防庁調べ：10月24日13時00分現在）

(1) 避難指示

都道府県名	市町村	世帯	人数	指示	備考
新潟県	十日町市	調査中	調査中	調査中	
計	(判明分)				

(2) 避難勧告

都道府県名	市町村	世帯	人数	勧告	備考
新潟県	加茂市	調査中	調査中	10/23 20:15	
	中之島町	調査中	調査中	10/23 22:50 10/24 4:15	

都道府県名	市町村	世帯	人数	勧告	備考
	塩沢町	調査中	調査中	調査中	
	越路町	調査中	調査中	10/23 19:00	
計	(判明分)				

(3) 避難者数

- ・ 36市町村 58,764名

3. 被害の状況

(1) 人的・住家被害(消防庁調べ:10月24日13時00分現在)

都道府県名	人的被害(人)			住家被害(棟)			
	死者	行方不明者	負傷者 (重傷)(軽傷)	全壊	半壊	一部破損	火災
新潟県	15	2	426	23		23	12
長野県			3				
埼玉県			1				
計	15	2	430	23	0	23	12

火災件数は建物火災分を計上

<10月23日>

- ・ 十日町市において、壁の崩落に巻き込まれた34歳男性が死亡
- ・ 十日町市において、65歳女性が地震によるショックにより死亡
- ・ 十日町市において、乳幼児(2ヶ月)が地震によるショックにより死亡
- ・ 長岡市濁沢地内において地滑りにより家屋倒壊し2人が生き埋めとなり行方不明
- ・ 小千谷市桜町において車庫の倒壊で下敷きとなり55歳男性1名死亡
- ・ 小千谷市において地震によるショック死により70歳女性1名死亡
- ・ 小千谷市塩谷地区で家屋倒壊により、子供3人死亡
- ・ 小千谷市市立病院において、経口チューブが地震によりはずれ男性1名死亡
- ・ 小千谷市両新田地区で、家屋倒壊により女性1名死亡
- ・ 小千谷市吉谷地区で家屋倒壊により、1名生き埋め 救出し病院へ搬送。
- ・ 小千谷市において地震によるショック死により89歳男性1名死亡
- ・ 川口町野田地区で住家倒壊。12歳女性死亡、65歳男性死亡
- ・ 川口町木沢地区で家屋倒壊し、80歳女性1名死亡
- ・ 川口町和南津地区で家屋倒壊し、77歳男性1名死亡

(2) 土砂災害(国土交通省調べ:10月24日7時00分現在)

- ・ 土砂崩れ 10箇所(新潟10)

(3) ライフライン

電力・水道等の供給停止戸数等(経済産業省調べ:10月24日7時00分現在)

(厚生労働省調べ:10月24日7時00分現在)

区分	管内	延べ戸数	停止中の戸数
電力	東北電力	確認中	約239,000(10/24 6:00現在)

区分	管内	延べ戸数	停止中の戸数
	東京電力	確認中	0 (10/23 18:55 解消)
	中部電力	約 1,400	0 (10/24 5:52 解消)
ガス	新潟県	56,000	56,000 (10/24 6:30 現在)
水道	新潟県	54,937	54,937 (10/24 7:00 現在)

通信関係の状況（総務省調べ：10月24日7時00分現在）

通信規制関係

- 新潟県への通信に輻輳が発生したため、固定電話、携帯電話とも通信規制を実施したが、現在は解除。

NTT東日本等

- 伝送路の障害等により約5,000回線が不通。（その他の固定電話事業者については、設備等に異常があるとの報告はない。）
- 避難所等への特設公衆電話の設置を準備中。
- 災害用伝言ダイヤルを23日18時15分から起動中。

携帯電話事業者

- 伝送路の障害等により、新潟県内においてNTTドコモの基地局19局、auの基地局18局及びボーダフォンの基地局41局が停波中。
- NTTドコモではiモード版災害用伝言板を23日18時06分から起動中。

防災行政無線

- 新潟県内の一部の市町村等に設置されている防災行政無線の衛星系端末が、停電のため動作していないため、県の防災無線網に組み込まれているNTTの優先電話等で連絡を取っている状況。

郵政事業関係の状況（総務省調べ：10月24日7時00分現在）

- 日本郵政公社において、情報収集体制を整備。
- 新潟県内においてATMが6台停止中。
- 新潟県内の通行止めにより、運送便の運行に影響。

(4) 道路（国土交通省調べ）

高速道路

- 関越自動車道月夜野～長岡が通行止め
- 北陸自動車道柿崎～三条燕が通行止め

国道

- 国道8号 中之島町～見附市 多数の段差、路面陥落
- 国道17号 長岡市～小出町 多数の段差、路面陥落
- 国道116号 柏崎市 路面陥落
- 国道117号 小千谷市 多数箇所段差、路面陥落
- 国道291号 小千谷市 土砂崩壊

その他、被害箇所多数

(5) 交通機関（国土交通省調べ）

鉄道

- 上越新幹線浦佐駅～長岡駅間で列車脱線、人的被害なし
- 上越新幹線越後湯沢～新潟で不通

(6) 文教施設等

- ・被災箇所数（文部科学省調べ：10月24日7時00分現在）

区分	箇所数
国立学校施設	1
公立学校施設	47
私立学校施設	2
社会教育・体育、文化施設等	2
文化財等	
計	52

4. 政府の主な対応

(1) 災害応急体制の整備等

官邸の対応

- ・官邸対策室設置（10月23日18時00分）
- ・緊急参集チーム協議を実施（10月23日19時00分）

内閣府の対応

- ・内閣府情報対策室設置（10月23日18時00分）

警察庁の対応

- ・災害警備本部設置（10月23日18時00分）

防衛庁の対応

- ・防衛庁災害対策室設置（10月23日18時00分）
- ・防衛等災害対策会議開催（10月23日19時00分）
- ・自衛隊航空機11機による被害状況調査を実施

消防庁の対応

- ・消防庁災害対策本部設置（10月23日17時56分）
- ・消防庁先遣隊4名を新潟県に派遣（10月23日19時50分）

海上保安庁の対応

- ・災害対策本部を本庁及び第九管区に設置（10月23日18時00分）
- ・航空機11機・巡視船艇11隻による調査を実施（10月23日）
- ・航空機6機による調査を実施（10月24日4時55分～）

総務省の対応

- ・総務省災害対策本部設置（10月23日18時30分）

文部科学省の対応

- ・災害情報連絡室を設置（10月23日18時35分）
- ・災害応急対策本部を設置（10月23日19時30分）
- ・新潟県、福島県、群馬県、長野県、埼玉県の教育委員会等に対し、速やかに文教施設の被害状況等の把握に努めるとともに、児童生徒の安全確保、二次災害防止策等を講じるよう要請（10月23日19時55分）

厚生労働省の対応

- ・ 災害対策本部設置（10月23日19時05分）
- ・ 日赤埼玉から3班、東京都から1班医療チームを派遣準備（10月23日20時20分）

農林水産省の対応

- ・ 連絡体制を整備（10月23日18時00分）
- ・ 省内関係局庁連絡会議を開催（10月23日21時00分）

経済産業省の対応

- ・ 省内の情報収集体制を整備（10月23日18時30分）

国土交通省の対応

- ・ 国土交通省非常体制（10月23日17時56分）

国土地理院の対応

- ・ 災害対策本部設置（10月23日18時30分）
- ・ 電子基準点による地殻変動の監視を強化、電子基準点の点検のため23日中に職員を現地に派遣
- ・ 航空機「くにかぜ」による空中写真撮影を24日午前中に開始予定

気象庁の対応

- ・ 気象庁非常体制（10月23日18時00分）
- ・ 地震機動観測班4名を現地に派遣（10月23日18時00分）
- ・ 10月23日17時56分頃発生した地震について、「平成16年（2004年）新潟県中越地震」と命名

（2） 関係省庁連絡会議

- ・ 関係省庁連絡会議を開催（10月24日1時30分）、被害状況や各省庁の対応状況についての情報を共有、災害応急対策および情報収集に万全を期すことを確認（関係機関は引き続き迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行い、緊密な連携を図ること、これまでに生じた被害に対する応急対策等適切な対応をすること。事態の推移に応じ必要があれば、今後においても災害対策関係省庁連絡会議を開催する等、関係省庁の連携を密にしていくこと。）

（3） 政府調査団の派遣等

- ・ 内閣府政策統括官（防災担当）付企画官等からなる現地合同情報先遣チーム10名を新潟県へ派遣（10月23日）
- ・ 村田防災担当大臣を団長とする政府調査団を新潟県に派遣（10月24日）

（4） 自衛隊の災害派遣

- ・ 10月23日18:32以降 陸上自衛隊及び海上自衛隊航空機による情報収集を実施
- ・ 10月23日19:30以降 陸上自衛隊第2普通科連隊（高田）より、人員約30名、車両4両の偵察部隊等を長岡市及び十日町市に派遣
- ・ 10月23日21:05 新潟県知事から陸上自衛隊第12旅団長（相馬原）に対し、情報収集に関する災害派遣要請
- ・ 10月24日 引き続き情報収集活動を実施

派遣規模 人員約230名、車両約20両、航空機計32機

(5) 海上保安庁の災害派遣

- ・ 10月24日 2:15 新潟県知事から第九管区保安本部長に対し、情報収集及び人命救助の災害救助要請

(6) 広域応援

緊急消防援助隊

- ・ 10月23日 18時25分～ 山形県、福島県、富山県、東京都、埼玉県、宮城県、千葉県、神奈川県、群馬県、長野県、富山県、石川県に緊急消防援助隊出動要請

航空部隊 10 隊、 陸上部隊 194 隊 救出人員 18 名

警察広域緊急援助隊

- ・ 10月23日 20時15分 警察庁及び関東管区警察局から関東管内 10 県警察の広域緊急援助隊に派遣指示

(7) 災害救助法関連

- ・ 新潟県小千谷市、長岡市、十日町市、栃尾市、六日町、中里村、安塚村、見附市、柏崎市、中之島町、越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、山古志村、川口町、堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、塩沢町、大和町、川西町、小国町、西山町、守門村、津南町、刈羽村に対し、新潟県は災害救助法の適用を決定し、避難所の設置、炊き出し等を実施（適用日10月23日）

5 . その他の機関の対応

(1) 日本赤十字社の対応

- ・ 救護班を派遣
- ・ 救援物資（毛布等）の応援調整等を実施

平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震について (第 5 報)

これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

平成 16 年 10 月 25 日
19 時 00 分 現在
内 閣 府

1. 地震の概要 (気象庁情報: 10月25日12時00分現在)

(1) 震度 6 強以上の地震

i. 10月23日17時56分頃の地震

震源地 新潟県中越 (北緯37.3度、東経138.9度) (暫定値)

震源の深さ 13 km (暫定値)

規模 マグニチュード 6.8 (暫定値)

各地の主な震度

震度 6 強	新潟県	小千谷市
震度 6 弱	新潟県	十日町市、中里村、長岡市、栃尾市、三島町、越路町、川西町、刈羽村
震度 5 強	新潟県	中之島町、安塚町、与板町、和島村、出雲崎町、小出町、六日町、松之山町、見附市、塩沢町、松代町、津南町
震度 5 弱	新潟県	栄町、広神村、湯之谷村、上越市、浦川原村、巻町、牧村、柿崎村、吉川町、三和村、三条市、柏崎市、加茂市、西山町、燕市、弥彦村、吉田町、月潟村、中之口村
	福島県	只見町、西会津町、柳津町
	群馬県	北橘村、高崎市、片品村、
	埼玉県	久喜市
	長野県	三水村

震度 4 以下は省略。

津波 この地震による津波の心配なし

ii. 10月23日18時11分頃の地震

震源地 新潟県中越 (北緯37.2度、東経138.8度) (暫定値)

震源の深さ 12 km (暫定値)

規模 マグニチュード 6.0 (暫定値)

各地の主な震度

震度 6 強	新潟県	小千谷市
震度 5 弱	新潟県	出雲崎町、長岡市、中之島町

震度 4 以下は省略。

津波 この地震による津波の心配なし

iii. 10月23日18時34分頃の地震

震源地 新潟県中越（北緯37.3度、東経138.9度）（暫定値）

震源の深さ 14km（暫定値）

規模 マグニチュード6.5（暫定値）

各地の主な震度

震度6強	新潟県	十日町市
震度6弱	新潟県	小千谷市、六日町、安塚町
震度5強	新潟県	浦川原村、三島町、出雲崎町、小出町、長岡市、和島村、西山町、上越市、牧村、三和村、与板町
震度5弱	新潟県	清里村、広神村、大島村、柏崎市、栄町
	群馬県	片品村、白沢村、昭和村

震度4以下は省略。

津波 この地震による津波の心配なし

(2) 時間別有感地震回数（震度6強以上を含む）

- ・ 10月23日17時から18時：3回
- ・ 10月23日18時から19時：37回
- ・ 10月23日19時から20時：28回
- ・ 10月23日20時から21時：25回
- ・ 10月23日21時から22時：32回
- ・ 10月23日22時から23時：18回
- ・ 10月23日23時から0時：21回
- ・ 10月24日0時から1時：23回
- ・ 10月24日1時から2時：21回
- ・ 10月24日2時から3時：11回
- ・ 10月24日3時から4時：9回
- ・ 10月24日4時から5時：6回
- ・ 10月24日5時から6時：2回
- ・ 10月24日6時から7時：2回
- ・ 10月24日7時から8時：4回
- ・ 10月24日8時から9時：2回
- ・ 10月24日9時から10時：3回
- ・ 10月24日10時から11時：6回
- ・ 10月24日11時から12時：4回
- ・ 10月24日12時から13時：9回
- ・ 10月24日13時から14時：8回
- ・ 10月24日14時から15時：6回
- ・ 10月24日14時から15時：6回
- ・ 10月24日15時から16時：4回
- ・ 10月24日16時から17時：3回
- ・ 10月24日17時から18時：5回
- ・ 10月24日18時から19時：8回
- ・ 10月24日19時から20時：3回
- ・ 10月24日20時から21時：4回
- ・ 10月24日21時から22時：2回
- ・ 10月24日22時から23時：3回
- ・ 10月24日23時から0時：5回
- ・ 10月25日0時から1時：7回
- ・ 10月25日1時から2時：12回
- ・ 10月25日2時から3時：6回
- ・ 10月25日3時から4時：3回
- ・ 10月25日4時から5時：1回
- ・ 10月25日5時から6時：5回
- ・ 10月25日6時から7時：11回
- ・ 10月25日7時から8時：0回
- ・ 10月25日8時から9時：4回
- ・ 10月25日9時から10時：3回
- ・ 10月25日10時から11時：5回
- ・ 10月25日11時から12時：4回

(3) 余震確率

- ・ 25日10時から72時間以内に
 - M6.0（ところによっては震度6弱～6強）以上の余震の発生する確率 約30%
 - M5.5（ところによっては震度5強）以上の余震の発生する確率 約50%
 - M5.0（ところによっては震度5弱）以上の余震の発生する確率 約80%

2. 避難の状況（消防庁調べ：10月25日15時00分現在）

（1）避難指示

都道府県名	市町村	世帯	人数	指示	備考
新潟県	十日町市	調査中	調査中	10/23 18:20	10/24 14:00一部を除き勧告に切替
	松之山町	調査中	調査中	10/24 12:00 ・12:01	
	川口町	調査中	調査中	10/25 8:55	川口地内40世帯
	山古志村	調査中	調査中	10/25 9:00	村内全域
計	(判明分)				

（2）避難勧告

都道府県名	市町村	世帯	人数	勧告	備考
新潟県	加茂市	調査中	調査中	10/23 20:00	
	中之島町	調査中	調査中	10/23 22:50 10/24 4:15	
	塩沢町	調査中	調査中	10/23 20:13	10/24 7:00 解除
	越路町	調査中	調査中	10/23 19:00	
	十日町市	調査中	調査中	10/24 14:00	
	広神村	調査中	調査中	10/24 14:30	
	中里村	調査中	調査中	10/24 11:00	
	安塚町	調査中	調査中	10/24 15:00	
	小千谷市	調査中	調査中	10/24 15:59 16:12	
	三島町	調査中	調査中	10/23 18:39	10/24 6:00 解除
	小出町	調査中	調査中	10/24 16:30	
	川西町	調査中	調査中	10/24 17:00	
	高柳町	調査中	調査中	10/23 20:20	
山古志村	調査中	調査中	10/24 22:00	10/25 9:00 指示に切替	
計	(判明分)				

（3）避難者数

- ・ 36市町村 97,710名

3. 被害の状況

(1) 人的・住家被害（消防庁調べ：10月25日17時00分現在）

都道府県名	人的被害（人）			住家被害（棟/件）			
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	建物火災
新潟県	25		1,268	151	257	2,261	11
長野県			3				
埼玉県			1				
福島県						1	
群馬県			3			345	
計	25		1,275	151	257	2,607	11

< 10月23日 >

- ・十日町市において、壁の崩落に巻き込まれた34歳男性が死亡
- ・十日町市において、地震によるショックにより65歳女性が死亡
- ・十日町市において、地震によるショックにより乳幼児（2ヶ月）が死亡
- ・避難中の車内で地震によるストレスに起因する脳疾患で53歳男性1名死亡
- ・避難中の車内で地震によるストレスに起因する心疾患で74歳女性1名死亡
- ・長岡市濁沢地内において地滑りにより家屋倒壊し42歳男性と75歳女性が生き埋めとなり死亡
- ・小千谷市桜町において車庫の倒壊で下敷きとなり55歳男性死亡
- ・小千谷市において地震によるショックにより70歳女性死亡
- ・小千谷市塩谷地区で家屋倒壊により、子供3人（小5～6）死亡
- ・小千谷市市立病院において、経口チューブが地震によりはずれ76歳男性死亡
- ・小千谷市東栄地内において地震によるショックにより89歳男性死亡
- ・小千谷市両津新田地区で、家屋倒壊により77歳女性死亡
- ・小千谷市吉谷地区で家屋倒壊により、1名生き埋め 救出し病院へ搬送。
- ・車で避難中、体調急変により、85歳男性死亡
- ・川口町野田地区で住家倒壊。12歳女性及び65歳男性死亡
- ・川口町木沢地区で家屋倒壊し、82歳女性死亡
- ・川口町和南津地区で家屋倒壊し、78歳男性死亡
- ・湯之谷村で、地震によるショックで44歳女性死亡
- ・湯沢町で70歳男性が心筋梗塞を発症し死亡
- ・見附市で地震によるショックで60歳男性が死亡
- ・山古志村南平地内で、土砂崩れによる家屋倒壊により、78歳女性と54歳男性が死亡

(2) 孤立の状況（消防庁他調べ：10月25日17時00分現在）

- ・山古志村： 虫亀地区150世帯600人が孤立、物資の要求あり 人数調査中
 梶金地区50人、菖蒲地区15人が孤立、救援要請あり 梶金地区40人、
 種芋原地区10人、池谷地区人数調査中
- ・十日町市： 2カ所（樽沢地区、塩又地区）で孤立 10月25日孤立解消（迂回ルートにより対応可能）
 7カ所（願入地区、平地区、澁野地区、塩野地区、慶地地区、菅沼地区、大池地区）で孤立
- ・自衛隊災害派遣、海上保安庁災害派遣、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊において搬送・救出活動を実施

(3) 土砂災害 (国土交通省調べ：10月25日7時00分現在)

- ・土砂崩れ 15箇所(新潟15)
- ・がけ崩れ 1箇所(新潟1)

(4) ライフライン

電力・水道等の供給停止戸数等(経済産業省調べ：10月25日13時00分現在)
(厚生労働省調べ：10月25日19時30分現在)

区分	管内	延べ戸数	停止中の戸数
電力	東北電力	約 289,000	約 52,800 (10/25 16:00 現在)
	東京電力	約 1,460	0 (10/23 18:55 解消)
	中部電力	約 1,400	0 (10/24 5:52 解消)
ガス	新潟県	56,000	56,000 (10/24 12:00 現在)
水道	新潟県	129,843	108,030 (10/25 19:30 現在)

通信関係の状況(総務省調べ：10月25日17時30分現在)

通信規制関係

- ・新潟県への通信に輻輳が発生したため、固定電話、携帯電話とも通信規制を実施したが、24日0時28分までには一旦解除。
- ・24日早朝より再び固定電話及び携帯電話の通信規制を実施したが、固定電話については24日午前中には解除。携帯電話については、現在も一部の事業者において通信規制を実施中。

NTT東日本等

- ・伝送路の障害等により、新潟県内の約4,500回線が不通だったが、一部復旧し、現在は、約4,100回線が不通(新潟県小国町、山古志村、越路町)。
- ・新潟県小国町、山古志村及び越路町の避難所等に特設公衆電話(45回線)を設置。
- ・災害用伝言ダイヤルを23日18時15分から起動中。

携帯電話事業者

- ・伝送路の障害等により、新潟県内においてNTTドコモの基地局48局、auの基地局7局及びボーダフォンの基地局11局が停波中。
- ・NTTドコモでは、携帯電話約240台及び衛星携帯電話約40台を新潟県災害対策本部へ貸し出し。
- ・NTTドコモではiモード版災害用伝言板を23日18時06分から起動中。
(参考)停波中の基地局所在地)

ドコモ(長岡市、小千谷市、十日町市、栃尾市、川口町、堀之内町、小国町、川西町、山古志村、湯之谷町、塩沢村、三島町、与板町)

au(越路町、長岡市、小国町、川口町、堀之内町、山古志村)

ボーダフォン(小国町、小千谷市、川西町、山古志村)

防災行政無線

- ・新潟県内の市町村等に設置されている防災行政無線の衛星系の一部端末(山古志村、川口町)が、停電により動作していないため、県の防災通信網に組み込まれているNTTの優先電話等で連絡を取っている状況。

放送関係の状況（総務省調べ：10月25日9時00分現在）

NHK

- ・ 停電の影響により、新潟県内のテレビ放送用中継局（9局）が停波中。長野県内の中継局は停電により一時停波したが、送電の再開により復旧。

民間放送

- ・ 停電の影響により、新潟放送、新潟総合テレビ、テレビ新潟放送網、新潟テレビ21のテレビ放送用中継局（7局）が停波中。
- ・ 信越放送のテレビ放送用中継局で一時停波したが、送電の再開により復旧。

ケーブルテレビ

- ・ 停電の影響により、長岡ケーブルテレビの放送が、一部世帯について停止中。

郵政事業関係の状況（総務省調べ：10月25日14時00分現在）

- ・ 新潟県内において20局の郵便局が窓口業務を休止。
- ・ 新潟県内においてATMが21台停止中。
- ・ 新潟県内の通行止めにより、運送便の運行に遅れが出たが次第に回復。

地域銀行の状況（金融庁調べ：10月25日15時15分現在）

- ・ 第四銀行においては小千谷支店の本日の営業を休止（26日からの営業の目処は立った）、店舗外ATM10カ所停止
- ・ 北越銀行において一部店舗の壁、ガラスが破損。店舗外ATM6カ所停止
- ・ 大光銀行において一部店舗の壁、ガラスが破損。越後川口支店で本日の営業を休止していたが12時30分に復旧し営業開始。（降雨のため支店につながる道路が土砂崩れの危険性があり、人命の観点等を踏まえ、明日の営業の是非を検討中。店舗外ATM3カ所停止

協同組織金融機関の状況（金融庁調べ：10月25日10時00分現在）

- ・ 1信用金庫1出張所において停電、ATM停止中
- ・ 2信用組合5支店で停電・ATM停止中
- ・ 新潟労金で1支店でATM停止、応急措置で1台稼働
- ・ 新潟県信農連の会員である9農協のATMが停止中

（5）道路（国土交通省調べ：10月25日7：00現在）

1）高速道路

関越道 通行止め 長岡JCT～月夜野IC(下り線)、長岡JCT～湯沢IC(上り線)

被災状況 小出IC～長岡JCT 多数箇所の段差、路面の陥没・隆起、法面崩壊等

小千谷IC～堀之内ICは特に被害大（深さ約10mの陥没、約1.0mの段差、法面崩壊 等）

北陸道 通行止め 柿崎IC～三条燕IC

被災状況 米山IC～長岡JCT 多数箇所の段差

西山IC～長岡JCT下り線約2mの段差

なお、緊急輸送物資等を運搬する緊急通行車両については、24日13時までに全線が通行を確保

2）直轄国道

国道8号 中ノ島町～長岡市 多数箇所の段差、路面陥没

24日中に片側交互通行確保

国道17号 長岡市～小出町 多数箇所の段差、路面陥没

和南津トンネル コンクリート剥落、人的被害なし

川口町天納地先の道路崩壊

なお、上記2カ所の緊急車両の通行については、26日を目処に通行の確保を図る予定、その他の箇所は24日中には片側交互通行確保

国道116号 柏崎市 路面陥没 24日中には片側交互通行確保

3) 地方公共団体の管理する道路

国道117号 小千谷市 多数箇所の段差、路面陥没

国道291号 小千谷市 土砂崩壊

県道小千谷長岡線 土砂崩落

(6) 交通機関(国土交通省調べ)

・鉄道の運転中止区間(10月25日7時00分現在)

事業者名	累計	現在	備考
東日本旅客鉄道	6	6	
北越急行	1	1	

上越新幹線浦佐駅～長岡駅間で列車脱線、人的被害なし

(7) 文教施設等

・被災箇所数(文部科学省調べ:10月24日19時00分現在)

区分	箇所数
国立学校施設	2
公立学校施設	176
私立学校施設	33
社会教育・体育、文化施設等	2
文化財等	6
その他	1
計	220

(8) 社会福祉施設等

・被災施設数(厚生労働省調べ:10月24日12時00分現在)

区分	施設数
児童福祉施設	5
老人福祉施設	36
障害福祉施設	22
その他福祉施設	
計	63

(9) 医療施設関係 (厚生労働省調べ : 10月24日18時00分現在)

・ 被災施設数

区 分	施設数
医療施設等	10
計	10

(10) その他 (国土交通省調べ : 10月25日7時00分現在)

- ・ 下水道 21箇所
- ・ 公園施設 1公園

4 . 政府の主な対応

(1) 災害応急体制の整備等

官邸の対応

- ・ 官邸対策室設置 (10月23日18時00分)
- ・ 緊急参集チーム協議を実施 (10月23日19時00分)
- ・ 平成16年新潟県中越地震関係対策会議を開催し、現地の被災状況の報告を踏まえ、関係機関は県・市町村とも十分連携し政府一体となって、応急対策を更に強化して全力を挙げることを決定。 (10月24日20時20分)

内閣府の対応

- ・ 内閣府情報対策室設置 (10月23日18時00分)

警察庁の対応

- ・ 災害警備本部設置 (10月23日18時00分)
- ・ 非常災害警備本部設置 (10月24日 7時50分)
- ・ 警察航空隊ヘリコプターによる情報収集、映像配信等を実施
- ・ 発災直後に道路の通行止め、安全点検を実施
- ・ 災害対策基本法に基づく道路の通行規制を実施、併せて各都道府県警察における緊急通行車両の標章等の交付手続きを実施 (25日14時現在、906件交付)

防衛庁の対応

- ・ 防衛庁災害対策室設置 (10月23日18時00分)
- ・ 防衛等災害対策会議開催 (10月23日19時00分) 以降数次開催
- ・ 自衛隊航空機 1 1機による被害状況調査を実施
- ・ 現地合同情報先遣チームの現地への輸送に陸上自衛隊CH-47を使用 (10月23日)
- ・ 政府調査団の現地への輸送に陸上自衛隊CH-47を使用 (10月24日)

消防庁の対応

- ・ 消防庁災害対策本部設置 (10月23日17時56分)
- ・ 消防庁先遣隊 5 名を新潟県に派遣 (10月23日19時50分)
- ・ 消防研究所職員 2 名を新潟県に派遣 (10月24日 5時00分)

海上保安庁の対応

- ・ 災害対策本部を本庁及び第九管区に設置 (10月23日18時00分)

- ・ 航空機11機・巡視船艇11隻による調査を実施（10月23日）
- ・ 航空機6機・巡視船艇11隻による調査を実施（10月24日）
- ・ 航空機3機により、新潟県からの要請による孤立者救助等を実施（10月24日）
- ・ 航空機8機により、新潟県からの要請による孤立者救助等を実施（10月25日6時33分～）

総務省の対応

- ・ 総務省災害対策本部設置（10月23日18時30分）
- ・ 総務省非常災害対策本部設置（10月24日10時00分）
- ・ 信越総合通信局で保有する衛星携帯電話（8台）を、新潟県地震災害対策本部を通して被災者への貸出を実施。また、信越総合通信局において保有するMCA無線機（ ）80台を被災地への貸し出しが容易な新潟市内に搬送済み。
- ・ 新潟県地震災害対策本部からの要請に基づき、信越移動無線センターから同対策本部に対し、MCA無線機25台を搬送済み。（MCA無線は、混信がなくクリアで秘話性が高い通信が可能であり、同報（一斉指令）機能を備えていることから、災害対策に役立つものとして有効に活用されている。）
- ・ その他全国の総合通信局で備蓄している無線機280台程度を、被災地に貸与できるよう体制を整備。
- ・ 被災地への応援に向かう自治体等（消防、防災行政、水道、電気）が使用する無線局（89局）の免許申請等について、臨機の措置（ ）を実施。（非常災害時において、口頭の無線局申請に対し、口頭による処分を行うこと）
- ・ 電波利用料債権の発行停止の措置（当分の間）並びに同債権の督促状及び催促状の送付を停止する措置を実施（平成16年10月23日適用）。

金融庁の対応

- ・ 新潟県銀行協会等7団体等に対し、関東財務局新潟財務事務所長及び日本銀行新潟支店長の連名で「地震災害に対する金融上の措置について」を発出。地震により災害救助法が適用された市町村の被災者に対し、状況に応じ「災害関係の融資に関する措置」、「預金の払戻及び中途解約に関する措置」、「手形交換、休日営業等に関する措置」等金融上の措置を適切に講じることを要請（10月24日15時30分）

文部科学省の対応

- ・ 災害情報連絡室を設置（10月23日18時35分）
- ・ 災害応急対策本部を設置（10月23日19時30分）
- ・ 新潟県、福島県、群馬県、長野県、埼玉県の教育委員会等に対し、速やかに文教施設の被害状況等の把握に努めるとともに、児童生徒の安全確保、二次災害防止策等を講じるよう要請（10月23日19時55分）
- ・ 文部科学省非常災害対策本部を設置（10月24日9時00分）
- ・ 地震調査研究推進本部の地震調査委員会が臨時会を開催。今回の地震について分析・評価を行った。（10月24日13時00分）
- ・ 新潟大学から医師7名を派遣、また、県、病院等からの要請に即応するため、新潟大学、信州大学、群馬大学において救護班等を待機（10月24日）
- ・ 学校施設の被害状況を把握するため、建築の専門家等を新潟県に派遣（10月24日）

厚生労働省の対応

- ・ 災害対策本部設置（10月23日19時05分）
- ・ 厚生労働省災害対策本部本部員会議を開催し、現地連絡室の設置を決定（10月25日）

- ・ 国立病院機構災害医療センターから医療班を派遣、日赤から救護班を派遣（10月24日）
- ・ 新潟県、福島県、群馬県、長野県に対し、関係機関と連携の上、人工透析の提供及び難病患者等への医療の確保体制を確保するよう要請（10月24日）
- ・ 避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を新潟県に通知（10月24日）
- ・ 国際医療センター、国立病院機構東京医療センター、仙台医療センター、長野病院から医療チームを現地に派遣（10月25日）
- ・ 被災者の心理的な問題を把握し、適切な対応を行うため、国立精神・神経センターからPTSD専門家らを現地に派遣（10月25日）

農林水産省の対応

- ・ 連絡体制を整備（10月23日18時00分）
- ・ 省内関係局庁連絡会議を開催（10月23日21時00分）

経済産業省の対応

- ・ 省内の情報収集体制を整備（10月23日18時30分）
- ・ 経済産業省非常災害対策本部の設置（10月23日）
- ・ 大手流通チェーン各社に対し、緊急援助物資の輸送等について、新潟県災害対策本部との連絡調整を指示。更に緊急の食料品追加供給を要請（10月23日）
- ・ 原子力安全・保安院より、電気事業連合会、近隣の電力3社（東京、中部、北陸電力）と併せ、日本ガス協会に対し、復旧対策に最大限の支援を行うよう指示。（10月24日）
- ・ 燃料油、LPガス、毛布、日用品等につき、緊急援助物資提供の具体的な要請があった場合に直ちに対応できるよう関係業界に協力を要請（10月24日）
- ・ 10月24日午後、緊急の食料品等を中心に物資提供を要請、これらを受け、イトーヨーカ堂/セブンイレブンは24日中におにぎり2万6千個を、イオンは25日までにおにぎり21万個、水15万本等を長岡市をはじめとする被災地に輸送（10月24日）
- ・ 特に自動車内にて過ごす被災者が多いため需要増が見込まれるガソリンについては、精製・元売り等に対しタンクローリーによる被災地への移送その他に遺漏なきよう指示するとともに、それらの現地到達の便宜につき新潟県警察本部と調整を行った。（10月24日）
- ・ 電気事業について、料金その他の供給条件について特別措置の実施を行うため、東北電力（株）から申請を受け、即日災害特別祖措置の認可を行った（災害救助法の適用に合わせ、10月23日まで遡及して適用）。特別措置の内容は以下のとおり。（10月25日）
 - ・ 早収期間及び支払期間の延長（1ヶ月間）
 - ・ 不使用月の料金免除（6ヶ月間）
 - ・ 工事費負担金の免除（6ヶ月間）
 - ・ 臨時工事費の免除（6ヶ月間）
 - ・ 使用不能設備に相当する基本料金の免除（6ヶ月間）
 - ・ 引き込み線、計量器等取付位置変更に係る費用の免除（6ヶ月間）
- ・ ガス事業（都市ガス）について、料金その他の供給条件について特別措置の実施を行うため、北陸瓦斯（株）から申請を受け、即日災害特別祖措置の認可を行った（災害救助法の適用に合わせ、10月23日まで遡及して適用）。特別措置の内容は以下のとおり。（10月25日）
 - ・ 早収期間及び支払期間の延長（1ヶ月間）
 - ・ 不使用月の料金免除（6ヶ月間）

ガスの供給再開に係る臨時工事費の免除（２ヶ月間）

中小企業庁の対応

- ・新潟県の政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会及び関東経済産業局に対し、災害に係る特別相談窓口設置を指示（10月25日）
- ・政府系中小企業金融機関に災害復旧貸付の適用を指示（10月25日）
- ・政府系中小企業金融機関及び信用保証協会に既往債務の条件緩和等を指示（10月25日）

国土交通省の対応

- ・国土交通省非常体制（10月23日17時56分）
- ・国土交通省非常災害対策本部の設置（10月24日7時50分）
 - 第一回本部会議（10月24日9時）
 - 第二回本部会議（10月24日18時30分）
- ・東北地方整備局の災害対策ヘリコプター「みちのく」号による現地調査を実施（10月23日21:35～）
- ・ヘリコプターによる現地調査を実施（北陸）10月23日19:40～/10月25日9:00～
- ・航空・鉄道事故調査委員会が調査官を現地に派遣（10月23日）
- ・応急危険度判定業務の指導及び建築物の被害調査のため、住宅局及び国総研職員を現地に派遣（10月24日）
- ・河川局災害査定官を現地に派遣（10月24日）
- ・被害状況把握のため国総研等から砂防専門家及び河川局砂防部保全課等から担当官を派遣し、現地調査・ヘリ調査を実施
- ・国土交通大臣が現地視察（10月24日）

国土地理院の対応

- ・災害対策本部設置（10月23日18時30分）
- ・電子基準点による地殻変動の監視を強化するとともに、電子基準点の点検のため23日中に職員を現地に派遣
- ・航空機「くにかぜ」（運航は海上自衛隊）による空中写真撮影を24日9時15分に開始
- ・災害対策用地形図及び災害状況図をホームページに掲載

気象庁の対応

- ・気象庁非常体制（10月23日18時00分）
- ・地震機動観測班4名を現地に派遣（10月23日18時00分）
- ・気象庁災害対策本部設置（10月24日7時50分）
- ・10月23日17時56分頃発生した地震について、「平成16年（2004年）新潟県中越地震」と命名（10月24日9時00分）
- ・暫定的に、震度5以上の揺れを観測した地域に対して大雨及び洪水の注意報・警報基準を引き下げて運用（10月24日9時00分）
- ・地震機動観測班の調査（1日目）終了（小千谷市及び川口町の震源の真上の地区周辺について被害等を調査）（10月24日17時15分）
- ・地震機動観測班の調査（2日目）実施（10月25日08時30分）
- ・気象庁ホームページに新潟県中越地震の被災地及び周辺地域に関する地震・気象情報に関するコーナーを新設し情報提供を開始（10月25日14時00分）

(2) 関係省庁連絡会議

- ・ 関係省庁連絡会議を開催（10月24日 1時30分）、被害状況や各省庁の対応状況についての情報を共有、災害応急対策および情報収集に万全を期すことを確認（ 関係機関は引き続き迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行い、緊密な連携を図ること、これまでに生じた被害に対する応急対策等適切な対応をすること。 事態の推移に応じ必要があれば、今後においても災害対策関係省庁連絡会議を開催する等、関係省庁の連携を密にしていくこと。 ）

(3) 非常災害対策本部

- ・ 災害対策基本法に基づく非常災害対策本部（平成16年（2004年）新潟県中越地震非常災害対策本部）を設置（10月24日）
- ・ 第1回本部会議を開催（10月24日 9時30分）、対応基本方針を決定
- ・ 第2回本部会議を開催（10月24日12時45分）、被災地への物資等の供給等に係る方針を決定
- ・ 第3回本部会議を開催（10月25日17時30分）、海外からの支援受入れに係る方針を決定、被災地に対する毛布支援・現地対応の強化について報告

(4) 現地連絡調整

- ・ 「平成16年（2004年）新潟県中越を震源とする地震に対する現地連絡調整室」を新潟県庁内に設置（10月23日）
- ・ 「現地連絡調整室」を「現地支援対策室」に格上げし、人員を倍増（10月25日）
- ・ 「現地支援対策室」に新たに機動班を設置、新潟県と調整を行い対応の手薄な市町村（現場）に派遣することとする

(5) 政府調査団の派遣等

- ・ 内閣府政策統括官（防災担当）付企画官等からなる現地合同情報先遣チーム10名を新潟県へ派遣（10月23日）
- ・ 村田防災担当大臣を団長とする政府調査団を新潟県に派遣（10月24日）

(6) 自衛隊の災害派遣

- ・ 10月23日 18:32以降 陸上自衛隊及び海上自衛隊航空機による情報収集を実施
- ・ 10月23日 19:30以降 陸上自衛隊第2普通科連隊（高田）より、人員約30名、車両4両の偵察部隊等を長岡市及び十日町市に派遣
- ・ 10月23日 21:05 新潟県知事から陸上自衛隊第12旅団長（相馬原）に対し、情報収集に関する災害派遣要請
10月23日の派遣規模 人員約110名、航空機約20機
- ・ 10月24日 引き続き情報収集活動を実施
- ・ 10月24日 5:30 陸上自衛隊第2普通科連隊（高田）より、人員約10名、車両約10両を十日町市に派遣し、給水支援活動を実施
- ・ 10月24日 5:04 陸上自衛隊第2普通科連隊（高田）より、人員約50名をCH-47により移動し、重症患者3名を搬送

- ・ 10月24日 6:00以降 陸上自衛隊第2普通科連隊(高田)の人員約50名により、川口町における土砂崩れに伴う人命救助活動を実施、重傷者2名を救助、陸上自衛隊第30普通科連隊(新発田)の人員約30名、車両10両による越路町における給水支援活動を実施、陸上自衛隊第5施設群(高田)の人員約20名、車両約10両による刈羽町における給水支援活動を実施、陸上自衛隊第12後方支援隊(新町)の人員約10名、車両約10両による堀之内町及び十日町市における給水支援活動を実施
- ・ 10月24日 8:36 航空自衛隊V-107による長岡市までの食料等の救援物資を輸送。さらに患者2名を搬送
- ・ 10月24日 9:08 航空自衛隊V-107×5機による山古志村より長岡市まで人員約150名等を輸送、また航空自衛隊CH-47による長岡市における物資及び患者を搬送
- ・ 10月24日 11:00以降 陸上自衛隊CH-47による川西町への食料等の物資空輸、小千谷市等における物資等の輸送、中里村への食料等の物資空輸を実施
- ・ 10月24日 12:00以降 陸上自衛隊第30普通科連隊(新発田)の人員約70名により、山古志村における孤立地域における搜索活動を実施
- ・ 10月24日 12:59以降 陸上自衛隊第14普通科連隊(金沢)の人員約130名を現地に派遣
- ・ 10月24日 14:55以降 陸上自衛隊第30普通科連隊(新発田)の人員約10名、車両3両を炊事支援のため越路町に派遣
- ・ 10月24日 15:55以降 陸上自衛隊CH-47×5機による山古志村の避難民計400名を長岡市内に搬送
- ・ 10月24日 19:34以降 航空自衛隊C-1×3機、C-130による新潟空港までの食料(12トン)等を輸送
- ・ 10月24日 22:15以降 陸上自衛隊CH-47×2機による越路町への食料等の空輸を実施
10月24日の派遣規模 人員約2,000名、車両約150両、航空機約30機
10月24日の食料輸送実績 約13万食
10月24日の救助実績 約200名
- ・ 10月25日 6:00以降 陸上自衛隊第30普通科連隊(新発田)の人員約40名により、山古志村における孤立住民の搜索活動を実施するとともに航空自衛隊V-107×2機、陸上自衛隊UH-60等により避難民の空輸を実施、新潟スタジアムにおいて人員約180名、車両約30両により炊事支援等(約14,000食)を実施
- ・ 10月25日 7:00以降 航空自衛隊CH-47×2機による長岡市、山古志村への食糧輸送を実施
- ・ 10月25日 12:38 海上自衛隊MH-53×3機により約1万5千食分の食料を新潟空港へ輸送
- ・ 10月25日 13:30 陸上自衛隊松戸駐屯地より車両8両が毛布8,000枚を高田駐屯地に輸送するため出発
- ・ 10月25日 14:51 海上自衛隊舞鶴基地より車両5両が毛布5,320枚を高田駐屯地に輸送するため出発
10月25日の派遣規模 人員約2,400名、車両約140両、航空機約30機
10月25日の食料輸送実績 約14万食、毛布約13,000枚
10月25日の救助実績 約760名
(派遣実績(延べ) 10月25日19時現在)
派遣規模 人員約4,500名、車両約340両、航空機約90機
食料輸送実績 約27万食、毛布13,000枚
救助実績 約960名

(7) 海上保安庁の災害派遣

- ・ 10月24日 2:15 新潟県知事から第九管区保安本部長に対し、情報収集及び人命救助の災害救助要請
- ・ 10月24日 7:15以降 新潟県からの要請に基づき、山古志村への緊急消防援助隊34名の空輸、消防職員2名、医師等計11名の空輸、小千谷市住民の救助、山古志村からの急患等の搬送、山古志村への医薬品、毛布等の物資等計60kgの空輸を実施
- ・ 10月24日 10:23以降 新潟県からの要請に基づき、消防職員による被害状況調査、消防職員2名の空輸を実施

24日の合計：人員56名、物資60kgを輸送

- ・ 10月25日 6:33以降 新潟県の要請に基づき、小千谷市寺沢地区での孤立者救助を実施
- ・ 10月25日 11:35以降 新潟県の要請に基づき、山古志村虫亀地区での孤立者救助を実施中

25日の合計(17時現在) 人員340名(住民298名、消防職員35名、自治体職員7名)を輸送

(8) 広域応援

緊急消防援助隊

- ・ 10月23日18時25分～ 山形県、福島県、富山県、東京都、埼玉県、神奈川県、富山県に緊急消防援助隊出動要請
- ・ 10月24日 2時10分～福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、長野県に緊急消防援助隊出動要請
- ・ 10月24日 小千谷市、山古志村、川口町等において救出・搬送活動を実施
- ・ 10月25日 山古志村において、梶金地区及び菖蒲地区で消防ヘリ6機により孤立住民の救助、山古志村虫亀地区における活動の実施

最大時207隊880名(防災ヘリ11機)により85名を救出

警察広域緊急援助隊

- ・ 10月23日20時15分 警察庁及び関東管区警察局から関東管内等の10府県警察の広域緊急援助隊に派遣指示
- ・ 10月23日21時30分 航空隊ヘリコプターによる情報収集を実施
- ・ 10月23日 航空隊ヘリコプターによる情報収集を実施
- ・ 10月23日 東北管区・中部管区の衛星通信車と運用要員を派遣、映像配信・機動通信活動等の任務に従事
- ・ 10月24日 山古志村における被害実態の把握、村民の捜索・救助、県警ヘリによる搬送、長岡市・越智町における被害状況の調査、小千谷市・長岡市等における交通整理等を実施
- ・ 10月24日 航空隊ヘリコプター5機による情報収集、ヘリテレ映像の配信、救援物資の輸送等を実施
- ・ 10月24日 機動警察通信隊により機動通信活動を実施
- ・ 10月25日 山古志村における被害実態の把握、村民の捜索・救助、県警ヘリによる搬送、小千谷、長岡市等における被害状況の調査・救助活動、見附市・三条市における交通整理等を実施

- ・ 10月25日 航空隊ヘリコプター 6 機等による情報収集、救助活動等を実施。(16:00現在117人を救出)
- ・ 10月25日 機動警察通信隊により機動通信活動を実施
援助隊総員 374名、車両95台、ヘリコプター最大時 9 機により117人を救出

(9) 災害救助法関連

- ・ 新潟県小千谷市、長岡市、十日町市、栃尾市、六日町、中里村、安塚村、見附市、柏崎市、中之島町、越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、山古志村、川口町、堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、塩沢町、大和町、川西町、小国町、西山町、守門村、津南町、刈羽村に対し、新潟県は災害救助法の適用を決定し、避難所の設置、炊き出し等を実施(適用日10月23日)

5 . その他の機関の対応

(1) 日本赤十字社の対応

- ・ 救護班を派遣
- ・ 救援物資(毛布等)の応援調整等を実施

(2) 日本郵政公社の対応

- ・ 災害救助法適用に基づく救援対策(救助用の現金を内容とする郵便物の料金免除)をはじめ、被災者に対する、通常郵便物の料金免除、郵便貯金・簡易保険の非常取扱い、郵便振替による災害義援金の無料送金サービス等を実施。

(3) ボランティア関係

- ・ 新潟県社会福祉協議会ボランティアセンター内に、「県災害救援ボランティア本部」を設置、救援ボランティアの連絡調整を実施。

(4) 義援金の募集受付

- ・ 新潟県と日本赤十字社新潟県支部において「新潟県中越地震災害義援金」(10月25日～12月30日)の募集受付

内閣府HPにおける「内閣府防災担当災害緊急情報」の課題等について

1. 現在の課題（例）

内閣府HPの「内閣府防災担当災害緊急情報」（別添1参照）については、現在、「現在の防災ボランティア関係情報」や内閣府作成の各災害の被害等に関するとりまとめ報、「関係省庁ホームページへのリンク」などの災害情報を掲載しているが、以下のような課題が挙げられるのではないかと。

欲しい情報、必要な情報に到達（アクセス）しづらい。

（課題例）

- ・「災害緊急情報」から、内閣府で作成している各災害の被害等に関するとりまとめ報に到達するのに2回ものクリックが必要。
- ・「災害緊急情報」から各省庁へのリンクが張られているが、リンク先が各省庁のトップページとなっている。

オンライン上の情報が整理されていない。

（課題例）

- ・「災害緊急情報」に過去の災害に関する情報が多数入っている。

2. 今後の検討事項

上記のような課題があることを踏まえ、今後、例えば以下のような事項について検討すべきではないかと。

（防災情報ポータルサイトの構築）

災害時には、住民等からの多様なニーズに対してワンストップで情報を提供し、確実な情報提供と情報入手にかかる労力軽減を実現することが重要である。

このため、内閣府のHPを、平常時から広く国民が防災情報等に容易にアクセスし、その活用が図れるよう、総合的な情報アクセスを可能とする防災情報ポータルサイト（インターネット上に整理された総合情報窓口）とするため、更なる改善を図るべきではないかと。

3. その他（政府インターネットテレビの活用）

大規模災害発生時における被災者、被災地を案ずる国民等の適切な行動を促すため、国民等への呼びかけの一つの手段として、別添2のような政府のインターネットテレビの活用が考えられるのではないかと。

内閣府ホームページ



防災情報のページ



災害緊急情報



平成18年台風第13号による被害状況等について（第4報）

※ これは速報であり、数値等は今後変わることもある。
※ 下線部は第3報（9月29日19時現在）からの変更箇所

平成18年11月15日
12時00分現在
内閣府

1. 台風の状況（気象庁情報）

(1) 概要

- 9月10日21時にフィリピンの東海上で発生した台風第13号は、発達しながら北西に進み、15日には、中心付近の最大風速が45m/sと非常に強い勢力となった。台風は、勢力を維持したまま16日早朝に石垣島付近を通過した後、沖縄本島の西海上を北東に進んだ。
- 17日には中心付近の最大風速が40m/sと強い勢力で九州地方に接近し、同18時過ぎに長崎県佐世保市付近に上陸した。その後、九州北部を北東進し、20時頃日本海へと進んだ。その後、20日6時頃に北海道石狩市付近に再上陸し、8時過ぎに、網走市付近からオホーツク海に抜け、9時には温帯低気圧に変わった。
- この台風により、沖縄地方から九州地方にかけて暴風となり、最大瞬間風速が16日に沖縄県竹富町西表島(竹付岬)で北東の風69.9m/s、最大風速が17日に長崎県長崎市野母崎(野母)で南東の風46m/sとなるなど観測史上1位を更新した所があった。
- また、台風と活発な前線の活動により、沖縄県、大分県、長崎県、佐賀県、福岡県、広島県の一部で降り始めからの総雨量が9月の月間平均雨量を超える大雨となり、また、16日18時50分までの1時間雨量が大分県佐伯市蒲江(かま)で122mmとなるなど記録的な大雨となった。

【雨】15日0時から19日9時までの雨量

- 総降水量
佐賀県伊万里市 402ミリ、長崎県平戸市 357ミリ

関係省庁ホームページへのリンク

- 内閣府 <http://www.sou.go.jp/>
- 国家公安委員会 <http://www.npa.go.jp/>
- 警察庁 <http://www.keicho.go.jp/>
- 防衛庁 <http://www.mof.go.jp/>
- 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>
- 経産省 <http://www.meti.go.jp/>
- 国土庁 <http://www.land.go.jp/>
- 法務省 <http://www.moj.go.jp/>
- 外務省 <http://www.mofa.go.jp/>
- 財務省 <http://www.mof.go.jp/>
- 文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>
- 文化庁 <http://www.bunka.go.jp/>
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- 農林水産省 <http://www.maff.go.jp/>
- 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>
- 資源エネルギー庁 <http://www.enecho.meti.go.jp/>
- 原子力安全・保安院 <http://www.nisa.meti.go.jp/>
- 中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>
- 国土地理院 <http://www.gsi.go.jp/>
- 気象庁 <http://www.jma.go.jp/>
- 海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>
- 環境省 <http://www.env.go.jp/>

※ 災害緊急情報のトップページへ戻る ※ トップページへ戻る



過去の大規模災害における政府の情報提供活動に関する 現地対策本部による支援事例

1．阪神・淡路大震災における事例

臨時災害FM局の設置

- ・活動のきっかけは、政府の現地災害対策本部から震災関連の情報を専門に放送するFM放送の実施について県に提案があり、2月2日、知事はNHK大阪放送局長に放送協力を要請。そして15日の放送開始だから、まさに災害時以外には考えられないスピードだ。こうして兵庫県災害FM放送・復興通信FM796フェニックスがスタートした。〔山口一史「復興推進 情報発信・相談体制」『阪神・淡路大震災復興10年総括検証・提言報告(2/9)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p338〕

パソコン通信を用いた情報提供

- ・兵庫県と国の現地災害対策本部は、「兵庫県震災ネット」として、メーカー等関係団体の協力のもと、避難所などにパソコンを提供し、行政情報を商用パソコン通信ネットや草の根ネットの協力のもとで提供した。〔『災害時における情報通信のあり方に関する研究』兵庫県ニューメディア推進協議会(1995/5),p28-29〕

(参考)新潟県中越地震における臨時災害FM局の設置について

- ・臨時災害FM局の開設は、市町村が申請者になるが、発災直後は、市町村はそこまで気が回らない状況。(新潟県中越地震の際は、地元のコミュニティFMの代表者が地元市に働きかけて市が申請者となり開設。)[長岡市コミュニティFM会社での聞き取り]

2．有珠山噴火災害における事例

ヘリコプターの画像配信

- ・有珠山噴火非常災害現地対策本部は3日、各避難所で自衛隊が上空から写した虻田、壮警両町の現在の街並みを収めたビデオを上映した。〔『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.66〕

・避難した住民の方々に避難した自宅の状況などについて、4月3日から自衛隊によるヘリコプター映像をビデオ編集し避難所に配布し、避難地域の情報を上映した。

4月5日からは1日3回、ISDN回線を利用し全27カ所の避難所に自衛隊ヘリコプターの画像を配信することとなり、併せて従前と同様ビデオテープによる配布も行われた。

ヘリ映像の提供は6月1日からは毎日1回の生放送に変更され、7月5日まで続けられた。

また、本庁及び各支庁においても、避難所以外に滞在している方や広く道民の方々が見られるように映像を放映した。

なお、このヘリテレ映像による情報提供は7月5日まで行われた。[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.68]

・有珠山噴火で、「わが家の姿を見たい」という避難住民の願いは強い。それを噴火翌日の1日からかなえたのが陸上自衛隊の空撮ビデオ。避難所のテレビで再生されるといつも人だかりができる。噴火口に近く、自宅に近寄れない洞爺湖温泉街の住民にとって自宅の被災実態を知る貴重な情報源だ。陸上幕僚幹部は「住民ニーズを考えて定期的に撮影するのは今回が初めてでは」と話し、災害時の新しい情報提供の方法と注目されるメディアとなった。

自衛隊は噴火翌日の今月(懇談会事務局注：平成12年4月のこと)1日から午前、昼すぎ、夕方の1日3回、ヘリコプターで火口周辺の撮影を始めた。

「予知に役立つのが基本任務」(北部方面総監部)だが、「建物の現状を知りたい」という要望が相次ぎ、地元自治体や国土庁などと協議。夕方のフライトで洞爺湖温泉のホテル街や周辺住宅地を集中的に写すようになった。

映像は伊達市役所の対策本部に生中継、国土庁がビデオテープに録画して避難所に届けている。伊達市内の避難所では1日置きに放映されている。[『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.155]

・ISDN回線を用いた動画配信については、精密さに欠けることを危惧して、導入に反対する声もあった。しかし、実際には、自衛隊の映像は、非常に鮮明であったため、避難所での放送にも十分耐えりものであった。その背後には、ヘリコプターの振動をできるだけカメラに伝えないように、指が痛くなるほど微調整しながら撮影したという自衛隊員の苦労もあった。このヘリ映像提供は、6月1日に毎日1回のライブ(生放送)と変更され、一時帰宅等が一巡し仮設住宅の入居に伴って避難所の住民が減少した7月5日の休止まで続けられた。[平成12年(2000年)有珠山噴火非常災害対策本部・現地対策本部対策活動の記録(2001/3),p.40]

(参考)新潟中越地震における空撮映像の提供について

・新潟中越地震の発災後の街の状況を車窓から撮影した番組が好評。空撮情報もあるといいが、地域のメディアには空からの映像を撮影する手段がない。[長岡市CATV会社での聞き取り]

大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会 (第2回)

議 事 次 第

日 時 平成19年3月14日(水) 14:30~17:30
場 所 グランドアーク半蔵門 3階 光の間

1. 開 会

2. 懇談テーマ(案)

- (1) 大規模災害発生時の国の災害対策本部による情報提供のあり方について
- (2) その他

3. 閉 会

説明資料

(資料1 1)

- ・ 「緊対本部による国民への呼びかけ」として考えられる情報

(資料1 2)

- ・ 既往災害時等における政府からの国民等への呼びかけ事例

(資料2 - 1)

- ・ 災害発生時における情報提供項目と時系列整理(被害・対応関係)

(資料2 2)

- ・ 首都直下地震応急対策活動要領における主な広報事項等について

(参考資料2 - 1)

- ・ 都道府県の地域防災計画における主な広報事項等について(東京都の例)

(参考資料2 - 2)

- ・ 市町村等の地域防災計画における主な広報事項等について(東京都練馬区の例)

(資料3)

- ・ 特別非常災害時の中央合同庁舎第5号館における記者発表体制について

(資料4)

- ・ 「大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会」(第1回)の主な意見

配布資料

- ・ 第1回懇談会配布資料

「緊対本部による国民への呼びかけ」として考えられる情報

2 時間後

(混乱防止のため)

国民の皆様には、この大災害に対し、冷静に対応して頂くとともに、緊急を要する、人命救出、消火活動の実施についてご協力をお願いします(平成18年9月1日総合防災訓練時の総理大臣会見発言)

(混乱防止のため)

テレビ、ラジオや自治体の広報に注意し、関係機関の指示に従って、落ち着いて行動して下さい(平成18年9月1日総合防災訓練時の防災担当大臣会見発言)

(首都中枢機能の継続性確保のため)

国として重要なアナウンスを国内外に発信(首都直下地震の地震防災戦略より)

(帰宅困難者対策のため)

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則について国、地方公共団体は積極的に広報する(首都直下地震応急対策活動要領より)

(交通規制が行われている場合)

都道府県公安委員会が行う交通規制の状況

(被災者の安否確認について電話等のふくそうが予想されるため)

災害伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板サービスの利用の案内

(混乱防止のため)

市町村からの避難指示及び避難勧告の発令状況

(二次災害防止の観点から)

被災地で荒天が予想される場合の気象警報・注意報等に基づく警戒の呼びかけ

(余震の発生状況によって)

余震に対する警戒の呼びかけ

(大量の油の流出等があった場合)

船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生情報

2 4 時間後

(首都中枢機能の継続性確保のため)

国として重要なアナウンスを国内外に発信(首都直下地震の地震防災戦略より)

(帰宅困難者対策のため)

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則について国、地方公共団体は積極的に広報する(首都直下地震応急対策活動要領より)

(交通規制が行われている場合)

都道府県公安委員会が行う交通規制の状況

(被災者の安否確認について電話等のふくそうが予想されるため)

災害伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板サービスの利用の案内

(混乱防止のため)

市町村からの避難指示及び避難勧告の発令状況

(被災地の混乱防止のため)

被災地方公共団体等に対する義援物資を送ることを控えるよう国民に広報するとともに、義捐金の募集について関係機関と連携して広報を行う(首都直下地震応急対策活動要領より)

- (二次災害防止の観点から)
- 被災地で荒天が予想される場合の気象警報・注意報等に基づく警戒の呼びかけ
- (余震の見通し把握により必要に応じて)
- 余震に対する警戒の呼びかけ
- (応急・復旧活動への支援の観点から、)
- 天気予報・気象情報(気温の高低や風の強弱など)
- (大量の油の流出等があった場合)
- 船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生情報

7 2 時間後

- (首都中枢機能の継続性確保のため)
- 国として重要なアナウンスを国内外に発信(首都直下地震の地震防災戦略より)
- (帰宅困難者対策のため)
- 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則について国、地方公共団体は積極的に広報する(首都直下地震応急対策活動要領より)
- (交通規制が行われている場合)
- 都道府県公安委員会が行う交通規制の状況
- (被災者の安否確認について電話等のふくそうが予想されるため)
- 災害伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板サービスの利用の案内
- (混乱防止のため)
- 市町村からの避難指示及び避難勧告の発令状況
- (被災地の混乱防止のため)
- 被災地方公共団体等に対する義援物資を送ることを控えるよう国民に広報するとともに、義捐金の募集について関係機関と連携して広報を行う(首都直下地震応急対策活動要領より)
- (二次災害防止の観点から)
- 被災地で荒天が予想される場合の気象警報・注意報等に基づく警戒の呼びかけ
- (余震の見通し把握により必要に応じて)
- 余震に対する警戒の呼びかけ
- (応急・復旧活動への支援の観点から、)
- 天気予報・気象情報(気温の高低や風の強弱など)
- (大量の油の流出等があった場合)
- 船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生情報

本資料は、第1回懇談会資料を事務局で加筆・修正したものである。

既往災害時等における政府からの国民等への呼びかけ事例

平成 17 年台風第 14 号

平成 17 年 9 月 5 日、内閣官房長官定例記者会見の主な内容

今回の台風は、非常に大型で強いということでございます。政府としても対応に万全を期することとしておりますが、被害の拡大を防ぐために国民の皆様にも最新の気象情報の十分なチェック、そして避難勧告や、避難指示が発表された場合には、迅速な避難、危険な場所にいる場合や避難に時間がかかる場合には早めの自主的な避難等により安全の確保に向けて、ご協力をお願いいたします。しばしば台風の時に死者が出るわけですが、多くの犠牲者が出ることで、典型的な例がありますので、希望を申し上げたいと思うのですが、決して屋根に上らないでいただきたい。屋根に上って雨漏り等の修理をしていて、転落をしてお亡くなりになる方というのが、非常に多いですね。それから、川や海を見に行くということで、ただ見に行く人もありますし、自分の船、漁船等の状況が心配で見に行くと。そこで高波にさらわれるという方が非常に多いわけです。それから、田んぼとか水路を見に行くと。自分がいろいろ管理している関係とか、自分の水田がどうなっているかという事を見に行くと、そして転落する、というようなことが非常に多いので、この3つは是非守っていただきたいと思えます。屋根に上らない。海や川を見に行かない。田んぼや水路を見に行かないということは、是非、励行していただきたいと思っております。現段階でまだ今後のコースとか、雨量とか、風の具合等は分かりませんが、以上お願いを申し上げますとともに、政府の体制について申し上げた次第でございます。

平成 18 年台風第 13 号

平成 18 年 9 月 17 日、災害対策関係省庁連絡会議での防災担当大臣の主な発言内容

台風第 13 号は、強い勢力で本日夕方から夜にかけて九州地方に上陸するおそれがあります。政府としては、本日関係省庁連絡会議を開催するなど、総理の指示のもと各省一丸となって万全の措置を講ずることとしておりますが、被害の拡大を防ぐため、国民の皆様にも、最新の気象情報の十分なチェック、避難準備情報、避難勧告や避難指示が発表された場合の迅速な避難、危険な場所にいる場合や、避難に時間がかかる場合には、早めの自主的な避難、などにより、安全の確保に向けてご協力をお願いいたします。

今回の台風では、風速 30メートルを越える猛烈な風に警戒が必要なほか、高潮、大雨、洪水、土砂災害等に厳重な警戒が必要です。台風が近づいて警報が発令されましたら、むやみな外出は控えてくださるようお願い申し上げます。

平成18年9月1日総合防災訓練時の内閣官房長官会見要旨

本日七時十五分頃、東京湾を震源とするマグニチュード七・三の地震が発生しました。埼玉県南部、千葉県北西部、東京二十三区、神奈川県東部で震度六強、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、茨城県などで震度六弱など首都圏の広い範囲で非常に強い揺れとなっております。広い範囲で大規模な被害が発生しているものと思われます。

既に、これまでの報告でも、多数の死傷者の発生や、ビル、家屋の倒壊、火災の発生、JR線の脱線、京浜地区のコンビナートでの油流出といった重大な被害が報告されております。被害は今後さらに拡大するものと予想されます。

政府におきましては、地震発生後直ちに官邸危機管理センターに官邸対策室を設置するとともに、内閣総理大臣以下全閣僚と内閣危機管理監、関係省庁局長等の緊急参集チームが官邸へ緊急参集し、総理の陣頭指揮の下、全力で対応にあたっております。

地震発生の一報を受けて、直ちに、総理から、早急に被害状況の把握を行うこと、被災者の救命・救助を第一に応急対策に全力を挙げること、関係省庁連携し政府の総力を挙げて対応にあたることとの指示がなされております。

既に、空からの情報収集のため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁などのヘリコプターが離陸し活動を開始しております。また、各地の警察、消防、海上保安庁の広域救援部隊に首都圏へ向け出発するよう指示しております。また、自衛隊も災害派遣活動を開始しております。

政府は総力を挙げ、全力で対策に取り組んで参ります。被災地域の皆様、全国の皆様、落ち着いて行動してください。

平成18年9月1日総合防災訓練時の内閣総理大臣会見要旨

本日七時十五分頃発生した地震により、既に多数の死傷者や建物倒壊、火災などが報告されておりますが、さらに、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県などの広い範囲で非常に大規模な被害が発生しているものと思われます。

政府におきましては、地震発生後直ちに官邸危機管理センターに官邸対策室を設置するとともに各閣僚が緊急参集し、初動対応にあたっております。

また、閣僚協議を行い、

- 一．被害状況等事態の把握を速やかに行うこと。
- 二．被災者の救出・救助活動、消火活動に全力を尽くすこと。
- 三．首都中枢機能の継続性確保に全力を尽くすこと。
- 四．自衛隊、警察、消防、海上保安庁の広域救援部隊を最大限派遣すること。
- 五．自衛隊航空機等を活用した重傷者の広域医療搬送等を関係機関連携して全国的に展開すること。

六．緊急物資の確保、緊急輸送を的確に行うこと。

七．都県など自治体と緊密に連携すること。

八．政府一体となって総力を挙げて災害応急対策に取り組むこと。

この八項目を基本方針として、対処に万全を期すこととしました。

この地震による被害が極めて甚大であることから、政府は、本日八時二十分に私を本部長とする緊急災害対策本部を設置し、全力で災害応急対策に取り組んで参ります。

国民の皆様には、この大災害に対し、冷静に対応していただくとともに、緊急を要する人命救出・消火活動の実施についてご協力をお願いします。

平成18年9月1日総合防災訓練時の防災担当大臣会見要旨

第一回東京湾北部地震緊急災害対策本部会議の概要を申し上げます。

本日午前七時十五分頃に発生した地震により、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県などの広い範囲で非常に大規模な被害が発生しております。四都県において現在判明している被害状況につきましては、人的被害は、死者四百二十五名、負傷者二千七百名、建物被害は、全壊六百五十二棟、半壊二千五百二十一棟、延焼中の火災は、埼玉県八十五件、千葉県百五十件、東京都五百件、神奈川県百三十五件と報告されております。鉄道では、JR京浜東北線及び京浜急行本線で列車脱線の情報が入っており、現在、負傷者の有無等、被害状況について確認を行っております。また、川崎市の石油コンビナートにおいて油が流出していると報告されております。

政府といたしましては、内閣総理大臣を本部長とする東京湾北部地震緊急災害対策本部を設置して、以下の基本方針に基づき被災者の救出・救助をはじめとする災害応急対策に総力を挙げて取り組むことといたしております。

一．人命の救助を第一に、被災者の救出・救助活動に全力を尽くす。このため、

自衛隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊を最大限派遣する。

重傷者を被災地外へ搬送する広域医療搬送のため、自衛隊の航空機を確保するとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)を中心とした全国の医師、看護師等を確保し、すみやかに派遣する。

二四時間体制で、自衛隊航空機を使用した重傷者の広域医療搬送を行い、被災地外においても災害拠点病院、救命救急センターを中心に、重傷者の受け入れを実施する。

救助活動等の応急対策を適切に進めるため、関係機関の協力を得て、自衛隊が中心となり、東京都区部等の被災地上空の航空運用調整を行う。

- 二．火災の早期消火を図る。このため、全国から緊急消防援助隊を派遣し、被災地の消防組織による消火活動の支援を行う。
- 三．首都中枢機能の継続性確保のため、首都中枢機関の施設、設備の優先的な復旧等、必要な支援を行う。
- 四．応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送ルートを確認するため、応急復旧等により高速道路や幹線道路等の通行及び鉄道の運行の確保に全力を挙げる。
- 五．応急に必要な医療物資や食糧、飲料水、毛布等の供給を確保する。
- 六．被災地の住民の生活の安全を確保するため、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの復旧に全力を挙げる。
- 七．航空機や固定カメラの映像も活用して迅速に情報収集を行う。
- 八．防災関係機関の情報の共有を図って、被災地域のニーズを的確に把握し、関係機関との緊密な連携のもと、適時に的確な措置を講じる。
- 九．大量発生が見込まれる避難者に対しては、都県等自治体と連携して適切な対応を行う。また、帰宅困難者の発生等については、状況を継続して監視し、適切な対応を行う。
- 十．応急対策を適切に実施するため、都県等と緊密に連携する。このため、東京都に政府現地対策本部を設置するとともに、関係県に連絡要員を派遣する。
- 十一．金融市場をはじめとする各種経済活動に関する措置、行政機関の処分等に関する特例措置等については、状況に応じ必要な時点で適切な措置をとる。
- 十二．被災地の住民をはじめ、国民に対して正確な情報を的確に提供する。
政府といたしましては、被災者の救出・救助に万全を挙げて取り組むとともに、我が国の国民生活及び経済に重大な影響を生じさせないよう万全の措置を講ずることとしております。

今後とも、正確な情報を的確に提供することとしておりますので、国民の皆様におかれましては、テレビ、ラジオや自治体の広報に注意し、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

平成16年9月1日総合防災訓練時の内閣総理大臣会見要旨

本日午前八時十五分、気象庁長官から、「東海地域の地殻観測データに異常が発見され、二、三日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。このため、政府をあげて地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると判断したので、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。

この東海地震が発生すると、静岡県、山梨県では震度七となるところがあり、静岡県全域および山梨県、愛知県、神奈川県、長野県、岐阜県の一部という広い地域で震度六弱以上の強い揺れになると予想されます。また、太平洋沿岸と伊豆諸島の広い地域で三メートル以上、高いところでは十メートル以上という大きな津波の来襲が予想され、東海地方を中心とした広範囲で甚大な被害が予想されます。

政府といたしましては、直ちに私を本部長とする東海地震災害警戒本部を設置し、自衛隊、警察、消防、海上保安庁の救出救助部隊を派遣するとともに、医療班の派遣準備を実施するなど、被害を局限化し、国民の安全を確保するための地震防災応急対策に全力で取り組みます。

国民の皆様、特に地震防災対策強化地域内の皆様は、警戒態勢を執り、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。地震が発生した場合に、建物の倒壊、津波や、がけ崩れなどの危険がある地域では、自治体の指示に従って避難してください。また、強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。

強化地域内の公的機関並びに地震防災応急計画を作成している施設管理者及び事業者は、それぞれの地震防災計画にのっとり地震防災応急対策を実施してください。

今後も国民の皆様に必要な情報を提供していきますので、テレビ、ラジオや自治体の広報には十分注意してください。

首都直下地震応急対策活動要領における主な広報事項等について

首都直下地震応急対策活動要領(平成18年4月中央防災会議決定)に基づき、事務局の責任で作成

広報主体												広報事項			
国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定行政機関		指定公共機関	関係都県	地方公共団体
															<p>正確かつ迅速な情報</p> <p>流言・飛語、パニック等の発生を未然に防止し、被災地の住民等が適切な判断と行動ができるようにするためには、正確な情報を速やかに公表するとともに、適切な広報を繰り返し行うことが極めて重要である。したがって、緊急災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、及び関係都県は相互に連絡を密にし、住民等の安全確保と民心の安定に資する正確かつ迅速な情報の公表及び適時適切な広報を行う。</p> <p>第1章 政府の活動方針について 第3 情報共有体制の確立 1 情報・広報活動の基本方針 (3) 正確かつ迅速な情報の公表、適切な広報の実施</p>
															<p>緊急災害対策本部の広報活動</p> <p>社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、情報の公表、伝達とともに適時適切な広報を行うことが重要である。 関係機関は、以下により適時適切な広報活動に努める。</p> <p>(1) 緊急災害対策本部の広報活動 ア 緊急災害対策本部は、おおむね次の事項について広報を行う。 (ア) 本部会議において決定した事項 (イ) 各機関の災害応急対策の実施状況についてとりまとめた事項 (ウ) 国民に理解と協力を求める必要のある事項 (エ) その他本部の活動に関する事項 イ アの広報は、国内外の放送機関、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。 特に必要があると認める場合には、関係する指定行政機関又は地方公共団体の協力の下に、防災行政無線網の利用、インターネット、掲示板、広報車による広報等の措置をとる。</p> <p>第1章 政府の活動方針について 第3 情報共有体制の確立 5 広報活動</p>

広報主体											広報事項				
国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察		指定行政機関	指定公共機関	関係都県	地方公共団体
															<p>指定行政機関等及び関係都県の広報活動</p> <p>指定行政機関等及び関係都県は、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、自らの所掌に係る事項の広報を行う。</p> <p>第1章 政府の活動方針について 第3 情報共有体制の確立 5 広報活動 (2) 指定行政機関等及び関係都県の広報活動</p>
															<p>現地対策本部の広報活動</p> <p>(2) 現地対策本部が設置された場合の広報活動 ア 現地対策本部は、おおむね次の事項について広報を行う。 (ア) 現地対策本部において決定した事項 (イ) 各機関の地震防災応急対策、災害応急対策の実施状況についてとりまとめた事項 (ウ) 地域住民に理解と協力を求める必要のある事項 (エ) その他現地対策本部の活動に関する事項 イ 広報の方法については、緊急災害対策本部の活動に準じて行う。</p> <p>第1章 政府の活動方針について 第3 情報共有体制の確立 6 現地対策本部が設置された場合の情報共有・広報体制</p>
															<p>サイレントタイムの設定</p> <p>関係都県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、関係機関と調整の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。現地対策本部は関係都県に必要な助言を行うほか、関係機関との調整及び周知を行う。この際、地域住民や報道機関等の協力が不可欠なことから、協力を広く要請するものとする。</p> <p>第4章 救助・救急・医療活動及び消火活動 第2 救助・救急活動 4 サイレントタイムの設定</p>
															<p>道路交通規制</p> <p>(I) 都県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。</p> <p>第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2 交通の確保対策 2 交通の確保体制 (2) 輸送施設別の確保体制 イ 道路交通規制</p>

広報主体											広報事項				
国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察		指定公共機関	指定行政機関	関係都県	地方公共団体
															生活関連の物資・サービスの需給、価格動向等 国は、生活関連の物資・サービスの需給、価格動向等について情報提供するとともに、関係事業者団体等の協力を得て、物資等の安定供給や物価の安定のために必要な措置をとる。 第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動 第4 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策
															生活関連の物資・サービスの需給、価格動向等 (2) 内閣府は、物資等の需給・価格動向等に関する情報の収集・提供を行うとともに、相談窓口を充実・強化する。 第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動 第4 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策
															消費者相談窓口の設置 (3) 農林水産省は、食料等の円滑な供給の確保及び価格の安定を図るため、関係業界団体等に対する安定出荷等の協力要請、輸送手段の確保、小売店に対する巡回点検、消費者相談窓口の設置等の所要の措置を講じる。 第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動 第4 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策
															義援物資の送付を控える、義援金の募集 首都直下地震が発生した場合、その被害の甚大性から、義援物資の申し入れが多数寄せられることが予想される。 (1) 緊急災害対策本部は、発災当初は被災地が混乱しているため、被災地方公共団体等に対する義援物資を送ることを控えるよう国民に広報するとともに、義援金の募集について関係機関と連携して広報を行う。 なお、被災地方公共団体が受入れを希望する場合は、品目、量、時期等を明確にした上で、義援物資の依頼を行うものとする。 第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動 第5 義援物資等の受入れ
															生活の安全に関する情報 応急収容等による生活環境の激変に伴い、被災者は心理的な不安に陥りやすい状態にあるため、被災地においては社会的な混乱が発生するおそれがある。被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等により、速やかな安全確保に努めるものとするが、国は、これに必要な支援を行う。 第7章 応急収容活動及び帰宅困難者対策 第4 社会的混乱の防止

広報主体											広報事項				
国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察		指定行政機関	指定公共機関	関係都県	地方公共団体
															<p>帰宅困難者に対する基本原則</p> <p>首都直下地震が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤、通学者、出張者、買物客、旅行者等が大量に生ずることが想定され、国、地方公共団体は、このような帰宅困難者の収容についても、考慮する必要がある。その際、帰宅困難者が一斉に帰宅行動をとった場合には、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生することが想定される。このため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則について国、地方公共団体は積極的に広報するとともに、企業や学校の協力により、従業員や児童・生徒等の一時的な収容を行い、帰宅行動者の軽減を図る。企業や学校における一時収容に不可欠な家族の安否確認の方法を含め、帰宅行動者の軽減に関する具体的な方策については別途検討する。</p> <p>また、帰宅困難者に対する対応は、応急収容活動に限られるものでなく、情報・広報活動や徒歩帰宅支援等、多岐にわたるとともに、被害状況によっては、関係都県だけの対応だけでは不十分になることが想定されることから、周辺市町村の協力あるいはコンビニエンスストア、ホテル等民間企業の協力も含め、特段の配慮が必要である。</p> <p>第7章 応急収容活動及び帰宅困難者対策 第5 帰宅困難者の収容等 1 帰宅困難者対策の基本方針</p>
															<p>鉄道の運行状況、安否確認システム等</p> <p>現地対策本部は、関係都県と連携をとりつつ、帰宅困難者に対し、鉄道等の運行状況及び運行再開の見込み、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板サービス等の災害時の安否確認のためのシステムの活用、政府及び関係都県の対応方針等について広く広報を行う。</p> <p>上記の広報にあたっては、地元市町村、鉄道事業者や地元の報道機関等と連携し、帰宅困難者に適切に情報が届くよう措置するものとする。</p> <p>第7章 応急収容活動及び帰宅困難者対策 第5 帰宅困難者の収容等 2 帰宅困難者対策のための応急活動 (1) 鉄道の運行状況、安否確認システム等についての適切な情報提供</p>
															<p>ライフラインの復旧状況や今後の予定等</p> <p>(1) 当該区域のライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める。また、ライフライン事業者と連携しつつ、地域住民に対し、ライフラインの復旧状況や今後の予定等を広報するものとする。</p> <p>第8章 ライフライン施設の応急対策活動 第3 ライフライン施設の応急対策活動 3 関係都県</p>

広報主体											広報事項				
国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察		指定行政機関	指定公共機関	関係都県	地方公共団体
															迅速な注意喚起 <p>二次災害の発生を未然に防ぐために施設等の点検および応急措置、住民の避難誘導等を速やかに行うとともに、具体の対策が講じられるまでの間についても十分な注意喚起に努める。</p> <p>第10章 二次災害の防止活動 第1 二次災害防止活動の基本方針 (1) 迅速な注意喚起、点検、応急措置、避難誘導の実施</p>
															二次災害の原因となる余震、降雨等 <p>二次災害の原因となる余震、降雨等について速やかに情報を収集、伝達するとともに、その危険性について十分に周知する。</p> <p>第10章 二次災害の防止活動 第1 二次災害防止活動の基本方針 (2) 余震、降雨等の情報の的確な把握、伝達</p>
															二次災害の危険性とその対策 <p>老朽施設等危険な施設、崖等の危険個所等の把握、対策要員、資機材等の確保について、あらかじめ地方公共団体および関係団体と申し合わせるとともに、平常時から二次災害の危険性とその対策について住民に周知することにより、自発的な二次災害防止活動を促進する。</p> <p>第10章 二次災害の防止活動 第1 二次災害防止活動の基本方針 (3) 事前の対策準備</p>
															二次災害の危険度及び発生状況等 <p>二次災害の危険度及び発生状況等に関する情報を速やかに把握、伝達するとともに、被災地に対する二次災害への注意喚起に努める。また、対策要員、資機材等の確保、輸送等の要請があった場合には、各機関に対し必要な措置を要請する。</p> <p>第10章 二次災害の防止活動 第2 二次災害防止活動の役割分担 (1) 国の役割 ア 現地対策本部</p>

広報主体											広報事項				
国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察		指定行政機関	指定公共機関	関係都県	地方公共団体
															余震、降雨等に関する情報 余震、降雨等に関する情報を速やかに提供するとともに、大雨に関する警報基準の弾力的運用等を行う。 第10章 二次災害の防止活動 第2 二次災害防止活動の役割分担 (1) 国の役割 イ 気象庁
															二次災害の危険性および発生状況等 ア 都県警察等による二次災害危険地域の調査等により、当該区域の二次災害の危険性および発生状況等に関する情報を把握・提供するとともに、地域住民等への注意喚起を行う。 第10章 二次災害の防止活動 第2 二次災害防止活動の役割分担 (2) 被災地方公共団体の役割
															二次災害の被害発生を予防するための措置 二次災害防止活動の実施者はあらかじめ所管する施設等の内で二次災害の危険性を想定して実践的な点検計画等を作成しておくとともに、点検実施までの間の被害発生を予防するための措置を関係機関および地域住民等に周知しておく。 第10章 二次災害の防止活動 第3 二次災害防止活動 1 事前の活動準備
															避難や災害発生の兆候の通報等の対処方法 地域住民等に対する広報活動を実施して二次災害に関する注意を喚起するとともに、避難や災害発生の兆候の通報等の対処方法について周知確認をする。 第10章 二次災害の防止活動 第3 二次災害防止活動 2 情報の伝達公開
															被災宅地危険度判定の結果 (4) 被災宅地危険度判定で危険性の認められた宅地については、宅地所有者や近隣の住民に判定結果を明確に示し周知するとともに、被害防止のための措置を徹底する。 第10章 二次災害の防止活動 第3 二次災害防止活動 4 応急対策の実施

二次災害防止活動の実施者
(河川管理者、道路管理者、急傾斜地保全施設・地すべり防止施設管理者、治山施設管理者、港湾管理者、漁港管理者、海岸保全施設等管理者、学校等公共施設管理者、被災地方公共団体、石油コンビナート等の危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者等)

広報主体											広報事項				
国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察		指定行政機関	指定公共機関	関係都県	地方公共団体
															危険な施設等への立入りの際の注意事項等 施設等所管各省庁および地方公共団体は、二次災害対策の円滑な実施を図るために、老朽施設等危険な施設等への立入りの際の注意事項等の内容を地域住民等に事前に周知徹底する。 第10章 二次災害の防止活動 第4 二次災害防止活動に当たっての配慮事項 2 住民等に対する二次災害対策の事前の周知
															ボランティアに関する情報 災害発生後速やかに、現地ボランティアセンターのボランティア受付、ニーズ把握等の活動を支援するため、情報の収集伝達(広報等を含む。)、ボランティアの派遣、ボランティア団体相互や関係都県との連絡・調整を行う広域ボランティアセンターが設置されるよう、場所の確保等の調整を行う。 第11章 自発的支援の受入れ 第2 ボランティアの受入れ 1 ボランティアの受入れに関する役割分担 (1) 国の役割 ア 緊急災害対策本部
															ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起 ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起を行う。 第11章 自発的支援の受入れ 第2 ボランティアの受入れ 1 ボランティアの受入れに関する役割分担 (1) 国の役割 ウ 環境省
															ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起 被災地及び被災地周辺の社会福祉協議会・日本赤十字社等に対し、救援本部等の設置、被災者のニーズ把握、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を要請する。また、ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起を行う。 第11章 自発的支援の受入れ 第2 ボランティアの受入れ 1 ボランティアの受入れに関する役割分担 (1) 国の役割 オ 厚生労働省

広報主体													広報事項		
国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定行政機関	指定公共機関		関係都県	地方公共団体
															<p>ボランティア活動に係る情報</p> <p>被災地方公共団体等からのボランティア活動に係る情報の収集・広報を行うほか、非被災道府県に対し支援依頼を行う。地方公共団体のボランティアの受入れ及び派遣が円滑に行われるよう、ボランティア・コーディネーター支援システムの活用助言など、必要な支援を行う。</p> <p>第11章 自発的支援の受入れ 第2 ボランティアの受入れ 1 ボランティアの受入れに関する役割分担 (1) 国の役割 ク 消防庁</p>
															<p>ボランティアへの被災状況の提供等</p> <p>救援ボランティアへの活動支援、被災状況の提供等を行う。</p> <p>第11章 自発的支援の受入れ 第2 ボランティアの受入れ 1 ボランティアの受入れに関する役割分担 (2) 地方公共団体の役割 イ 非被災地方公共団体の役割</p>
															<p>交通ネットワークの復旧の見込み等</p> <p>(3) 交通ネットワークの復旧の見込み等について、各機関と連携をとりつつ、広く広報を行う。</p> <p>第12章 交通ネットワークの復旧 第2 交通ネットワーク復旧に係る応急対策活動 1 現地対策本部</p>

都道府県の地域防災計画における主な広報事項等について(東京都の例)

東京都地域防災計画(平成15年修正)に基づき、事務局の責任で作成

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関等	
						<p>一般的な災害原因に関する情報、津波予警報</p> <p>2 一般的な災害原因に関する情報の通報 地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び一般住民等に周知する措置をとる。</p> <p>3 津波の予警報の伝達 区市町村は、津波の注意報及び警報について、都、警察署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警察機関、消防機関、都知事本部等の協力を得て、住民に周知する。</p> <p>第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第2節 災害予警報の発表・伝達 区市町村</p>
						<p>津波、水防に関する通報</p> <p>1 津波等の通報及び伝達 都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、都民に周知する。</p> <p>2 水防に関する通報及び伝達 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、都民に周知する。</p> <p>第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第2節 災害予警報の発表・伝達 東京消防庁</p>

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						<p>津波情報、地震情報等</p> <p>1 津波予報、地震情報等の種類 気象庁が必要と認めたととき発表する津波予報及び地震情報等の種類は、次のとおりである。 (1) 津波予報(津波注意報、津波警報) (2) 地震及び津波に関する情報(震源速報、震源・震度に関する情報、津波観測に関する情報、各地の震度に関する情報)</p> <p>2 津波予報、地震情報等の通知 (1) 津波予報を行った場合、気象資料自動編集中継装置、防災情報提供装置(以下「提供装置」という)及び緊急情報衛星同報装置により、関東管区警察局、第三管区海上保安本部、NTT東日本及び西日本、日本放送協会、都に通知する。このほか、緊急警報信号の放送(通称緊急警報放送システム: EWS)により津波警報の放送を行う放送局に対し通知することとなっている。 (2) 地震及び津波に関する情報を発表した場合は、提供装置により、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。</p> <p>第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第2節 災害予警報の発表・伝達 気象庁 (東京管区気象台)</p>
						<p>都の広報活動</p> <p>1 広報内容 (1) 震災発生直後に行う広報 ア 地震の規模・津波・気象の状況 イ 混乱防止の呼びかけ ウ 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 エ 避難及び避難時の方法等 オ 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況 カ 学校等の措置状況 キ 都及び区市町村の体制・措置状況 (2) 被災者に対する広報 ア 被害情報 イ 避難所開設状況 ウ 食料・生活物資等の供給状況 エ 医療機関の診療状況 オ 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 カ 道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況 キ 防疫・保健衛生措置状況 ク 学校の休校・再開等の措置状況 ケ 都及び区市町村の措置状況</p> <p>第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (1) 都の広報活動</p>

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						警視庁の広報内容 <hr/> 1 広報内容 (1) 余震、津波等気象庁の情報 (2) 地域の被害情報及び見通し (3) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し (4) 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し (5) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (1) 都の広報活動
						東京消防庁の広報内容 <hr/> 1 広報内容 (1) 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼びかけ (2) 火災及び水災に関する情報 (3) 避難勧告又は避難命令等に関する情報 (4) 人心安定を図るための情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他都民が必要としている情報 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (1) 都の広報活動

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						都水道局の広報内容 <hr/> 1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道施設の稼働状況 イ 浄水場及び給水所における飲料水 M22確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ その他住民への協力要請等 (2) 応急対策開始後の広報 ア 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の実施方針 ウ 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知方法 エ 住民の注意すべき事項及び協力要請 (3) 応急対策の進ちょくに伴う広報 ア 水道施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ 住民への協力要請 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (1) 都の広報活動
						郵政公社東京支社の広報内容 <hr/> 1 広報内容 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 災害ボランティア口座の開設 (7) 簡易保険業務の非常取扱い 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
						東京電力の広報内容 <hr/> 1 広報内容 (1) 地震発生時における電気による二次災害等を防止するための方法や避難時の電気安全に関する心構え等についての情報 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						NTT 東日本の広報内容 <hr/> 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
						NTTコミュニケーションズの広報内容 <hr/> 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
						NTTドコモの広報内容 <hr/> 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
						東京ガスの広報内容 <hr/> 1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						J R 東日本の広報内容 <hr/> 1 広報内容 (1) 駅における広報案内 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示 や放送等により行う。 (2) 乗務員の広報案内 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送 等により案内を行う。 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
						日本道路公団の広報内容 <hr/> 1 広報内容 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
						首都高速道路公団の広報内容 <hr/> 1 広報内容 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
						日本銀行の広報内容 <hr/> 1 広報内容 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券、貨幣の引換え措置等 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						K D D Iの広報内容 1 広報内容 通信の被害、疎通状況及び協力要請等 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
						ライフラインの被災、復旧などの情報 大規模災害時にライフラインの被災、復旧などの情報を被災者に対し迅速かつ的確に提供するため、在京ラジオ、FM7社が連携し、ライフライン5社と恒久的ネットワークを構築しており、災害時は、放送7社の全電波に直接ライフラインから被災、復旧などの情報を放送する。 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (3) ラジオ・ライフラインネットワーク
						災害関連の番組編成 3 災害関連番組の編成 災害時又は災害の発生が予想される場合には、必要な施設、資機材、人員等を確保し、状況に応じ次のとおり災害関連番組を編成する。 (1) 災害関係の警報・情報・注意報 (2) 災害関係のニュース及び告知事項 (3) 防災、災害対策のための解説・キャンペーン番組 (4) 電気・ガス・水道等のライフラインや避難所・交通情報などの生活情報放送。なお、大地震発生時における告知放送は「地震告知放送文」による。 (5) 大規模地震や大災害発生時には、本部大規模安否情報放送を実施 第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第5節 災害時の放送要請、報道要請 日本放送協会

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						<p>東京放送における放送順序と内容</p> <p>2 放送順序と内容 社内の規定に従い、まず可及的速やかにスーパー速報を行う。その後、必要に応じて特別番組を開始する。 特別番組では、警報の周知、二次災害防止、災害情報のほか、交通、ライフライン情報に重点を置き、パニック防止と、被災地及び周辺の人心の安定に努める。</p> <p>第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第5節 災害時の放送要請、報道要請 東京放送</p>
						<p>文化放送における応報内容</p> <p>1 放送内容 (1) 東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 (2) 災害報道等の緊急情報 (3) 避難誘導、交通機関の状況 (4) 被害の程度を考慮しての生活安否情報等に重点を置き、人心の安定に努める。</p> <p>第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第5節 災害時の放送要請、報道要請 文化放送</p>
						<p>ニッポン放送における放送内容</p> <p>災害特別放送の内容は、被害を最小限に止めるための“救命報道”に努めるとともに、安否情報や生活情報などの“安心報道”にウェイトを置くが、おおむね次のような放送となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務大臣の緊急通信命令に基づく事項 2 東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 3 地震規模、余震、津波情報 4 注意事項など人心安定への呼びかけ 5 社員・家族レポーター、タクシー防災レポーター、理容防災ネットワークからの初期情報 6 安否情報 7 生活情報 8 交通機関の状況 9 応急復旧・救援対策状況 10 危険、避難情報 11 被害状況 <p>第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第5節 災害時の放送要請、報道要請 ニッポン放送</p>

広報主体						広報事項	
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関		指定公共機関等
							<p>インターエフエムにおける放送内容</p> <p>1 災害に関する警報等の周知 災害基本法に基づく放送要請が関係所管官庁からあった場合、社内に特別放送本部を設置し、通報事項を放送する。特別放送は、災害の規模に応じてパターンA、パターンBに分け、緊急 特別放送を実施する。放送内容は次のとおりである。 (1) 大規模地震における警戒宣言とその内容 (2) 津波警報が発せられた場合の警報の内容 (3) 東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 (4) 横浜市長との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項</p> <p>2 放送内容 (1) パターンA 震度5以上の地震や大規模災害が首都圏で発生した場合、通常番組を中断し特別放送に切替える。 (2) パターンB 被害が小規模なときは、通常番組内で適時速報を流す。 (3) 特別放送では原則として英語を使用するが、被害の規模に応じて日本語を含む10か国語で放送し、「被害情報」ときめ細かい「安心情報」を伝える。 (4) 民間のボランティア団体の協力を得て、各団体による放送の他、被災レポート、復旧状況取材して「安心情報」を伝える。</p> <p>第3部 応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第5節 災害時の放送要請、報道要請 インターエフエム</p>
							<p>災害に関する予警報</p> <p>(2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。 (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること。</p> <p>第3部 応急対策 第4章 相互応援協力・派遣要請 第1節 相互応援協力 5 公共的団体等との協体制の確立(区市町村)</p>
							<p>海上及び河川における火気の使用禁止</p> <p>海上及び河川における火気の使用禁止その他必要な広報を行うとともに、関係機関に協力を要請する。</p> <p>第3部 応急対策 第5章 消防・危険物対策 第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 東京消防庁、警視庁</p>

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						<p>沿岸住民に対する避難勧告、退去命令</p> <p>関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達及び避難誘導にあたる。</p> <p>第3部 応急対策 第5章 消防・危険物対策 第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 東京消防庁、警視庁</p>
						<p>火気管理の徹底指導及び災害状況</p> <p>関係機関と協力し、沿岸住民に対する火気管理の徹底指導及び災害状況の周知</p> <p>第3部 応急対策 第5章 消防・危険物対策 第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 東京消防庁、警視庁</p>
						<p>水防警報等</p> <p>地震及び津波等により、河川管理施設及び許可工作物等が損壊し場合は、被害状況を迅速に把握し、関係地方公共団体と協力して、浸水の防ぎよあるいは被害を軽減する措置をとる等、水防活動が十分行われるよう努める。</p> <p>2 水防警報等の発表及び連絡を行う。</p> <p>第3部 応急対策 第6章 水防・津波対策 第1節 地震時の水防活動 4 水防活動</p>
						<p>津波予報</p> <p>津波による被害を軽減・防止するためには、津波予報等の情報を迅速・的確に収集し、住民や観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立することが大切である。</p> <p>第3部 応急対策 第6章 水防・津波対策 第2節 地震津波対策 2 津波情報の収集伝達</p>

広報主体							広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等 その他	
							津波予報 <hr/> 警視庁 3 指定警察署は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトカー、警備艇等を活用して危険区域の住民等に広報する。 4 指定警察署の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して住民等に周知させる。 第3部 応急対策 第6章 水防・津波対策 第2節 地震津波対策 2 津波情報の収集伝達 (3) 各機関の役割
							津波予報 <hr/> 東京消防庁 東京消防庁は、都総務局からの情報に基づき、地震による津波の発生するおそれがあるときは、直ちに消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は都民に周知を図る。 第3部 応急対策 第6章 水防・津波対策 第2節 地震津波対策 2 津波情報の収集伝達 (3) 各機関の役割
							津波予報 <hr/> 沿岸10区島しょ町村 津波予報の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、地域防災行政無線、広報車、サイレン等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。 第3部 応急対策 第6章 水防・津波対策 第2節 地震津波対策 2 津波情報の収集伝達 (3) 各機関の役割

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						<p>津波発生時の対応、避難命令、避難地、避難路</p> <p>2 近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い地震(震度4程度以上)を感じたときには、次のとおり措置する。</p> <p>(1) 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係区町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底しておくものとする。</p> <p>(2) 関係区町村長は、津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から退避するよう勧告し、又は命令するものとする。</p> <p>(3) 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、あるいは津波警報の伝達があったときは関係区町村長は、直ちに住民等に対して避難命令を発令するものとする。</p> <p>3 島しょ町村にあつては、地震発生後の海面状況の監視、避難の勧告、指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力が得られるようにしておく。また、できる限り安全な避難地、避難路を定め、住民等に周知徹底を図る。</p> <p>第3部 応急対策 第6章 水防・津波対策 第2節 地震津波対策 4 避難誘導態勢</p>
						<p>避難誘導の広報</p> <p>警視庁</p> <p>ア 避難誘導にあつては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。</p> <p>ウ 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。</p> <p>第3部 応急対策 第7章 避難 第1節 避難態勢 2 避難誘導</p>

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						<p>避難利の車利用抑制、交通規制、運転者のとるべき措置</p> <p>ア 報道機関への広報要請 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。</p> <p>イ 運転者等に対する広報 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。</p> <p>第3部 応急対策 第8章 警備・交通規制 第2節 交通規制 1 交通対策(警視庁) (6) 広報活動</p>
						<p>医療機関の被害状況及び活動状況</p> <p>都健康局 1 収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村などの関係機関に伝達するとともに、各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に広報する。 2 東京都保健医療情報センター(ひまわり)の体制・機能を確認し、医療機関案内等の問い合わせに対して、医療機関の被災状況を踏まえ、電話により対応する。</p> <p>第3部 応急対策 第11章 医療救護 第1節 医療情報の収集伝達 3 都民への情報提供 (1) 機関別活動内容</p>
						<p>保健衛生全般</p> <p>さらに、保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供するとともに、各種活動を通じて収集した情報を分析し、その結果に基づいて地域の被災者に対する適切な保健衛生活動が行われるよう関係機関との連携を図る。</p> <p>第3部 応急対策 第11章 医療救護 第5節 保健衛生 1 保健所の役割</p>

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						電話相談窓口、外来相談窓口の設置 ウ 精神保健福祉センターは、保健所とともに活動を行うほかに、都全体の精神保健福祉に関する情報を収集し、タイムリーに提供する。また、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。 第3部 応急対策 第11章 医療救護 第5節 保健衛生 3 メンタルヘルスケア (2) メンタルヘルスケア
						透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否 ア 都は、区市町村、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。 イ 都は、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 第3部 応急対策 第11章 医療救護 第5節 保健衛生 4 透析患者等への対応 (1) 透析患者への対応
						避難住民への衛生管理上の留意事項 区市町村は、住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、避難所における衛生管理として、土足禁止区域・喫煙(分煙)区域の設定、避難住民の生活環境上必要な物品の確保、避難住民間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。 (3) 公衆浴場の確保 都区保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。 第3部 応急対策 第11章 医療救護 第5節 保健衛生 6 避難所の衛生管理 (2) 避難所の衛生管理指導に関する業務 イ 区市町村の役割

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						<p>動物援護に関する情報</p> <p>イ 都は、「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。 ウ 「動物保護班」「動物医療班」は、被災住民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。</p> <p>第3部 応急対策 第11章 医療救護 第5節 保健衛生 7 動物愛護 (3) 動物愛護の活動方針</p>
						<p>健康相談</p> <p>ウ 避難所の防疫措置 (イ) 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健師班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。</p> <p>第3部 応急対策 第11章 医療救護 第6節 防疫 1 防疫活動 (2) 防疫業務の実施基準</p>
						<p>感染症の発生予防のための広報</p> <p>ウ 避難所の防疫措置 (ウ) 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。 オ 感染症予防のための広報及び健康指導 防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、区市町村と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。</p> <p>第3部 応急対策 第11章 医療救護 第6節 防疫 1 防疫活動 (2) 防疫業務の実施基準</p>

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						道路交通情報 警視庁 道路交通情報の収集、伝達 第3部 応急対策 第13章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割
						火災情報 東京消防庁 火災情報等の伝達 都民への初期消火、救出・救護等の実施の呼びかけ 火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告・指示 第3部 応急対策 第13章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割
						鉄道運行状況 鉄道機関 鉄道運行状況の広報・提供 第3部 応急対策 第13章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割
						周辺地理情報、通過情報の提供 日赤東京都支部 幹線道路沿いに支援所開設し、周辺地理情報、通過情報の提供、簡易な応急手当、水等の提供を行う。 第3部 応急対策 第13章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割
						帰宅支援のための情報 都教育庁 水・トイレ、入手情報の提供等帰宅支援を実施 第3部 応急対策 第13章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						遺体収容所の所在地、開設状況 <hr/> 遺体収容所の所在地等、開設状況に係る広報に関する事項 第3部 応急対策 第14章 遺体の取扱い 第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等 1 搜索・収容 (3) 遺体収容所の設置とその活動
						死亡者に関する情報 <hr/> 災害発生時における検視・検案、遺体の引き渡しを円滑に実施するため、都は、区市町村等関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。 第3部 応急対策 第14章 遺体の取扱い 第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等 2 検視・検案等 (7) 都民への情報提供
						広域火葬体制 <hr/> 区市町村 2 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 第3部 応急対策 第14章 遺体の取扱い 第2節 火葬 1 火葬体制 (3) 広域火葬の実施
						死亡者に関する広報 <hr/> 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、都は、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を都民に提供する体制を確立するため、条件整備に努める。 区市町村は、大規模災害に伴う死亡者に関する公報に関して、都及び警視庁(各所轄警察署)と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。 第3部 応急対策 第14章 遺体の取扱い 第2節 火葬 1 火葬体制 (5) 死亡者に関する公報

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						仮設トイレの設置場所 (ウ) 各区市町村は、仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。 第3部 応急対策 第15章 ごみ・し尿・がれき処理 第2節 し尿処理 2 し尿処理方法 (1) 仮設トイレ等の設置
						がれき処理の対象となる範囲 ア 区市町村は、所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。 第3部 応急対策 第15章 ごみ・し尿・がれき処理 第3節 がれき処理 2 処理計画 (1) 区市町村
						がれき処理に係る手続き等 ウ 都本部のがれき処理部会は、区市町村等と協議の上、公費負担によるがれき処理の対象範囲など、区市町村のがれき処理全体の基本方針を示す、がれき処理基本計画を策定する。また、各区市町村のがれき処理計画で定められたがれき処理に係る手続き等を都外への避難・流出都民を含む関係者に広く周知する。 第3部 応急対策 第15章 ごみ・し尿・がれき処理 第3節 がれき処理 2 処理計画 (2) 都
						応急教育計画 オ 学校長等は、応急教育計画を作成したときは、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。 第3部 応急対策 第17章 教育・金融・労務 第1節 応急教育 2 応急教育の実施 (2) 災害時の態勢
						金融措置に関する広報 日本銀行は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。 第3部 応急対策 第17章 教育・金融・労務 第2節 応急金融対策 2 非常金融措置 (2) 金融措置に関する広報

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関等	
						<p>被害状況、通信施設の疎通状況等</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部並びに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。</p> <p>第3部応急対策 第18章 ライフライン施設の応急・復旧対策 第5節 通信施設(郵政公社東京支社、NTT各社、KDDI) 1 震災時の活動態勢</p>
						<p>交通規制状況等</p> <p>地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。</p> <p>1 震度5強以上の大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、公団は都県公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。</p> <p>第3部応急対策 第19章 公共施設等の応急・復旧対策 第1節 公共土木施設等 1 道路・橋梁 首都高速道路公団 応急措置</p>
						<p>相談所の設置</p> <p>被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。</p> <p>第3部応急対策 第20章 応急生活対策 第1節 被災者の正確確保 1 生活相談 区市町村</p>
						<p>臨時相談窓口、被災者総合相談所の設置</p> <p>1 常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活の早期解決に努める。 2 都関係部局及び関係防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設する。</p> <p>第3部応急対策 第20章 応急生活対策 第1節 被災者の正確確保 1 生活相談 都生活文化局</p>

広報主体						広報事項
都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関 指定公共機関等 その他	
						<p>相談所の開設</p> <p>警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。</p> <p>第3部 応急対策 第20章 応急生活対策 第1節 被災者の正確確保 1 生活相談 警視庁</p>
						<p>臨時相談窓口、被災者総合相談所の設置</p> <p>震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談に当たる。 また、火災によるり災証明の発行については、区市町村の行うり災証明事務との連携を図り、り災者の利便の向上に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施 <p>第3部 応急対策 第20章 応急生活対策 第1節 被災者の正確確保 1 生活相談 東京消防庁</p>
						<p>義援金品の受付・配分に係る広報</p> <p>(2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。 イ 義援金品の受付・配分に係る広報活動</p> <p>第3部 応急対策 第20章 応急生活対策 第2節 義援金品の配分 2 義援金品募集配分委員会の設置</p>

市町村等の地域防災計画における主な広報事項等について(東京都練馬区の例)

練馬区地域防災計画(平成18年修正)に基づき、事務局の責任で作成

広報主体					広報事項	
東京都	警視庁	東京消防庁	練馬区	区災害対策本部		
				指定公共機関	<p>感電事故の防止に関する広報、電力施設の被害状況、復旧予定等</p> <p>消費者に対する広報 災害が発生した場合は、断線等による感電事故の防止に関する広報を行います。また、阪神大震災の例では、停電が復旧したことによる無人の家屋での電気器具からの火災事故が見られたことから、避難の際は各住宅のプレ-カ-を「断」にして避難するよう呼びかけます。 警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行います。</p> <p>報道機関に対する広報 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧予定等について迅速、適切に広報を行います。</p> <p>地方公共団体等への対応 a.地方公共団体の災害対策本部から要員派遣の指示・要請があったときは、要員を派遣します。 b.電力施設等の被害状況、復旧状況等については官公署に対し、迅速・的確に報告します。</p> <p>1 防災本編 第2部災害予防計画 第2章 建築物・社会基盤・公共交通機関等の防災 第9節電気施設防災計画 3. 防災計画 (4) 広報</p>	
				その他		<p>被災住民への適切な情報伝達</p> <p>災害が発生した場合は、所定の情報連絡体制に基づき、被害状況を把握し、伝達し、的確な応急対策を実施します。また、社会的混乱を最小限にとどめ、区民が各自の身の回りから自分の可能な災害対策をはじめることができるように、被災住民に対して、適切な情報伝達などを行います。</p> <p>1 防災本編 第3部災害応急対策計画 第2章情報の収集と伝達</p>
				その他		<p>消防団本部または分団本部からの指示・命令、避難命令、避難勧告等</p> <p>消防団は、震災が発生した場合に、次のように活動します。 2. 地域に密着した防災機関として、災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動 上必要な情報や被災状況の情報収集、報告、および消防団本部または分団本部からの指示・命令の伝達を行います。 6. 避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行います。</p> <p>1 防災本編 第3部災害応急対策計画 第7章消火・救助・救急 第2節消防団活動</p>

広報主体					広報事項	
東京都	警視庁	東京消防庁	練馬区	区災害対策本部		
				指定公共機関	<p>勧告または指示の内容</p> <p>災害対策本部(広報部)は、勧告または指示の内容を、次の方法により区民に迅速的確に伝達します。また、同一の内容を区のホームページ等にも表示します。</p> <p>防災行政無線、広報車、その他協定等による伝達・表示手段 警察署、消防署等関係機関の実施する広報活動 町会、区民防災組織の協力による口頭伝達</p> <p>1 防災本編 第3部災害応急対策計画 第8章避難 第1節避難拠点への避難 2. 避難勧告または避難指示の伝達</p>	
				その他		
						<p>避難情報</p> <p>(1)避難勧告・指示が出た場合や、大規模な延焼火災が発生したときは、避難する旨を区域内に伝達し、周知もれないよう注意します。特に高齢者やからだの不自由な方については、日頃の情報に基づいて、手分けして伝達に努めます。</p> <p>1 防災本編 第3部災害応急対策計画 第8章避難 第1節避難拠点への避難 3. 防災会等の役割</p>
						<p>個別広報、ヘリコプターによる上空からの広報</p> <p>(1)避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行います。</p> <p>1 防災本編 第3部災害応急対策計画 第8章避難 第1節避難拠点への避難 4. 警視庁の役割</p>
						<p>避難命令・避難勧告</p> <p>避難命令・避難勧告が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連携をとりながら避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行います。</p> <p>1 防災本編 第3部災害応急対策計画 第8章避難 第1節避難拠点への避難 6. 消防団の役割</p>

広報主体					広報事項
東京都	警視庁	東京消防庁	練馬区	区災害対策本部	
				指定公共機関	<p>医療救護所の開設状況、区内医療機関の診察可能状況、人工透析可能な機関等</p> <p>災害対策本部・医療衛生部は、次の要領で活動します。 5. 医療救護所の開設状況、区内医療機関の診察可能状況、人工透析可能な機関等を区民に広報するように努めます。 (都立病院および東京都災害拠点病院の被害については東京都から、救急告示医療機関の被害については東京消防庁から伝達されます。)</p> <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 第9章医療救護 第1節医療情報の収集と伝達</p>
				その他	
					<p>ごみの分別、出し方</p> <p>災害対策本部・復旧部は次の要領によりごみの処理に協力します。 2. 災害によって発生したごみは、可燃ごみと不燃ごみに分別して所定の臨時集積所に出し、既存のごみ置場には出さないよう、広報部を通じて区民への周知に努めます。</p> <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 14章ごみ・し尿・がれきの処理 第1節ごみ処理</p>
					<p>学校防災井戸等からの水の運搬の仕方、水洗トイレの流し方 仮設トイレの設置場所、使用のルール</p> <p>避難拠点要員は、避難拠点運営連絡会の協力を得ながら、当面のし尿対策を、次の要領で実施します。 1. し尿処理の基本方針を確認します。 2. 学校防災井戸等からの水の運搬の仕方、水洗トイレの流し方を掲出し、避難者に周知します。(使用するトイレはなるべく1階を指定) 3. 万一仮設トイレを使用することになった場合は、設置場所、使用のルール等を定め、避難者に周知するとともに、使用することになった旨を災害対策本部・教育拠点部に報告します。</p> <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 14章ごみ・し尿・がれきの処理 第2節避難拠点等でのトイレ対策</p>

広報主体					広報事項	
東京都	警視庁	東京消防庁	練馬区	区災害対策本部		
				指定公共機関	<p>がれきの分別等</p> <p>災害対策本部・復旧部・環境清掃部は、次の要領でがれきを処理します。 (「がれき処理マニュアル」)</p> <p>3. 廃木材、コンクリート、金属に分別してがれき置場に搬入するよう、緊急道路障害物除去を行う機関・団体および区民に、広報部を通じて周知します。</p> <p>被災建物の解体とがれきの撤去</p> <p>被災建物の解体、がれき撤去は本来私有財産の処分であり、原則として所有者がその責任において行うべきです。(区民からの問い合わせに対しては、その旨回答し理解を求めます。)</p> <p>しかし、特例措置を国が講じる等、場合によっては行政として実施することがありえます。その場合には練馬区災害対策本部・広報部は、次の事項を区民に周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建物の解体、がれき撤去を行政として行うことになったこと ・解体、撤去の対象 ・申請の資格 ・申請の時期、受付場所 <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 14章ごみ・し尿・がれきの処理 第3節がれきの処理</p>	
				その他		<p>防疫・保健衛生の呼びかけ</p> <p>災害対策本部・広報部は、防疫・保健衛生の呼びかけを、防災行政無線、広報車、避難拠点内広報紙等を通じて避難者および区民に周知します。</p> <p>医療衛生部は、次の要領で防疫活動を行います。</p> <p>4. 状況に応じて防疫班を編成し、次の業務を行わせます。</p> <p>感染症予防のための広報及び健康指導</p> <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 第15章防疫・保健衛生 第1節防疫</p>

広報主体					広報事項
東京都	警視庁	東京消防庁	練馬区	区災害対策本部 指定公共機関 その他	
					<p>火災等の災害拡大の状況、避難の方法と避難先等</p> <p>災害対策本部・広報部は、次の要領で広報活動を行います。 3. 避難勧告や避難指示が発令されるなど、避難が必要となった場合には、次の事項の広報を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災等の災害拡大の状況 ・避難が必要な地域 ・避難の方法と避難先 ・家を出る時の注意(電気ブレーカーを落とす等) <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 第17章広報・相談 第1節 広報</p>
					<p>消防署の広報活動の重点</p> <p>消防署は、次の要領で広報活動を行います。</p> <p>1. 主に次の事項に重点を置いた広報活動を実施します。</p> <p>出火防止、初期消火、救出救護および災害要援護者への支援の呼びかけ 火災および水災に関する情報 避難勧告または避難命令等に関する情報 人心安定を図るための情報 救急告示機関等の診療情報 その他区民が必要としている情報</p> <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 第17章広報・相談 第1節 広報</p>
					<p>相談内容への回答</p> <p>教育拠点部は、次の要領で相談活動を行います。</p> <p>1. 被災者からの照会に対する回答マニュアルを広報部から入手し、各避難拠点に周知します。</p> <p>2. 各避難拠点から受けた相談内容を本部各部に照会し、回答を避難拠点へ伝達します。</p> <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 第17章広報・相談 第2節相談</p>

広報主体					広報事項
東京都	警視庁	東京消防庁	練馬区	区災害対策本部	
				指定公共機関	<p>その他</p>
					<p>被災者からの照会への回答マニュアル</p> <p>広報部は、次の要領で相談活動を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者および区民からの相談問い合わせ窓口を設置し、周知します。 被災者からの照会に備えて、回答マニュアルを用意します。 <p>(回答マニュアル項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関連絡先 ・水漏れガス漏れ連絡先 ・建築物の危険度判定 ・建築物の解体 ・がれきの撤去 ・仮設住宅申込み ・り災証明 ・融資 ・区民相談 ・安否情報 ・行方不明者の調査 ・障害者支援 ・ボランティア紹介 ・来区ルート <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 第17章広報・相談 第2節相談</p>
					<p>応急教育計画</p> <p>5. 学校長・園長は、以下の要領で応急教育に対応します。</p> <p>(4) 決定した応急教育計画を、広報部の協力も得て、保護者および児童等に周知します。</p> <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 第19章応急教育・保育 第1節応急教育</p>
					<p>応急保育計画</p> <p>児童館および学童クラブについても本節に準じるものとします。</p> <p>4. 保育園長は、以下の要領で応急保育に対応します。</p> <p>(4) 決定した応急保育計画を、広報部の協力も得て、保護者および園児に周知します。</p> <p>防災本編 第3部災害応急対策計画 第19章応急教育・保育 第2節応急保育</p>

広報主体					広報事項
東京都	警視庁	東京消防庁	練馬区	区災害対策本部	
				指定公共機関	<p>保安確保のための広報活動</p> <p>(1) 広報活動 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中塔の各時点において、状況に応じた広報活動を行います。 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行います。</p> <p>(2) 広報の方法 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて、直接当該地域へ周知します。 また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。</p> <p>防災 本編第3部災害応急対策計画 第2章ライフライン 第4節ガス【東京ガス(株)】 5. 災害時における広報</p>
				その他	
					<p>通信途絶、利用制限の理由、内容等</p> <p>(5) 災害のため通話が途絶し、または利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口等の方法によって利用者に周知します。</p> <p>ア. 通信途絶、利用制限の理由 イ. 通信途絶、利用制限の内容 ウ. 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等 エ. 通信利用者に協力を要請する事項 オ. その他の事項</p> <p>防災 本編第3部災害応急対策計画 第2章ライフライン 第5節通信【東日本電信電話(株)】 1. 応急対策</p>
					<p>避難場所の位置、災害に関する状況</p> <p>列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が切迫しているときは、乗客の安全確保のため、的確な避難誘導等を行います。</p> <p>(1) 駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた、臨時避難場所に、混乱を生じないよう誘導し避難させます。</p> <p>(2) さらに避難させる必要が生じたときは、避難場所の位置、災害に関する状況を旅客に伝達し秩序維持に協力します。</p> <p>防災 本編第3部災害応急対策計画 第2章公共交通機関 第3節旅客の避難誘導 西武鉄道(株) 1. 駅における避難誘導</p>

広報主体					広報事項
東京都	警視庁	東京消防庁	練馬区 区災害対策本部	指定公共機関 その他	
					<p>出火防止のための指導、消防相談所の設置</p> <p>地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談にあたります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災建物、仮設建物および避難所等における火災予防対策の徹底 2. 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用携帯の変化に対応した出火防止および機能復旧時における出火防止対策の徹底 3. 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の教科 4. 火災によるり災証明等各種手続の迅速な実施 <p>防災 本編第3部災害応急対策計画 第25章 区民生活の援護 第4節 生活の安定(東京消防庁)</p>

特別非常災害時の中央合同庁舎第5号館における

記者発表体制について（ ）

1. 内閣府（防災担当）においては、東海地震注意情報、予知情報が発表されたとき、緊急災害対策本部の設置を必要とする程度の災害が発生したとき、これらに準じ、特別の記者発表体制をとる必要があると認められるとき、直ちに大臣官房政策評価広報課（広報担当）及び官邸報道室と協議の上、特別の記者発表体制をとることとされている。
2. 中央合同庁舎第5号館にて特別の記者発表体制をとる場合には、5号館講堂を記者会見場とし、5号館518号室を記者室として使用できるよう、机の配置、臨時電話の取り付け等を行うこととなっている。
3. 講堂（記者会見場）は、発表者席、記者席（約150席）、テレビカメラ席が配置され、臨時電話（放送業務連絡用）が取り付けられることとなっている。
4. 記者室（518号室）には、報道各社ごとの机の配置及び臨時電話（送稿のための連絡用）の取り付けが行なわれることになっている。

（ ） 内閣府特別非常災害時記者発表等事務処理要領（平成13年5月30日大臣官房官房長、政策統括官（防災担当）決定）に基づき、事務局作成

「大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会」 (第1回)の主な意見

懇談会の議論の過程において、以下のような主な意見が出た。

国（災害対策本部）による情報提供の役割

- ・地方公共団体は被災地外に対してメッセージを流すのが苦手であるため、それを国の現地対策本部がうまく汲み取って情報を流すという仕組みが必要である。
- ・広域災害となると、被災者を全国あるいは海外への搬送も必要な場合が想定されるため、各都道府県をまとめる上で国の役割は重要になってくる。
- ・被災地は「点」の情報発信しかしないため、国が「面」の情報発信を行うことが非常に重要である。
- ・被災地にとっては、消防、警察、自衛隊が救助活動を始めていることをアピールする必要がある、それが治安の安定につながる。
- ・食料がきちんと確保できている、医療機関が開いている、政府の専門家が現地に入っている、という情報提供が初期には大事。
- ・これまでの国の情報は政府の対応のみであり、国が今後行うこと等、見通しに関する情報・メッセージが欠けている。
- ・見通し情報をどの段階でだせるのかという目処を立てておくことも必要ではないか。
- ・情報発信源がまずやるべきことは、人々に伝えるべきコンテンツを時間内に整理することである。
- ・国から提供される情報の内容・時期について整理されているため、それを元に各主体がどのような意思決定をすべきかを整理するべきではないか。
- ・全国的な統一フォーマットで災害情報を共有できるシステムを整備していくことが重要ではないか。
- ・国は、1つの地図に全部の情報を書き込み、その中で警報等が出ている場所が分かるようにすべきではないか。また、その地図を公表してほしい。
- ・図上訓練等を行うと痛感するが、いろんなスタッフが同じ作業を同時にやっている。そこをもう少し整理できないか。

被災地に提供されるべき情報内容

- ・24時間以内に知りたい情報というのは、時間の経過や場所によって異なる。そういうものにどう応えていくのかが大きな課題になる。
- ・首都直下地震を考えると、帰宅困難者の対応が一番の問題であり、そのためにも安

否情報や安心情報の発災直後の位置づけを考えるべきである。

- ・災害時は時系列的に状況が変化する中で、今後何が起こるかといった情報提供には専門家の役割が大きい。
- ・被災地に正確な情報を提供するためには、情報の一元化が必要である。
- ・発災後初期の段階で何が起きているのか情報が入ってこない段階では、映像で現地の状況を流すことが有効である。
- ・同じ情報を全国に同じように伝えることが重要ではないか。
- ・開いている病院の情報、倒壊した病院の情報を提供してほしい。
- ・医療情報の提供を行う災害医療システムはすでに各都道府県に整備されている。
- ・E E S（地震被害早期評価システム）は、誤差はあると思うが、災害対策を進めるうえでも有効だと思うので、ネタだけでも公表してほしい。

情報提供の手段等

- ・メディアに完全に頼り切ることはできないため、政府や自治体の災害対策広報、行政新聞が重要である。
- ・Google マップや YouTube 等を活用して、被災者に生の映像や位置情報付の情報を信頼性を付与しながらどう集約して提供していくのかについても考える必要がある。
- ・地方ではインターネットはそれほど普及していないため、避難所でのインターネット端末の設置等は、国が行う必要がある。
- ・災害対策本部に情報センターのようなものがいつの時点でどのような形で設置されるのか、その情報センターのあり方とは何か、ということを議論する必要がある。
- ・情報センターやホームページで細かい情報を提供し、それをもとに取材を行うなど、共有プラットフォームのようなものを作るのもひとつの方向性である。
- ・地域の災害情報の集約のセンターをネットワーク化していくことが必要であり、自治体を越えた活動圏域の中でのニーズの流通という視点が大事である。
- ・政府の災害対策本部の公開について、指針を作る必要がある。

行政とメディア等との連携

- ・災害対策を行うのに、災害対策本部とメディアとの接点は非常に重要である。
- ・情報を提供する側とメディア側との信頼関係の構築が必要である。
- ・国における災害対策の方向性を周知する手段として報道機関をいかにうまく活用するかという視点を入れるべきである。
- ・行政との間でメディア側のカウンターパートが必要である。
- ・一次的な情報だけでは住民は動かないため、国とメディアと市民が直接つながるのではなく、間に入る地元の自治体の役割が大きい。

- ・メディアと防災機関との間の信頼関係を構築するうえで専門家の役割は大変重要である。
- ・行政とメディアの2つの関係で捉えるのではなく、行政新聞や情報ボランティア等の結節点の工夫が必要である。
- ・情報の発信源と発信する側の窓口、定例記者会見の回数・時間間隔等を構造化する必要がある。
- ・行政とメディアが対峙しないためには、行政が徹底した情報提供を行う必要がある。
- ・行政とマスコミの間に入る緩衝材として、多様な情報ネットワークのようなものを考えていく必要がある。

メディア等による情報発信

- ・スーパーや風呂屋の営業に関する情報など、被災地に向けた生活密着型の「零細情報」の提供を考える必要がある。
- ・分野ごとに都道府県をまたいだ生活情報をどうやって集約し、提供していくかは、今後の課題である。
- ・情報の受け手には、被災者の中でも救助を待つ人とある程度余力がある人など、いくつかのレベルがあることから、それを踏まえて、各メディアの役割を整理する必要がある。
- ・首都直下地震では、メディアが過剰に大きく取り扱いすぎて公平さを失う恐れがある。
- ・地方放送局では、デジタル放送のL字画面が十分な環境がないため、アナログと同様の画面にならざるを得ないという状況がある。
- ・活字メディアは、速報性では電波に勝てないため、被災地で何が起きているかという評価・分析に力を入れることになる。

資料編

(2) 各メディアの情報提供に関する取組について

第1回懇談会

- ・谷原委員プレゼンテーション資料
- ・高橋委員プレゼンテーション要旨
- ・安富委員プレゼンテーション用メモ

第2回懇談会

- ・森委員プレゼンテーション資料
- ・山中委員プレゼンテーション資料
- ・中川委員プレゼンテーション資料
- ・武居委員提出資料

テレビの地震災害報道

～地震発生直後からの応急対応期～

2007年02月06日
大規模災害発生時における
情報提供のあり方に関する懇談会
日本テレビ報道局
谷原和憲

なぜテレビで災害報道なのか？

- 速報メディアだから
→ 被災地の「**生命を守る**」ための情報発信
- 多くの人を使うメディアだから
→ 被災地の「**生活を守る**」ための情報発信
- 災害大国ニッポンだから
→ 災害の「**教訓の共有化**」が次の防災へ

「首都圏で震度6弱」 その時・・・

- ただちに、地震特番突入
～ 通常放送は打ち切り、ノーCM
- 直後に入る情報は、震度だけ
～ 最初10分は「震度+呼びかけコメント」
- 直後の生映像は、情報カメラ(お天気カメラ)
～ 映像で「いま」を伝えるテレビの力

震災時の初期報道 ～ 「生命を守る」

- 被害(の全体像)を伝える(伝えたい)
～ 「点」を集める映像取材
「点から点へ」最大の武器はヘリ中継
- 被害情報にあわせた「注意喚起コメント」
- 継続・拡大被害の懸念・・・火災延焼報道
～ 定期的なヘリ取材で「変化」を伝える

生命を守る！ さらに進めるには・・・

- 政府の「被害予測システム」情報
 - ～ 人的被害・全壊家屋の推定総数
火災延焼シミュレーション etc
 - ↓
 - 誤差はあるが・・・「桁」でも知りたい！
- 全ての「点」情報を「1枚の地図」に落とす作業

震災時の初期報道 ～ 「生活を守る」

- 「ダメになった」情報しか入ってこない
 - 代替手段を伝える“事前準備VTR”
- 「活着ている」は最大限尊重すべき情報
 - ～ 阪神の教訓「開いている病院」情報
- 「自分のために知りたい」というニーズ
 - ～ テレビで前で「自分の順番」を待てない！

生活を守る・・・「事前準備VTR」の例

- 自宅倒壊、避難所に行くしかない
→ VTR「避難時の持ち出し品」
- 電話がかからない
→ VTR「171&携帯伝言板の使い方」
- 病院に行ったら長蛇の列で待たされる・・・
→ VTR「トリアージとは」

テレビの災害報道 手法のメッセージ

- 速報スーパー
→ **スピード勝負**、でも限られた情報量
- 特番編成
→ **「いつもと違う」**という、危機感の表現
- 地上デジタル・データ放送
→ 「生活を守る」情報は**「好きなものから」**

生活を守る！ さらに進めるには・・・

- 分野別に網羅した「**情報システム**」の構築
 - ～ 交通、水道、病院、ガス etc
 - ～ 企業・自治体の枠を超えた情報収集力
- 生活密着の“**零細情報**”を、どう集めるか
 - ～ 営業しているスーパー、浴場 etc
 - ～ 地域別のボランティアの情報収集力

高橋委員プレゼンテーション要旨

防災キャスターの役割

- ・「防災キャスター」(又は「地震パーソナリティ」)は、災害時に被災者のためになる情報を流すことがその役割であり、平常時には災害時の備え等について勉強をし、災害時にはスタジオで実際に放送を行う立場にある。
- ・防災キャスターの立場として、災害が発生し、大きな被害が考えられる場合には「慌てずに落ち着いて行動してほしい」ということを災害が発生している最中から言い続けていく必要があると考える。

災害時のラジオ放送の役割

- ・テレビ放送局もラジオ放送局も自家発電により、災害直後も放送が可能であるが、受け手側が情報を受けられない状況にあることが考えられる。
- ・テレビ放送は災害の発生時刻によって対応が変わってくるが、ラジオ放送は、携帯ラジオさえあれば、情報を届けることが可能である。
- ・ラジオは情報量ではテレビや新聞より少なくはなるが、突発的、瞬間的にまず何が起きたのかを伝えることが可能である。
- ・阪神・淡路大震災の際には、ものすごい揺れで眼が覚めた人も多かったが、電車が衝突したのでは等々様々なことを想像した人がいる。ラジオで「地震」をいう情報を聞いて理解して、行動が少し落ち着いたという状況もあった。
- ・ラジオは、まずは何が起こったのかを伝え、時間経過とともにライフライン情報を伝えていく。

ラジオ・ライフラインネットワーク

- ・阪神・淡路大震災の翌月から NHK ラジオ、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、FM 東京、J-WAVE の 7 つのラジオ局が在京ラジオ災害担当者会議を立ち上げ、毎月会議を行っている。
 - ・ライフライン情報は、災害発生直後には不確かな情報が出回ることがあり、それをなくすためには情報の一元化が必要と考え、ラジオ 7 局が同時に生放送を行うこととした。
 - ・在京ラジオ災害担当者会では東京電力、東京ガス、東京と水道局、NTT 東日本、NTT ドコモの 5 つのライフライン各社とクリアカンファレンス(電話会議システム)を結んでおり、災害発生時には幹事となっている放送局が進行役となり、ライフライン各社が収集した情報の内容確認や出演依頼を行う。それをもとに「ラジオ災害情報交差点」として、被害状況や復旧見込みなどの情報をライフライン各社と通信・電話により放送していく。
 - ・また、毎年 9 月 1 日と 1 月 17 日には試験放送として、朝 8 時 45 分頃に 7 つのラジオ局が同じ内容を放送している。
 - ・関東だけではなく、阪神地区やその地域でもラジオ局とライフラインが連携して同様の取組を行っている。
- (注)本資料は、懇談会での高橋委員の実際のご発言を基に、事務局が本報告書用に作成したものである。

新聞からみた大規模災害発生時の情報提供の考え方について

2007年2月6日

読売新聞大阪本社編集委員 安富 信

阪神・淡路大震災、鳥取県西部、新潟中越などの取材・デスク経験から、大規模な災害が発生した直後の情報は、第一に、混乱の極みの状況下で正確な情報提供を期待するのは非常に難しいと認識している。行政側は、情報の正確性を第一とし、報道側は迅速を求める。この相反する利害関係がこれまで、往々にして現場での混乱を招いていると思われる。

メディア側としては、その時点で判明している情報は小出しでもいいから出してほしい、という大原則を理解して頂いたうえで、私見を述べさせてほしい。率直に申して、読売新聞では、災害直後にこんな情報を出すべき、といった社内論議などをしたこともなく、今後も多分、行われたいことは確実だ。よって、私が個人的に考えていることだ、ということ強調しておきたい。報道規制とか取材規制といった微妙な問題をはらむだけに、その点は改めて念を押ししたい。

とはいえ、これまでの大災害時の混乱ぶりをみると、今後、首都圏直下型級や東南海・南海地震などの大地震が起きた際に、阪神・淡路の二の舞いとならないよう、被災者の命を救うというその一点で、マスコミ側もある程度の協力は必要ではないか、と考える。地方自治体レベルでの広報対応や情報提供については、兵庫県の「人と防災未来センター」で行われている研修に参加しており、ある程度の知見はあるが、国の対策本部と限定されると、なかなか思い浮かばないのが正直なところだが。あえて考えると。

新聞に限らず、マスメディアのまず必要な情報は、いうまでもなく「被害情報」である。阪神や中越でもそうであったように被害が一番大きな所から情報が入らない。この「情報の空白」をまず、国として改善する努力をすべきだ。ただ、国として市町村や都道府県に対し、情報を挙げるよう急かすと、却って混乱することになるので、いかにして、情報を拾い上げるか、検討が大切だ。そうすることで、災害の全体像を掴むことにもつながる。マスメディアにとって、災害の全体像とともに、被害が甚大である地点を把握することは、初動に大きな影響を与えるので、極めて重要であるとともに、被災地内の住民が持つ焦燥感を薄めることにもなる。

それは、全体的な情報が入らないことによって、「自分の所だけがひどくやられているのか、周囲も同じなのか」わからないことによる、焦りの結果、失わなくてもよい命や財産をなくしてしまう結果にもつながるからだ。地方行政からいくら情報を上げて国が返して来ない、という不満もよく聞いた。これを解消する意味にもなると思う。

次ぎに考えなくてはならないのは、「安心情報」だ。帰宅困難者に対する安全な情報や、けがをした人にどこの病院に行けば、治療を受けられるか。こうした情報は本来、地方行政の仕事だが、国の災対本部も大局からの収集が必要ではないか。もちろん、直後の対応においてはであるが。

細かな「生活情報」を被災地の中に向けて発信する必要性は阪神・淡路や中越を通じて十分理解できたので、新聞としてもその方向は堅持するだろう。その点の情報提供は地方行政に任せればいいが、もう少し大きな視点、例えば、倒壊家屋の再建に向けての国の支援や、その災害に対する法改正や特別措置などについ

ては地方行政からの声を待たず、国の災対本部として積極的に対応し、早期の広報が望ましい。次なる災害はまた新たな「顔」を持っていることは間違いなく、その「顔」に即した施策を危急に打ち出し、情報提供することが極めて大切だ。

また、議論は必要であろうが、現在、自衛隊の出動は地方自治体からの要請を待たなければならないが、こうした点についても、国の災対本部が素早く対応し、情報収集の結果、出動が必要な自治体には、中央から打診してみるのも検討すべきだ。

結論から言えば、国の災害対策本部のあり方の基本は、被災自治体の応援団であり、出来る限り、地方行政の代わりに情報を収集するくらいの配慮がほしい。

(注)本資料は、安富委員から本報告書用にご提供いただいたものである。

「第2回大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会」
長岡市からの提言

長岡市長 森 民夫

1 災害発生時の報道窓口

取材する報道各社の窓口がバラバラであったり、本社から派遣されて地元の事情や地理に全く不案内の記者の対応に苦労したりした。

地元の記者クラブのメンバーが幹事役となって、よりスムーズな取材体制をつくるのが、報道機関にとっても行政にとっても必要である。

2 災害対策本部からの直接発信

災害の状況によっては、被災地の首長が直接住民に災害への対応状況や見通しを説明したり、必要な行動を呼びかけることも必要。特に、首都圏直下型地震が発生したような場合には、デマも心配となり、直接の情報発信が有効だと考える。

重大な災害が発生した場合には、マスコミによる報道に加え、災害対策本部長である自治体の首長から呼びかけの機会を用意していただきたい。

3 小規模自治体への支援

町村など小規模自治体では、多勢の報道陣を相手にした広報経験は持っていない。災害時には、都道府県が町村などへ広報スタッフをアドバイザーとして派遣してはどうか。

4 災害対策本部会議の生中継

中越地震の時には、長岡市の災害対策本部会議を地元のケーブルテレビで生中継した。災害対策本部会議をガラス張りにしたことには功罪あり、混乱を引き起こす恐れのあるような微妙な問題は議論しにくくなる面もある。

しかし、情報を公開することで、市民が行政を信頼してもらおうという面では大変役に立った。報道関係者からも、災害対策本部が今、何を目標に努力しているか、何を被災者に伝えたがっているかを理解してもらいやすくなる。このメリットは大きいと考える。

災害時情報提供についての 提言

～大規模災害発生時における情報提供に関する懇談会(2007.3.14)～

関西学院大学災害復興制度研究所

山中 茂樹



本日の話題提供

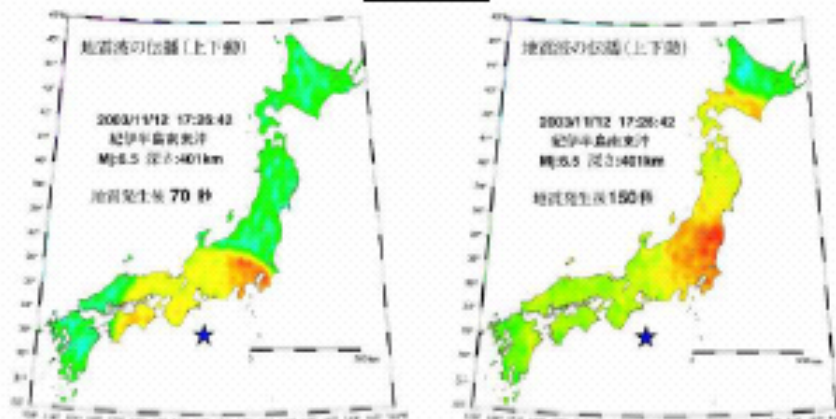
- 情報の加工について
 - 要望1:ワンポイント解説
 - 要望2:カテゴリー化
 - 要望3:見通し情報
- 情報の提供方法について
 - 提案1:災对本部事務局と記者クラブの同居
 - 提案2:災对本部会議の公開
 - 提案3:情報プラットフォームの構築
- 情報 :ここだけ新聞の応援協定
- 最後に



要望1:欲しいワンポイント解説



異常震域



2003年11月12日に紀伊半島沖を震源とするMj6.5の地震

日本地震学会誌報紙なみふるNo43(2004, 5)

情報の味付け・意味づけを！



- 紀伊半島沖に震源があるのに、近畿で揺れず、東京で揺れた異常震域の問題、福岡県西方沖地震でビルの破壊はないのに、窓ガラスが多数散乱した建築構造上の問題など、災害ごとの特色ある事例について、ワンポイント解説が欲しい。生のデータも大切だが、一般の人やボランティア、メディアも参考にすることを考えれば、情報の味付けが、利用者のその後の行動に役立つのではないか。

要望2:めざせ、情報のカテゴリー化



—Userとしての意見

- わずらわしいnet surfing
 - 気象庁、内閣府、消防庁、厚生省、国交省、自衛隊、被災自治体、JR.....
- めんどくさな検索
 - スクロール大変なPDF形式。必要情報にたどりつくのが大変
- 少ないビジュアル情報
 - 地名、河川名はあっても位置関係がよくわからない
- 粗い情報の分類・整理
 - 自然現象の科学情報、危険情報、被害情報(人的・物的)、支援情報、施策情報

The screenshot shows the Rescue Now website interface. At the top, there's a navigation bar with 'Home', 'Site Map', and a search box. Below the navigation, there's a 'Menu' section on the left with categories like 'Japan & World Now', '119 Now', 'Rescue's Point', 'Get Close To Rescue!', 'Fire Dept. Journal', and 'Information'. The main content area is titled 'Today's Head Line' and lists several news items with dates and times. Below this, there's a 'Japan & World Now' section with sub-categories like '全国災害' and '世界各地'. The 'Not News' section at the bottom lists various news items. On the right side, there are several promotional banners for 'RESCUE NOW', '3-WATCH', and 'SHOP RESCUE'.

カテゴリー化の例



- 災害情報: 震度分布、降雨量、風速etc
- 危険情報: 余震情報、水位情報、台風のコース、地盤情報etc
- 被害情報: 人的被害、物的被害(住家被害、施設被害、農産物被害) etc
- 支援情報: 消防、警察、自衛隊、土木、砂防、水防、ボランティアetc
- 施策情報: 災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚法etc

要望3: できれば見通し情報を



- 自衛隊、緊急消防援助隊の出動見通し
- 近隣自治体の応援見通し
- ボランティアセンターの設営
- 道路・交通機関の状況
- ライフラインの状況

※「こんご、どうなるか」「こんご、どうするか」

提案1 災害対策本部事務局と記者クラブの同居



行政側からみた狙い



- 一種のembed方式である
- 災害対策本部事務局へ記者を同居させることにより、情報の共有化、被災者の救援という共通目的に向けた意識の共有化をはかる。
- ただし、無制限に記者を同居させることは物理的にも、心理的距離感の観点からも難しいので、地元記者クラブの構成メンバーに限定する。
- 実例：神戸市

行政側にとってのメリット



- 情報発信の必要性が生じた際、その都度、タイミングを逃さずに発表ができる。
- 間仕切りにホワイトボードなどを使えばポストイットなどで連絡事項を張り出したり、周知したいことを書き出したりする事も容易である。
- 発表時間(活字メディアの締め切り時間と電波メディアの放送時間、中央紙と地元紙の締め切り時間への配慮)や会見場の準備、加盟各社への連絡など、いちいち記者会見の設営に気を使う必要がなくなる。
- 記者クラブ加盟社が入手している情報を災対本部が共有することも可能となる。記者と雑談する機会も増え、メディア各社が現在、なにに一番関心を抱いているかも把握しやすい。

デメリット



- カメラがいつ何時、災対本部内部をスウィングするかわからない。このため、災対本部要員は常に緊張を強いられる。また、視聴者に出っ歯の職員が笑っていると勘違いされ批判されるなどの問題が起きた。
- 一番の問題は記者クラブ加盟社以外の扱いをどうするかである。当然、加盟社以外から苦情が出るうえ、加盟社の中にも潔しとしない意見が出る可能性もある。

改善策

- 同居はペン記者のみとする。
- カメラは適宜、必要な場合に許可する。
- 加盟社以外は別に記者だまりを用意し、記者クラブに伝える際は同報装置で広報する。
- 別室にモニターテレビを用意し、事務局内の映像を常時、映すなどの方法も考えられる。



提案2: 災害対策本部会議の公開



行政側からの見方



- これも一種のembed。意思形成を共有してもらうことによりSympathyを醸成する。また、記者会見の手間が省ける。
- ただ、首長に決断力、判断力が乏しいと逆効果になる恐れもある(醜態をさらす)。
- さらに、記者会見の回数が減ることにより首長のメディアへの露出が減るというデメリットもある。

改善策



- 首長の政治的立場、さらには被災民への精神的働きかけを考慮すると、なるべく現地での陣頭指揮と現地会見を増やすことが重要である。(台湾大地震での李登輝総統)
- 災対本部会議の公開は初動対応時に限り、多くの政策判断を要する復興対策を検討する時期になれば、非公開となるのが通例である。
- 事例: 鳥取県、新潟県、有珠山噴火災害の現地災害対策本部

提案3: 情報プラットフォームの構築

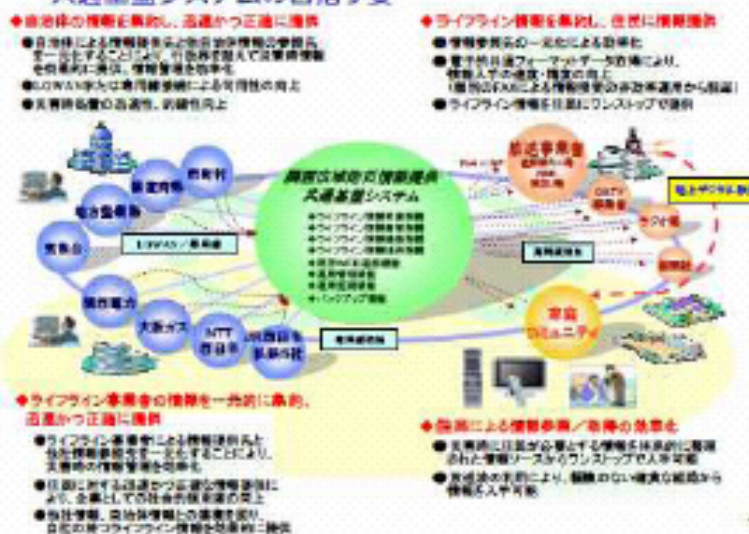
- 官公庁、被災自治体、被災地内の交通機関、ライフライン企業、マスコミ各社、NPOをリンクさせた情報プラットフォームを定型的に構築し、全国をネットワーク化する。
- 全国を何ブロックかに分け、サーバーを各国立大学に置く(例: 北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、広島大学、九州大学、徳島大学、琉球大学、金沢大学)
- 各ブロックごとに情報ボランティアを中心にした災害時情報団を組織し、発災後、ただちに災対本部に入るよう協定を結ぶ。
- 一地域が被災した場合、ほかの地域がミラーサイトを構築する。
- 課題: 日常から運用する必要があるが、関係機関の協力が得られるかどうか。



地上デジタル放送を利用した関西圏における 防災情報の提供システムと共通基盤化の仕組み

関西広域連合
神戸市立看護大学 監修

共通基盤システムの目指す姿



情報:ここだけ新聞



- 生活情報には大学の授業料免除など被災全地域に関係のあるものから、入浴サービスなど校区単位でしか役に立たないきわめて狭い範囲のものまである。マスコミ各社には往々にしてこれらの情報がFAXや電話で届けられる。平時なら、記者がもう一度、情報元に当たり直すなどして情報の真偽や細部を確認するが、災害時は移動しながら活動しているNPOや自衛隊、拠点がはっきりしない団体などさまざまで、なかなか裏が取れない。しかも、入浴サービスなどは情報を受けてから少し掲載を遅らせると場所が時間が変わっていることも少なくない。さらに、中央紙は地方版や特設面、テレビ、ラジオはローカル枠で報道するが、それでもエリアが広すぎて被災者にとっては不必要な地域の情報が含まれていることも少なくない。そこで、有珠山噴火災害、さらには新潟県中越地震で登場したのが「被災者記者」による「ご当地新聞」「ここだけ新聞」である。有珠山噴火災害では北海道新聞が被災者を臨時記者として採用し、ご当地新聞を発行した。新潟県中越地震では、北海道新聞がミニ新聞発行車を新潟日報に貸し出し、同社が「ここだけ新聞」を発行した。これだと、被災者の目線で機動的な生活情報新聞が発行できるだけでなく、被災者の臨時雇用にも役立つ。

事例



米ノースリッジ地震(1994. 1. 17)の際の対応

- ロサンゼルスタイムス
 - Project rebound 地域社会の円滑な復旧をめざし、被災者向け情報を大量に発信
- テレビの特別番組
 - Recovery Channel 多数の官庁が救援・復興に関する情報を発信した。

阪神・淡路大震災

- 朝日新聞→大震災ネットワーク
- 毎日新聞→希望新聞

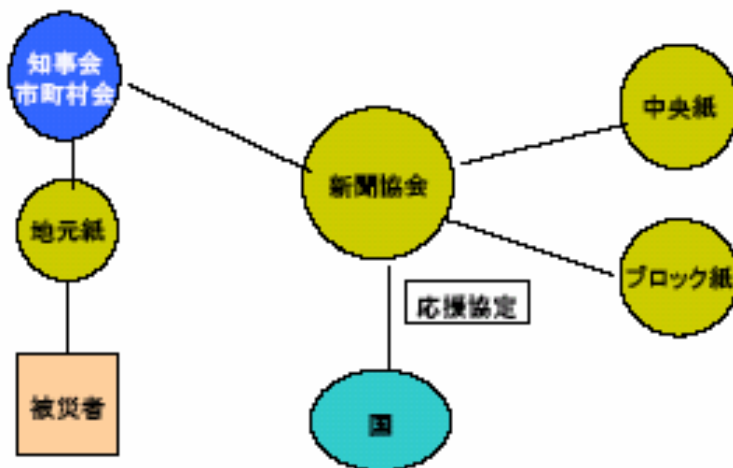
被災地の中で新聞発行



- 提案:ミニ新聞発行車は中央紙か大きなブロック紙しか持っていない。国、ないしは日本新聞協会などが仲介して地元紙に貸し出す。あるいは自治体が借り、地元の被災者を雇用して生活情報新聞、あるいは行政新聞を発行する方法も考えられるのではないか。



ミニ新聞発行車貸し出しシステム





最後に

- 本心に議論しなければいけないのは.....
 - 被災最前線の基礎自治体→広報力アップの手だてを
 1. 広報専門員の要請と応援協定
 2. 地域FM、CATVの活用
 3. 情報ボランティアによる情報団編成
 4. 情報モニターの養成・ネットワーク化
 5. アナログ情報の収集強化(オフロードバイク隊など)
 6. 県民局・地方振興局など県庁出先機関の応援

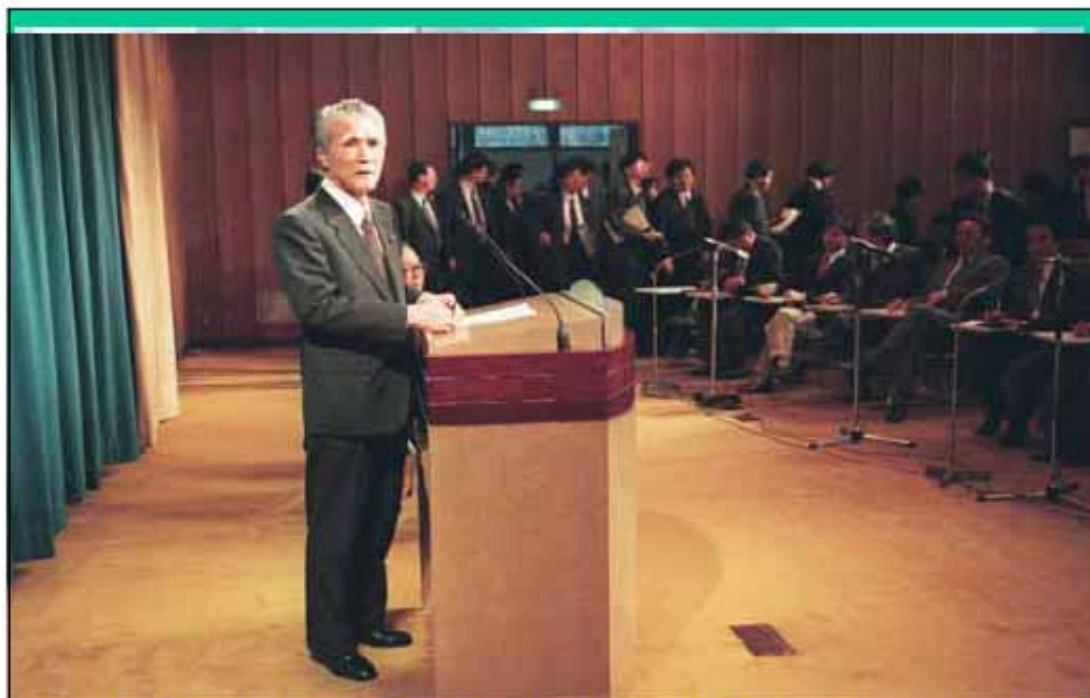


災害時にマスコミは何を伝えたか


そこから何を学んで備えるか

中川和之

時事通信社 編集委員



1995年1月17日午後4時(地震10時間後) 首相官邸で村山首相の初会見



1/17 17:22 時: ◎首相記者会見の要旨 時事通信ニュース速報
 村山首相が十七日午後行った兵庫県南部地震の対策に関する緊急記者会見の要旨は次の通り。

- 一、兵庫県南部地震により甚大な被害が発生した。関東大地震以来の都市型災害で、政府としては何よりも人命救助・救援にあらゆる手段を尽くし、万全を期す。
- 一、政府の非常災害対策本部会議で決定したことは、余震が続いていることから、危険な建物等からの避難を呼びかけるなど厳重な警戒を促す。
- 一、警察、消防関係職員を総動員して行方不明者を捜索、救出する。
- 一、災害救助法を適用し、被災者の救援措置に万全を講じる。(被災者への)毛布や食料の対応にも万全を期す。
- 一、火災の早期消火にあらゆる手段を尽くす。
- 一、高速道路、新幹線などが崩壊、電気、ガスにも大きな被害が出ており、早期復旧に努める。
- 一、(現地に入った)国土庁長官から十八日に報告を聞き、さらに必要な万全の対策を講じたい。私自身も現地に急行して何とか被災地の復興策を講じたい。
- 一、(公共機関の安全対策の問題について)今は何よりも人命救助優先、消火に万全を期す。被害を最小限に食い止めるような対策を講じることが大事だ。被害の現況調査を十分行った上で、どこに原因があったのか究明は当然しなければならない。(了)

(具体的な内容はほとんどなかった)
情報提供のあり方

070314





まだボケていた時事通信のニュース配信

01/18 10:57 時: ◎政権安定に全力挙げる＝首相が財界人と懇談＝
時事通信ニュース速報

村山首相は十八日朝、都内のホテルで歌田勝弘・味の素名誉会長ら財界人と懇談し、「社会党の問題では迷惑をかけている。頭の痛い問題だが、政権として前に進んでいく」と述べ、政権安定に全力を挙げる考えを強調した。これは出席者が「景気低迷の原因には政権の不安定があるのではないか」などと指摘したのに答えた。

また、首相は兵庫県南部地震で高速道路や新幹線に大きな被害が出たことから、「耐震政策については、官邸主導で全力でやっていく」と強調した。さらに、対中国政策を含む新たなアジア外交ビジョンについて、「かねがね必要だと思っている。今後、意見を聞く機会を持ちたい」と述べ、有識者などから幅広く意見を聴取する意向を示した。

070314


情報提供のあり方懇



1995年1月19日朝 神戸市長田区大橋中学校
疲れた表情で新聞を見る避難所の被災者たち







私の体験した阪神大震災

1月18日午後神戸市役所と兵庫県庁

- ❖ 神戸市＝1階は避難所。8階の大部屋にメディアの取材本部と災対本部が同席。張り出された避難勧告の資料の前で携帯電話を持って勧進帳で原稿を送稿。本音のやりとりで、一種の現場共闘関係も
- ❖ 兵庫県＝記者クラブには疲れ切った記者たち。入ってきた議員と「こないだのゴルフが」と雑談する現実感のなさ。災対の定時発表に「もっとちゃんと(数字を)まとめてきてよ」と毒づく記者も。


070314 情報提供のあり方懇



1月28日、神戸市役所



情報提供のあり方懇



トップはメディアだ

- ❖ メディアはマスコミだけでない
 - ❖ ホームページ
 - ❖ 広報紙や、マスメディアへの広告出稿
 - ❖ 自治体なら防災行政無線やコールセンターも、メディアだ
- ❖ 最大のメディアはトップ！
こんなに注目されることはめったにない
戦略的な発想を持って備えるべき！！

070314 情報提供のあり方冊



1991年 雲仙普賢岳噴火 鐘ヶ江市長



070314 情報

2000年3月 有珠山噴火
30日、31日



2000年4月12日 有珠山噴火








2004年10月 豊岡市 中貝市長




070314 情報提供のあり方懇

- ❖ 20日に被災。23日に中越地震
- ❖ あっという間にいなくなった大勢の報道陣
- ❖ 2カ月続けた毎日の記者会見で情報発信








日本・死都

小説「死都日本」菅原首相 破局噴火後の官邸演説から

- ❖ 「経済大国日本の復興は不可能と断言して良いかと思えます」「しかし、過去の日本を復活させる必要などないのです」「破局噴火を契機として、日本も世界も劇的に変わるからです」「火山の冬が、北半球を中心に今後10年以上続くと思われるからです」
- ❖ 「開拓村にいる限り仕事には困りません」「産みの苦しみは大変なものですが、火山性土壌は必ず豊饒の地へと変化するのです」「きっと失ったものの以上のモノを生み出すことができます」
- ❖ 「外国の皆さん、私の日本再生計画が円滑に進めば、大量の難民が海外にあふれ出してご迷惑をお掛けするようなことは決してございません。」「この危機を乗り越えれば、何百兆円という緊急輸入をいたしますから、世界経済を活性化する起爆剤ともなりましょう。エネルギー問題や環境問題も解決してご覧に入れましょう」

070314 情報提供のあり方懇



トップの発言は準備されているか

- ❖ 既に、村山首相の時代から大きく改善された日本。だが「菅原首相」の域には達していない。
 - ❖ 災害時に、国は、国のトップは、誰に対して、どういう内容のメッセージを、いつ、どういう言葉づかいで出せばよいのか。
- ❖ 最初は、事態を大づかみもで掌握していること。想定される被害への悲しみの共有と、不屈の意志の表明を。
- ❖ 国や制度は機能しているということ。公助がフル回転しはじめているということを具体的に伝える。想定との関係も
- ❖ 難局に立ち向かう意欲を国民にも求め、共助と自助に動いて欲しいとのメッセージを伝える。
- ❖ 政治家トップが発言できるための準備は整っているか？

070314 情報提供のあり方懇



準備はどこまで進めているか？

いざというときの広報紙のひな形を用意し、区の防災訓練時に、広報担当が実際に原稿を集めて臨時区報を発行する訓練もしている練馬区。

070314



このノウハウを生かし、川口町に広報紙作成の支援を実施



0703



全国マスコミが伝えにくいことも知る 現場は中央の事情や温度を知りたい

◇ これは、新聞向けの記事(2006/01/10-18:35 時事配信)

秋田に雪害調査団派遣へ＝死者、全国で66人に－政府

政府は10日、日本海側を中心とする大雪への対策を協議する関係省庁の局長級による連絡会議を開催し、今週中にも課長級職員で構成する合同調査団を秋田県に派遣することを決めた。長野県への派遣についても検討している。

また、10日午後3時現在で、除雪作業や家屋の倒壊による死者が15道県で66人に上ることが総務庁消防庁から報告された。

今回の大雪では、既に沓掛哲男防災担当相が新潟県、北側一雄国土交通相が福井県をそれぞれ視察している。(了)



手前味噌ですが、防災Webの人気コンテンツ

時事通信 防災リスクマネジメントの配信(2006/01/10-19:47)


【会見詳報】大雪に関する災害対策関係省庁連絡会議(060110)

内閣府 小暮純也参事官

大臣あいさつ。総理、官房長の指示でできるだけ早く対応をということで7日に現地調査をした。昨年12月から1カ月雪が降っており、道路の雪の移設や雪下ろしの支援、特別交付税の現地の要望があり、道路の除雪・排雪、災害救助法、自衛隊派遣など、国の支援を積極的に行っているが、今後も各省庁がしっかりした支援をと冒頭あいさつがあった。

出席者は、17府省庁と内閣官房の48人。

資料を見ていただければ分かるところは飛ばす。まず、気象庁から今後の見通しとして、1週間程度の見通しとして、今後、気温が上がって雪崩などもある。1カ月程度は平年並みだが、平年並みに雪が降るということ。資料にもあるが、59豪雪と比べてもかなりハイペースだという。(続)



何を考えたのか、背景は伝えにくい 膨大な情報の中から選んで流すのがマスコミ

- ❖ 自前で詳報を提供しよう。速報でWebサイトや、中央防災無線のFAXなどで自治体に送ることも考えよう。
- ❖ 会見場の映像をリアルタイムで流すインターネットテレビがあれば、現場でいくら忙しくても重要な場面は見る可能性がある。
- ❖ 国(中央)と現場との温度差を減らし、無用な混乱を減らすことにもつながる。
- ❖ 他にも、できることはたくさんあるはずだ。

070314 情報提供のあり方懇

大規模災害発生時における災害情報について ～ローカルメディアとしての検討～

中京テレビ放送 報道局報道部
武居信介

第一回懇談会の席で紹介しました名古屋での情報伝達の取り組みの現状と課題について、ご参考にしていただきたく概要を資料としてまとめました。名古屋地区は東海地震の強化地域・東南海地震の推進地域に指定されるなどしたため、ここ数年で地震防災の取り組みが大きく進んでいます。地元放送各社も行政と膝を突き合わせてXデーに向けた対策を検討してきました。こうした背景の下、ローカル局の抱える課題の現状と、どこまで災害情報についての対策が進み、課題が明らかになってきているかを示します。*参考資料1

(1) テレビの災害報道におけるローカル放送の現状と課題

外に向けた情報と内に向けた情報・・・

災害発生時のローカル放送の基本は被災地向けの情報である。ローカル局はこのうち向け情報の収集・放送の全力を挙げることになる。

一方でエリアの外に向けて災害の全体像を掴むための放送(ネット局向けの素材送り)が行われる。特に想定東海地震や東南海地震といった広域災害の発生時は、全国放送では全容を掴むため各地の情報をリレーするなどして放送することが想定されるが、それでは地元住民の必要としている情報は十分に伝えられない。名古屋局の場合、エリア内だけでも大きな被害と混乱が想定されており、全国情報についてはローカル局がかいつまんだ情報に再アレンジする必要も考えられる。全国情報や国が東京で出すローカル関連情報について、ローカルでいかに収集・まとめるかも課題だ。

取材はいかに行われる? 点の取材と線の取材・・・

災害発生時の取材に関しては、被災現場の甚大な被害の発生している現場の数箇所が取材拠点となり、そのほかには県庁や甚大な被害の発生している市町村役場が拠点となる。したがって、広域災害の場合は甚大なポイント以外はヘリコプターを使った上空からの情報収集が中心的役割を果たす。

こうしたことから、広域にわたる情報は県庁に集約される市町村情報が重要となり、いかに県庁に詳細な情報を集約するかも大きな課題だ。一方、三重県南部地域など、遠隔地でかつ地理的に制約の多い地域は、特に広域災害の際に取材記者が現地に入り込むことは至難のわざとなり、情報発信が出来なくなる地域も想定される。こうしたエリアについては、自治体が自らいかに情報を発信するかも大きなテーマだ。(2004年の台風豪雨では、実際にJRの鉄橋が流出した現場

を紀伊長島町の役場職員が写真撮影してメールでマスコミに発信することで、初めて報道が可能となったケースもある。)

場合によっては、各社の中から1チームだけが行政と連携して現地に入る代表取材や、自治体による映像撮影、情報発信も積極的に検討すべきだ。

地方メディアの人手不足・・・

ローカル局の報道体制は大規模災害の前にはいかにも脆弱だ。名古屋の広域局では地元名古屋にはそれなりのスタッフもいるが、エリア内の岐阜県・三重県については支局・通信部扱いであり、記者の配置が通常は数人程度しかいない。

災害情報についても広域で被害が発生した場合、情報収集が名古屋に偏ってしまう。岐阜県・三重県については遠隔地からの情報収集になってしまうため、大量の情報をいかに簡便に収集するかが大きな課題となる。

系列応援の限界・・・

災害時には民放も系列からの応援が想定されるが、急性期にはそれなりのスタッフの増員が見込まれるが、膨大な生活関連情報を収集・伝達しないといけない復興期に移るとスタッフ不足が深刻な物となるのは必至だ。

また、広域災害時には応援スタッフも分散され、十分な増員そのものが不可能となる。ここでも、いかに簡便に情報を収集処理するシステムを持つかが重要となる。

デジタル化などの情報伝達手段の高機能化でより充実した放送が可能に・・・

技術の革新に伴い、地上デジタル放送のL字放送やデータ放送、ワンセグ放送でのデータ放送、インターネットサイトを使った情報伝達機能がいたって向上している。現状ではデータ放送などでの情報発信は放送されたニュース内容などに準じるケースがほとんどだが、災害時には文字情報を使った放送が本放送と同時に大きく展開され、被災者に対してより細かな情報伝達が想定される。

名古屋各局でもこうした放送に向けたシステム開発が進められている。

(2) 情報伝達の手段の確保の重要性と現状

名古屋広域テレビ局の試み・・・

3県をカバーする名古屋各局にとって、広域災害の際に膨大な量の情報をいかに早く正確に処理するかは大きなテーマとなっている。想定される情報は、急性期には被害状況に加え避難勧告などの避難関連情報(どの地域に出されているかの詳細情報)、避難所の開設情報(避難所の一覧など)、救護所の開設情報や医療施設の受け入れ態勢状況(一覧が必要)などが必要となる。また、復興期にはライフラインの復旧情報や交通情報、さらには医療関連情報や風呂や商店の情報など様々な生活情報(いわゆる「零細情報」)も必要となる。こうした情報は本放送とは別に、文字情報としてデータ放送などでの展開が想定されて

いる。こうした状況から、大量な情報を少ないスタッフで的確に早く処理していくことが重要で、一次情報を効率的に入手し、処理を簡単に行うことが出来るシステムが求められていることから、各県が独自に開発し市町村からの災害情報を収集するシステムを報道にも活用することが検討されている。01年度から放送各社と各県庁の間で協議を行い、システムの構築などを進めてきた。

三重県のケース・・・

三重県では「防災みえ」のインターネットサイトを常時開設し、緊急時には災害情報を広く提供している。このシステムは、市町村が三重県庁に災害情報を報告する際に、独自に開発したオンラインシステムを使い県庁に報告が入ると同時に情報公開する形となっている。詳細情報がかなり早く公開されている。また、災害時にはアクセスが集中することから、三重県では報道機関と関係機関専用ミラーサーバーを設置しており、ID・PWで限られた関係者だけがアクセスできるようになっており、災害時にも緊急情報が確実に防災機関に伝達される。

さらに避難関連情報は、マスコミ側からサーバーを常時監視する形で、情報変更があった場合には各マスコミの端末でアラームがなる仕組みとなっている。そして、データはXML形式をとっており、データをそのままマスコミ側が取りに行き、自動処理も可能となっている。(中京テレビでは07年度から自動処理と簡単な手作業で避難情報などをニュース速報やL字放送などのさまざまな文字情報に展開できる形となるシステムが稼動する)

課題は市町村と県庁の間のラインの細さと、市町村側のマンパワーが十分でないことなどがあげられる。

愛知県のケース・・・

愛知県も三重県同様に独自の防災情報システムを構築している。

愛知県の場合、県庁と県内市町村、防災関係機関との間で、高度情報通信ネットワークという大容量のデータ通信が可能な地上系と衛星系の行政防災無線のネットワークを有している。

独自の情報通信網を活用した防災情報システムであることから、輻輳の心配をすることなく市町村から無停電で確実な情報伝達が可能なシステムとなっている。すべての災害関連情報はこのシステムで県庁に報告されることになっている。

ただし、このシステムは、三重県と異なりインターネットを利用しないクローズドシステムのため、愛知県では、メインサーバーから分岐した報道機関向け情報提供サーバーを設置している。在名テレビ局の6局は専用回線で、この情報提供サーバーに接続するとともに各社に端末を設置することにより、各社屋において内部情報の閲覧が可能となっている。また、新聞社、通信社を含む県

政記者クラブに加盟各社は、記者クラブ室の各社の専用パソコンで同様の内容を閲覧可能な状態になっている。

課題としては、提供される情報のデータ形式が、HTMLであることから、現在のところ放送画面作成の自動処理に適していないが、07年度には、新たにデータ変換サーバーが設置され、XML系の言語フォーマットであるTVCM L ver.2.0で提供される予定となっている。

また、画像情報もオンラインで提供可能で、協定を締結してヘリコプター映像を配信している。(愛知県防災ヘリと名古屋市消防ヘリ。07年度からは河川情報カメラの映像も常時配信予定。)

また、情報内容については、避難関連情報は公式発表扱いとし、それ以外は記者クラブで配布される紙ベースの発表や、県のホームページ、携帯サイトで発表される情報を公式発表として扱い、オンライン情報はあくまで未確認情報扱いとして報道している。 *別紙資料

岐阜県のケース・・・

岐阜県も独自のシステムを構築し、市町村が情報を入力する形で、さらに岐阜県はTVCM L形式でマスコミに情報をそのまま提供している。現在、岐阜放送はこのTVCM Lをつかってデータ放送で常時災害情報を提供している。ただし、避難情報以外は公式発表レベルと同じ情報をTVCM Lを使って自動的にマスコミに提供する形となっている。(現状では岐阜放送以外は試験運用。中京テレビでは07年度から避難情報など重要情報を三重県同様にオンライン処理する。)

国の出先機関との連携・・・

国土交通省・中部地方整備局と各マスコミの間には河川情報カメラを自由に使える協定を結び、常時映像が提供されている。また、この回線を使って、災害時には国土交通省のヘリコプター映像が提供されるほか、災害現場に臨時に設置されたカメラ映像も提供されている。

ただし、文字情報についての情報のシステム化は未実施。

(3) 各県システムの統一や協力・連携体制の構築

共通システムの重要性・・・

広域災害の際に各局の独自取材による情報収集には限界がある。こうしたことから、特に名古屋地区ではヘリコプターを使った画像や河川情報カメラによる画像情報の共有化が進んでいる。

一方、放送のデジタル化に伴い、文字情報の重要性が増してきていることから、各自治体の災害情報収集システムを効率よく放送に結びつけることも肝要だ。特に、各県が開発した災害情報システムは独自の開発が行われたことから、各

放送局はそれぞれのシステムに対応することが求められた。これは各県ごとに放送局側もシステムを構築する必要があり、効率的ではない。

06年度からは、愛知県を中心に愛知・岐阜・三重の3県と名古屋の各放送局が一緒になって、「防災情報のあり方勉強会」を立ち上げた。この勉強会では情報システムに係る技術的な検討の他、行政とマスメディアを取り巻く様々な運用面の課題等を議論している。

その一つの課題として3県の情報システムからのマスメディアへの提供情報をTVCM方式で統一する方向性が検討されており、現在のところ、3県共通のデータ定義書を作成する準備が進められている。 *別紙資料

こうしたシステムが稼動すると、避難勧告を自動的にニュース速報にしたり、L字画面に加工が簡単に出来るようになる。特に地名などを打ち直す際に間違いが生じたり、長い時間を要したりしてきたが、こうした課題も克服され、正確に、かつ短時間に重要情報を速報処理できるようになる。

また、避難所の一覧や、救護所の一覧など、被災地にとって重要な多くの情報が即時に文字情報として処理され、データ放送やL字情報などに加工されることで、被災者にとっては有効な情報伝達が可能になる。

また、地上デジタル放送、ワンセグ放送の持つこれまでにない様々な可能性については、災害情報への活用面でも、その普及の度合いとあいまって期待される場所であるが、放送画面の編集に優れた共通の情報フォーマットは、こうした新たな取り組みへの基礎となるものと考えている。

国の構築すべきネットワークとは・・・

広域災害の際には、各県の出す情報を集約することが課題となる。名古屋広域圏ではシステムの言語の統一化が達成されれば、よりスピーディーに処理が可能となる。しかし、東海地震の際には静岡などの情報も連携が重要となるが、今のところ名古屋ローカルでの対応となっており、連携が今後の課題だ。災害情報システムの統一的な収集と配信などは国が先導して広域情報としてまとめしていくことが重要だ。名古屋地区で先行するシステムの統一化を全国レベルで導入することも検討していただきたい。

特に医療関連情報などは、県域をまたいでその活用可能な資源を最大限に利用することで死傷者の軽減に役立つと考えられるが、現状の集約システムでは臨時の救護所の情報などは十分反映されていない。住民にとっては軽微な傷病の治療できる救護所の情報なども重要である。

また、風水害の際には県のエリアを越えた情報が重要である。しかし、現状では国の出す情報と県の出す情報、市町村の出す情報はそれぞれ独立して発信されている。河川は自治体の境界にあるケースが多く、複数自治体にまたがって情報伝達が必要であるが、国と県・市町村の各情報を集約するシステムは現状

ではない。ひとつの画面に危険な河川の情報が一目で見られるようにまとめて住民に（報道機関に）提供することも重要だ。こうした情報は、国の出先機関が集約するのがリーズナブルである。

また、国の各機関ごとの情報も、ローカルの現場で集約していくことも重要だ。自衛隊や消防、警察、海上保安庁などの情報は、それぞれ独自に発信されるケースが多い。同じ自治体の中の情報であっても、集約されることは少ない。国（東京）レベルで情報が集約されるだけでなく、災害現場では、市町村ごとに各機関の情報を集約するシステムが重要だ。国（東京）から現地への総合情報の打ち返しシステムも検討されるべきである。

（４）自治体の情報発信能力の課題

システム運用の重要性・・・

愛知・岐阜・三重の各県は災害情報システムを構築し、従来の電話やファックスによる報告に代えてオンラインでの情報伝達に特化してきているが、災害情報の発信は一義的には市町村の課題である。市町村の担当者が多忙で情報入力が遅れたり、システムを十分に使いこなせないと、せっかくのシステムもないに等しくなってしまう。新潟県中越地震での防災無線を使えなかった町役場と同じ様なケースになってしまう。

災害時に確実にこのシステムを稼働させることが最も重要な課題だ。そのためには市町村の担当者レベルが情報発信によっていかに救援などの早さかわるかなどの重要性をしっかりと認識し、入力担当者を配置するかだ。まだまだ市町村の認識とマンパワーは十分とは言えない。

上部機関や周辺自治体の応援の必要性・・・

災害時に小さな市町村は担当者がさまざまな仕事を兼務することになり、スタッフが充足しているとは言いがたい。こうした中、市町村レベルでの対応には限界があることを認識して、各県庁がスタッフを派遣することや、周辺市町村の防災担当者（システムになれた専門家など）が応援に入ることの肝要だ。

手馴れたスタッフが災害発生直後から応援に入り、情報発信システムへの入力・発信をケアすれば、情報発信能力は飛躍的に改善される。

日ごろから連携訓練を重ねたり、相互扶助体制を構築するなどソフト面でのシステムの構築も重要だ。

広報システムの欠如・・・

災害発生時にはマスコミと被災自治体の担当者との間でトラブルが発生しがちだ。通常はマスコミの担当者も少ない市町村にとって、災害発生時には経験したことのないような多くのマスコミ記者への対応が迫られ、相互不信を生む土壌となっている。

災害時には自治体が積極的に情報発信することで、地域住民の命を守り、多くの救援の手を呼ぶことにつながることを市町村の担当者も十分認識することが重要だ。

災害時の広報システムについて、しっかりとした体制を考慮して災害対策本部の編成などを行っている市町村はほとんどないのが現状だが、当初から広報システムを想定しておけば、トラブルも相当解消されるものと思われる。

全国の警察では統一的に広報窓口は警察署のナンバー 2 である次長が担うシステムとなっており、マスコミ側もその仕組みを熟知している。災害対策本部でも同じ様なシステムを構築すれば、混乱はかなり解消されると考えられる。

自治体が災害時には住民の命を守るために情報を自ら積極的に発信するという意識を持つこととともに、責任ある立場の担当者が広報窓口になって対応するというシステムづくりにより、災害情報の効率的な発信が可能になる。

意思疎通の重要性・・・

こうした市町村担当者とマスコミ担当者との間に、日ごろから意思疎通があれば、緊急時の混乱はかなり解消される。市町村とマスコミ・都道府県との協議会を設置するなどして、マスコミ側が緊急時に何をしようとしているのか、どのような情報を求めているのか、住民にとってどのような情報が必要なのかなど、日ごろから意思疎通をしていくことが重要だ。県庁を中心に市町村の防災担当者とマスコミ担当者が同席する会議などの開催が求められている。

(5) 情報の質のアンバランスについて

住民が知りたい情報と自治体が出せる情報(出したい情報)の違い・・・

各県庁レベルで情報発信したいとする情報に河川情報の水位情報が示されている。こうした情報の有用性は認識するものの、住民レベルで専門性の高い数値情報をいかに活用できるものか、検討の予知があると考えられる。住民にとって重要なのは、危険性の情報であって、水位の詳細情報ではない。

危険性の情報については本来最大限の情報ツールの確保などが求められるが、現状は危険性を簡易に認識できる情報発信にはあまり労力が費やされているとは認識できない。行政の「出せる情報」と「住民に必要な情報」の間でもっと精査が必要ではないだろうか。こうしたことは、多くの場面で散見できる。

情報の翻訳者としての役割・・・

雨量情報や水位情報、余震確立など、住民にとって重要ではあるが、わかりにくい情報については、確実に平易な言葉で瞬時に認識できるような表現による情報発信が重要だ。

行政の専門家は自分たちの専門用語を使って表現するのではなく、小学生でもわかるような住民への情報発信が求められている。マスコミもこうした情報を

選別し翻訳する責務を負うものだが、1次情報を発信する段階でも平易な言葉や内容に翻訳する努力が求められている。

「零細情報」の収集と発信・・・

大規模災害の際には、医療救護所などだけでなく、風呂屋の情報や商店の営業情報など、生活に密着した情報も被災住民にとってはいたって重要な情報となる。現状のマスコミの取材体制では、こうした情報を収集・発信する能力を十分に有するとは考えられない。行政やボランティア、ライフライン各社などとの連携の中で、こうした「零細情報」についても、いかに情報を集約するかも大きな課題である。

特に、愛知・岐阜・三重の各県が設置している災害情報システムと各放送局が開発を進める文字情報システムを活用すれば、こうした零細情報が簡易にデータ放送などに展開が可能になる。今後、こうした零細情報の収集などをサポートしていくことが求められる。

(6) 名古屋での取り組みの先導役とは・・・

NSLの果たした役割・・・

名古屋地区では災害情報の伝達などで、マスコミと行政の連携がかなり進んできている。こうした背景には、2001年4月から続けられている名古屋大学とマスコミを中心とした地震災害の勉強会・NSL（ネットワークフォアセービングライフ）の活動が大きく貢献している。NSLは毎月、名古屋大学を中心とした学者とマスコミ各社の担当記者・デスク・アナウンサーや行政の担当者らが集い、毎回ゲストスピーカーを招いてさまざまな角度から勉強会を開催している。

ここでは、すべてがオフレコを条件に忌憚のない議論が交わされている。NSLで紹介された内容は地震防災を扱った番組や新聞記事に紹介され、さらには、人的ネットワークづくりにも貢献している。防災は単独の社や機関で進めることは不可能で、多くの機関が切磋琢磨しながら、その壁を越えて議論して共通認識を作っていくことが重要だ。防災は人を作ることであり、こうした取り組みが各地で広がることが期待される。

参考資料

<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/yamaoka/nns1/nns1.html>

* 参考資料 1 : 名古屋地区のテレビ局の現状

名古屋地区には本社名古屋にある広域局と、単県エリア局が混在している。

広域局 (対象エリア・愛知県、岐阜県、三重県の3県内)

中部日本放送 (TBS系列)、東海テレビ (フジテレビ系列)、メーテレ
(テレビ朝日系列)、中京テレビ (日本テレビ系列)

単県局 (対象エリア・各県内)

テレビ愛知 (愛知県・テレビ東京系列)

岐阜放送 (岐阜県)、三重テレビ (三重県)

NHK (名古屋放送局・岐阜放送局・三重放送局)

マスメディアと連携した緊急情報の伝達のあり方について
- 災害情報の伝達に係る愛知県の取組みと考え方 -

愛知県防災局災害対策課

愛知県では、平成 12 年 9 月 11 日から 12 日にかけて、台風 14 号と秋雨前線の影響による未曾有の集中豪雨に見舞われ、県内のほぼ全域に渡り、浸水被害にみまわれた。いわゆる「東海豪雨」といわれる災害である。

この後、愛知県水害対策検討委員会などにより、この災害の対応状況等について検証され、様々な課題が指摘されたが、その中で、災害危険性の周知の重要性の認識、避難勧告・指示のあり方、災害情報の収集・伝達のあり方といった災害情報のあり方に係る課題が浮き彫りになった。

こうして浮き彫りになった課題に対する愛知県の取組みと、県民への災害情報の提供のあり方に関する考え方、特に報道機関との関係について述べたい。

1 東海豪雨前の情報収集・伝達体制

- ・ 市町村から県への被害報告は、県事務所経由で、一定時間毎の状況を電話、FAX で伝達され、その集計を手計算で行っていた。
- ・ 集計結果については、被害状況速報として、国など関係機関に FAX で伝達されていた。
- ・ ライフライン機関等との防災関係機関情報も、電話、FAX で伝達されていた。
- ・ 関係機関相互の情報は、必要に応じて紙ベースで情報交換していたが、常時情報を共有化しているシステムにはなっていない。
- ・ 避難勧告・指示等の県民の生命に関わる情報について、電話、FAX の他、記者クラブへの紙ベースの情報提供しか報道機関への伝達手段がない。
- ・ 報道機関に対する情報提供は、被害状況速報をもとに、報道発表資料を紙で作成し記者クラブを通じて提供していた。

2 東海豪雨の反省から指摘された課題

- (1) 情報収集、集約に時間がかかり、集計に手間と人手がかかるとともに、被害の全体の把握に多くの時間を要した。
- (2) 防災関係機関相互の情報の共有化が不十分であった。
- (3) 住民の避難行動に繋がる避難勧告・指示の的確な情報発信が適切になさ

れなかった。

3 東海豪雨を契機に行った愛知県の災害情報に係るこれまでの取り組み

東海豪雨の反省から指摘された課題のうち、(1)及び(2)の情報収集・集約の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化、さらには、収集・集約された情報を災害対策の第一次機関である市町村へ迅速に伝達する手段として、コンピュータネットワークを利用した災害情報の収集伝達システムである「愛知県防災情報システム」を開発した。

【愛知県高度情報通信ネットワークシステムの整備】

- ・ 県内市町村と一体で、災害に強い独自の通信回線網を構築することを目的として、地上系無線と衛星系無線の2ルートにより、映像、データ通信にも対応できる高速・大容量のデジタル多重マイクロ無線回線を整備した。

平成13年度 地上系無線 一部運用開始

平成14年度 地上系無線 本格運用開始

平成16年度 衛星系無線 運用開始

【愛知県防災情報システムの整備】

- ・ 愛知県高度情報通信ネットワークを利用した防災情報システムを導入し、市町村、防災関係機関をオンラインで結んだ災害情報収集、伝達体制を整備した。

平成13年度 基本設計、実施設計

平成14年度 システム整備、一部運用開始、
災害対策本部室の機能強化整備(OA化)

平成15年度 GIS(地理情報システム)整備

平成16年度 本格運用開始

- ・ 防災情報システムで収集した情報について、ネットワークで接続された県の各機関、市町村、防災関係機関で情報の共有化を図ることが可能となった。
- ・ 災害情報を、県ホームページ及び携帯サイトに防災情報システムからアップロードできるようにした。

(3)の課題への対応としては、災害時における住民への情報提供のあり方を検討する必要があり、愛知県水害対策検討委員会報告書では、次のような提言がなされている。

複数のチャンネルによる住民への情報提供とマスメディアとの連携
 災害時の住民への情報提供は、一つでなく複数のチャンネルを用意しておくことが大事であるが、テレビ、ラジオ、新聞などマスメディアが特に有効であり、マスメディアとの連携を図るべきである。
 (愛知県水害対策検討委員会報告書から抜粋)

災害時に住民へ情報を提供するには、防災行政無線、広報車、消防職・団員の巡回、自主防災組織による声かけ、CATV、ミニ FM、メーリングサービス、インターネット等いくつもの手段が考えられるが、どれか一つでなく複数のチャンネルを用意し、地域の実情にあった形で充実させていくことが重要であろうと考えている。これらの手段は、地域特性に密着した伝達手段であることから、主として市町村が行っており、県としては、市町村の行うこれらの事業に対して、防災マップ作成や資機材整備の補助金の交付、消防団、自主防災組織の活性化事業、地域の防災リーダーの育成などで支援している。

その一方、マスメディアとの連携に関しては、多くの住民が発災直後は、テレビ、ラジオを通じ、ある程度時間を経過すると、新聞から情報を入手している実態があり、意識調査でも、県民の7割以上が避難勧告の伝達手段としてテレビ、ラジオを望んでいる。

また、マスメディアと連携して効率的に住民に情報提供できれば、応急対策に忙殺されている現場の負担軽減にも繋がると思われる。

マスメディアとの連携は、県単位或いは県域をこえた広域広報媒体であることから、県で集約して情報提供することが合理的である。

そこで、県と報道機関との意見交換の場を設定することとした。

【参考】

愛知県水害対策検討委員会委員名簿

平成 14 年 3 月現在

学識者(6名)

氏名	所属・職	専門分野
小栗宏次	愛知県立大学情報科学部教授	情報科学
河田恵昭	京都大学防災研究所巨大災害研究センター長、教授	河川工学
高田弘子	都市調査室代表	まちづくり
西沢信正	金城学院大学現代文化学部 特任教授	報道
林 上	名古屋大学情報文化学部教授	都市経済地理学
林 春男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授	災害心理学

市町村代表(6名)

氏名	所属・職
勝田徳男	名古屋市消防局防災部防災室長
浮海正夫	春日井市総務部長
小林榮瑣征	刈谷市総務部長
菅井竜彦	西枇杷島町総務部長
富永 眞	東浦町総務部長
原田 均	稲武町総務課長

県職員

氏名	所属・職
門脇克己	県民生活部消防防災課長
石田敏文	県民生活部消防防災課主幹
大内忠臣	建設部河川課長
野澤重明	建設部砂防課長
伊藤元二	尾張事務所次長兼総務課長

【報道機関との意見交換の場の設定】

- ・ 東海豪雨に際して指摘されていた避難勧告・指示等の緊急情報の迅速かつ的確な県民への伝達のあり方について、愛知県防災情報システム整備と並行しながら、平成14年7月頃から在名の放送局と意見交換を進め、平成14年11月20日に「愛知県政記者クラブ」加盟のテレビ、ラジオ局、新聞社、通信社と指定地方公共機関に指定しているラジオ局の参加を得て「災害情報提供に係る報道機関との連絡会議」を開催した。
- ・ この連絡会議以降、逐次、防災情報システムのオンラインによる報道機関への情報提供について、提供内容と技術的な調整を図るための協議を重ね、報道機関への災害情報の提供に係る協定の締結と県防災情報システムの報道各社へのオンライン接続を実現した。
- ・ 平成18年5月23日、在名テレビ局と、岐阜県、三重県の参加を得て、地上デジタル放送、ワンセグ放送など新しい技術の進展を踏まえ、幅広く防災情報のあり方について率直に意見交換及び情報交換する場として、「防災情報のあり方勉強会」を立ち上げた。

【報道機関への災害情報の提供に係る協定の締結と運用】

- ・ 平成17年5月23日に、愛知県政記者クラブ加盟各社と県との間で、避難勧告・指示の状況、避難所開設状況、救護所の開設状況について、オンラインによる情報配信にかかる協定を締結し、同日から運用を開始した。

- 協定の主な内容 -

県防災情報システムから直接オンラインで提供する情報については、即時性を重んじるために未精査であることに十分留意し、報道機関の責任において利活用することが前提であること。

- ・ また、在名テレビ各局と、県防災ヘリコプターによるヘリコプターテレビ画像電送システムの災害映像情報のオンライン提供について協定を締結し、運用している。
- ・ 平成 18 年 3 月 31 日、オンラインによる情報提供の範囲を拡大するよう協定内容を見直し、従来の避難関係情報に追加する形で、人的被害、住家被害、公共施設被害、災害対策本部設置状況など 17 項目を提供することとした。

【愛知県が報道機関にオンラインで提供する情報の現状】

- ・ 提供情報の性格から、報道機関においてノーチェックで配信されることはないと考えられること及びシステムのセキュリティー管理の必要から、他のネットワークへの無条件の接続を想定していないことから、提供に際しての言語形式を、まず人間による判断が先行するというこで、編集に適する言語特性より視認性の高さを重視し、広く一般的なブラウザで見ることのできる HTML を採用した。
- ・ ただし、防災情報システムの設計段階では、地上デジタル放送のデータ放送やワンセグ放送の特性等について広く知られてはならず、まったく未知数のものであったことから、データ放送を念頭においた言語特性については考慮されていない。

4 愛知県の報道機関に対する災害情報提供の考え方

【基本方針】

災害情報は、個人情報を除き、原則、公開情報である。特に、住民の生命と財産に直接影響する緊急情報については、積極的に情報提供していきたい。

【なぜ、災害情報を収集、伝達するのか】

県、市町村は、災害応急対策の 1 項目として、災害対策基本法第 51 条に定めるとおり、情報の収集、伝達に努めなければならないこととされている。また、同法第 53 条では、市町村は、都道府県への報告義務を負い、都道府県は、内閣総理大臣への報告義務を負うこととされている。

災害情報の伝達は、法律上定められた義務に違いないものの、県及び市町村は、災害対策基本法第 4 条及び第 5 条で定める防災上の責務を負い、災害対策の実施機関として、被災状況と対策状況を把握し、災害応急対策

の実施に必要な対策の立案、判断の基礎とするために行うことが最大の目的である。

都道府県から国への報告や市町村から県への報告は、迅速かつ的確に行われなければならないが、報告する目的は、国、防災関係機関が行うべき災害対策活動に資するために行うものであり、国の支援、他府県の応援の判断の基礎となるべきものである。

報道機関への情報提供は、災害応急対策の推進の上から不可欠な、住民へ情報伝達手段と捉えており、報道機関との連携で実施する災害応急対策の一つとして考えている。

【愛知県の報道機関への情報提供に関する考え方】

- ・ 各報道機関から、住民に発信される情報は、原則、報道機関の責任の下で取り扱われるべきであり、報道機関は自らの報道内容について承知しないまま放送することは考えられない。
- ・ 行政としては、できるだけの情報提供はするが、それをどう利用し、活用するかは、報道機関の判断に委ねられる部分であり、報道の自主性、主体性を考えた場合、各報道機関が、災害対策基本法で定める指定公共機関、指定地方公共機関という防災関係機関の責務として県民に的確に災害情報を伝えるべきである。行政としては情報提供から先は支援、協力の範囲しか関われないものと認識している。
- ・ 行政として、どうしても伝達したいことがあれば、協力要請ということはありうると考えているが、要請の範囲を超えることは考えにくい。
- ・ 情報発信の状況においても、情報の正確性を主眼とした平時の情報発信ではなく、非常時の混乱状態において、場合によっては、拙速が正確性に優先する判断基準となる状況であることから、情報の二元化による混乱を招くことは極力避け、限界状況にある市町村職員の負担軽減を最大限考える必要がある。
- ・ 緊急の災害情報と、時間的余裕のある情報とは対応に差があることを認識すべきであり、命に関わる緊急情報は、誰もが注意を喚起できるわかり易い単純かつ明確なものである必要が高く、詳細性よりも迅速性を主眼とすべきものであり、インフラ施設の復旧や各種サービスの提供などの生活維持情報や、安否情報などの安心情報については、災害関連情報としても正確性の確保が重要視されるべきであろうと考えている。
- ・ 災害対策は、「やるべきこと」をまず考え、実際に運用する組織や人を十分に考慮して、「やれること」としてどんな技術が活用できるか手段を考えることが基本であるが、災害情報の伝達に関しても例外ではない。

【市町村の災害情報の伝達に関する認識】

- ・市町村レベルでは、防災行政無線、メーリングサービス、広報車、職員、消防職・団員による巡回等、行政の持つ広報手段を使い独自の広報も展開しつつ、CATV、ミニFM局など、コミュニティーメディアへの情報提供による伝達など、マスメディア以外の広報手段を展開している。マスメディアへの情報提供は、住民に対する情報発信の手段のワンオブゼムにすぎず、マスメディアに対しての情報提供手段がそのまま他の手段に適した情報提供方法であるかのような一律の議論はできない。
- ・ワンソースマルチユースの検討は、個々の市町村の実情に合わせ、個別に最適を検討すべきであり、市町村独自の災害情報収集システム等と県防災情報システムとの整合の検討に当たっては、個別に協力する考えである。
- ・市町村は、災害対策の最前線で対応し、住民に対して行った情報提供により生じた結果に対して責任が生じる。それだけに住民の生活に直接影響を及ぼす情報については、慎重にならざるをえない場合がある。
- ・市町村災害対策本部においては、混乱状況の中、当面の対応に忙殺され、災害の規模が大きくなればなるほど、情報伝達は遅れがちになるものである。ニュースソースとなる市町村に的確な支援体制をとり、情報収集・伝達機能を確保する方策を検討しておくべきである。

5 今後の愛知県の取組みについて

(1) 災害情報のあり方についての検討

現段階における愛知県防災情報システムでは、先にも述べたように、地上デジタル放送のデータ放送やワンセグ放送の特性、特にデータ放送を念頭においた言語特性については考慮されていない。

しかし、2011年の地上デジタル放送への完全移行を前に、急速に地上デジタルテレビやワンセグ対応携帯電話やカーナビゲーションの普及が見込まれ、地上デジタル放送やワンセグ放送の特性を、災害情報の伝達にも十分活用できるような基礎的な対応を検討する必要性が高いと認識している。

そこで、次の事業展開ができないか検討を開始し、その検討母体として、平成18年5月23日に立ち上げた「防災情報のあり方勉強会」を位置づけたいと考えている。

なお、この勉強会には、学識者や市町村、通信事業者等にも参加を呼びかけて、議論を重ねていければと考えている。

【事業構想案の概要】

防災情報システムによるデータ提供方式の見直し

県防災情報システムによる情報提供が、報道機関のデータ編集に一般的に

使用されている言語でできれば、放送局側における物理的な情報処理時間が大幅に短縮できることが期待できる。

できるだけ速やかに取組みたい事業の構想

「防災情報のあり方勉強会」において、データ提供にかかる課題の抽出を行うとともに、編集性に優れた XML 言語化と、自動送信するデータに係る信頼性確保策の検討をおこなう。

また、XML 言語への変換システムを県防災情報システムに機能付加し、できるだけ早い時期の実用化に向けて検討したい。このことにより、地上デジタル放送のデータ放送に対応できる情報提供の迅速化が可能となる。

また、県域を超えた広域対応については、岐阜、愛知、三重の3県が共通の考え方で連携を図り、各県の情報について共有化が図られたうえで、今後の各県の取組みは、各県の将来のあるべき姿について議論が重ね、可能な限り協調した対応が望ましいと考えている。

さらには、河川情報等についても、避難関係情報とリンクさせて XML 言語で提供し、一体として報道機関に提供できれば、更に情報として有益なものとなると考えられ、河川管理部局と連携を図っていきたいと考えている。

XML 言語化後に「防災情報のあり方勉強会」で将来的に協議していききたい項目

自動起動システムの検討

緊急情報は、平時、意識して情報を収集しようとしていない者に対しても、強制的な警告(アラーム)情報として、注意を喚起できることが望ましく、地上デジタル放送による自動起動システム活用の可能性を検討していきたい。GPS の位置情報に対応した具体的な避難行動規範となるような情報提供システム(個人向け特定地域情報提供)

地上デジタル放送のデータ放送では、郵便番号単位のローカル情報の提供が可能となることから、ワンセグ携帯電話の GPS 機能で、位置情報を特定し、所在地の避難に係る情報を提供することが可能となれば、地図により、安全な移動手段等に係る個人の行動範囲に係る必要な情報提供及び迅速かつ適切な避難誘導が期待できる。

市町村と連携したシステムの開発が可能となれば、旅行者等の住民以外の地理に明るくない人に対しても避難に係る具体的な情報提供が可能となる。

特定受信者向け情報の提供システムの実用化

放送波によって、事前に登録した特定のワンセグ携帯電話のみを呼び出すシステムが確立すれば、災害時の要援護者向け早期避難や、災害対策要員の緊急

呼出などに活用でき、通信の輻輳の恐れがなく、同時一斉の連絡が、時間のロスがなく可能となる。その制度上の条件整備を含め検討していきたい。

災害時における市町村支援体制の強化

どんなすばらしい情報システムを構築しても、最初に情報を入力する市町村において、混乱して対応できなければ何の役にも立たない。例えば、東海豪雨の際、町域のほとんどが浸水し、役場自体も浸水によって通信インフラをはじめとした防災機能が麻痺した西枇杷島町(現在の清須市)のような場合には、町職員に多くの対応を求めることは困難であり、県への報告もできない状況にあっては、県において、市町村災害対策本部の機能を維持し、情報収集、伝達体制を確保するよう、職員の派遣や、県における代行措置により、積極的な支援策を講じていく必要がある。

平成 17 年 2 月に発表された「あいち行革大綱 2 0 0 5」では、防災体制強化の柱の一つとして、現場即応体制の徹底と市町村に対する防災支援体制の強化を掲げており、「市町村支援チーム」という形で、市町村の災害応急対策活動を支援する体制整備に取り組んでいる。

災害情報の収集、伝達は、市町村災害対策本部の主要な機能であり、その機能確保のための体制作りに、県内市町村とともに取り組んでいきたい。

防災情報あり方勉強会の今後の検討課題と検討方法について

愛知県防災局災害対策課

主任主査 原 田 信 一

【課題 1】 愛知県、岐阜県、三重県の共通のデータ提供形式のルール化

共通言語化の可能性の検討

- ・ 各放送局の放送編成システムで共通に対応できる言語形式の定義付け
- ・ 各放送局の放送画面のプラットフォームに対応できる最大公約数の決定
- ・ 提供する情報の項目、条件、制限の明確化
- ・ 配信データの定義、配信コードの定義の統一的な設定

各県防災情報システムの共通化の必要性の検討

- ・ 3 県共通のデータベース化の可能性の可否
- ・ プッシュ情報、プル情報双方に対応する情報の発信サーバーの各放送事業者、3 県及び各県市町村の共同運用体制の必要性の検討

地上デジタル放送、ワンセグ放送の持つ可能性の有用性の検討

- ・ 放送波による自動起動によるアラーム機能の活用
- ・ 特定受信者向け情報発信の可能性
- ・ 視聴者からの返信情報を始めとする双方向情報の運用体制の検討
- ・ 郵便番号単位の超ローカル情報の配信の仕組みの検討
- ・ 防災情報システムと他のシステムの有機的な融合の可能性の検討
- ・ 自動配信データのチェック体制・システムの構築

【課題 2】 県と市町村と一体となった情報提供体制のあり方の検討

県と市町村が一体となったシステム運営のあり方

市町村が報道機関を経由して住民に伝えたい情報の精査

- ・ 緊急情報と被災者生活支援情報
- ・ 広域情報とローカル情報
- ・ プッシュ情報とプル情報
- ・ 他の広報媒体との連携、情報フォーマットの共通化
平常時活用の可能性の検討・・・常日頃から活用できるシステム
情報の迅速性、確実性、信頼性確保の検討

- ・ 市町村において、適宜適確に情報発信ができる条件整備の検討
- ・ 市町村の行政機能の低下或いは麻痺した場合のバックアップ体制の検討
災害対策本部設置時の県、市町村の報道機関への情報提供マニュアルの検討
- ・ 防災担当者以外によるスポークスマン制度の導入

【課題3】住民の行動に繋がる緊急情報のあり方について
情報発信者として、取りうる方策の洗い出し

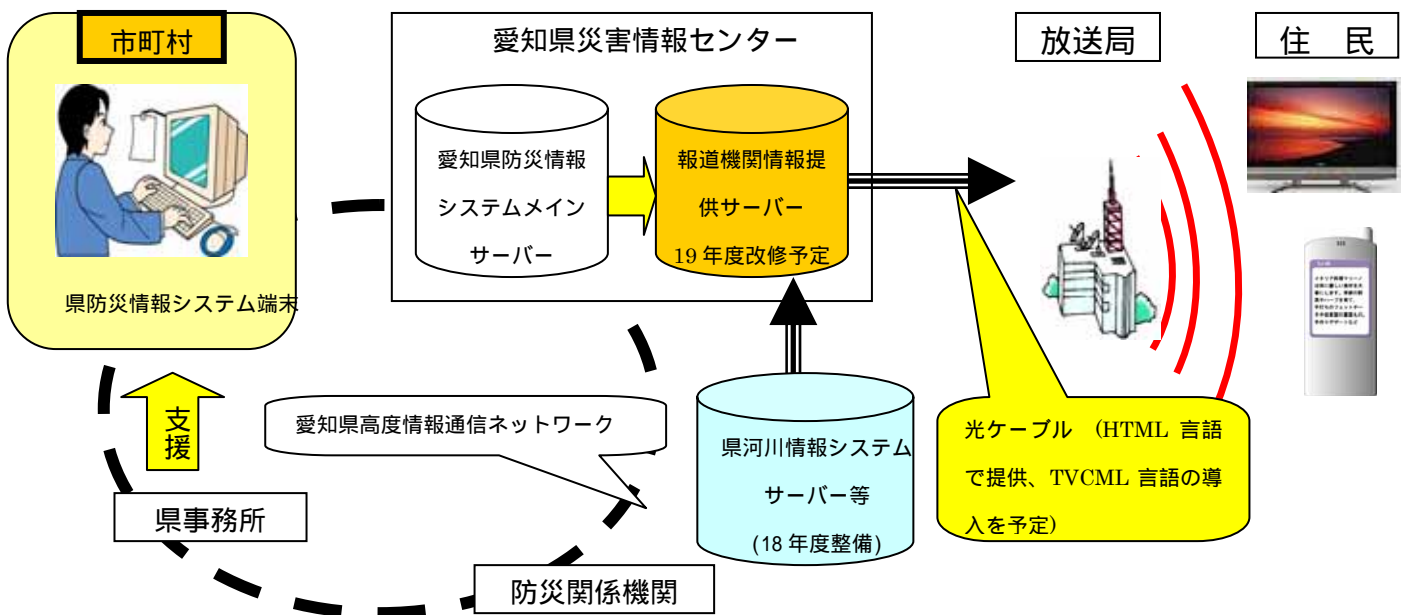
検討の目標設定

検討期間 2011年3月末までに、検討結果を集約
検討結果を検証の後、次の目標設定、検討期間の設定を行う。
中間目標 毎年度末までに、翌年度の重点検討テーマを設定していく。

【19年度検討テーマ(案)】

- 1 東海3県のTV CML ver.2.0による情報提供配信コード、配信データ定義書の検討
- 2 県と市町村と連携し、一体となった情報提供体制の検討

平成19年度愛知県防災情報システム整備予定



19年度事業の概要(予定・未確定情報)
 現行の報道機関情報提供サーバー(HTML)に加え、TV CML ver.2.0による情報提供サーバーの設置
 県河川情報システムを防災情報システムの報道機関情報提供サーバーに受け入れ、現行の光ケーブルを利用した一体化した情報提供システムの整備
 県事務所を中心とした県地方組織による、市町村支援体制の整備
 災害情報センターの機能強化に伴う、広報体制の見直し